

PRIMAFF REVIEW

農林水産政策研究所 レビュー No.6

2002.12

CONTENTS

特集

「農業・農村構造の現状と動向(その1)
——2000年農業センサス分析——」

**プロジェクト
研究の紹介**

海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の
動向についての研究
農村経済活性化に関する総合研究

目 次

巻頭言

アーバン化の理想はルーラル化.....川勝平太

特 集

『農業・農村構造の現状と動向(その1)』

2000年農業センサス分析 1

農家階層変動の特徴と要因 橋詰 登..... 2

一世代家族経営の行方 江川 章..... 8

より高齢化する農業労働力 松久 勉.....14

農地利用の構造的変化 借地・大規模化の進展と農地利用の後退 小野智昭.....20

「農家以外の農業事業者」の水田農業への進出 鈴村源太郎.....26

プロジェクト研究の紹介

海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向についての研究 渡部靖夫ほか.....32

農村経済活性化に関する総合研究 千葉 修.....45

[第5回 政策評価研究会]

政策評価におけるロジックモデルの適用 高木 健・森田 崇.....52

ほんのさわり

コンビニ ファミレス 回転寿司 島田 聡.....54

コラム

食品表示の信頼回復への道 JETROレポートより 嘉田良平.....55

行政・研究間距離と農業保護水準の国際比較 渡部靖夫.....56

学会報告

環境経済・政策学会 2002年大会 矢部光保.....57

平成14年度日本農業経営学会研究大会 鈴村源太郎.....58

第15回国際社会学会大会・農業食料社会学分科会 (ISA-RC40) 立川雅司.....59

駐村研究員だより

良い農地をつくろう 西田純一.....60

定例研究会報告要旨 (第1895回～第1900回)

環境経済統合勘定による地域経済の分析 (林 岳) ...61 / CIS農業改革の比較 (野部公一) ...62 / 現代農村問題とジェンダー (中道仁美) ...63 / 農業の多面的機能に関する日仏比較研究 (嘉田良平・須田文明) ...64 / ブラジル大豆の生産動向 (1970・2002年) (清水純一) ...65 / 地方制度と農村振興 (石井圭一) ...66

特別研究会報告要旨

介護サービスの活動現況：介護保険下における介護サービス事業の展開状況 (相川良彦) ...67 / 介護サービスの活動現況：長崎県五島地域における介護福祉事業所 (叶堂隆三) ...67 / 食品安全行政の現状と課題 (中嶋康博) ...68 / IT社会と農業・農村 (山中守) ...69 / 北海道における廃棄物勘定の試算 (山本充) ...70 / GMO政策の言説空間をどう捉えるか? (大塚善樹) ...70 / 消費者に対する安全な食品の供給に向けて (武内智) ...72 / 科学技術と市民社会 (藤垣裕子) ...72

研究活動一覧 74

最近の刊行物 77

巻頭言

アーバン化の理想は ルーラル化



国際日本文化研究センター 教授
—— 川勝 平太*

農村と都市とは対立的にとらえられがちだ。だが、世界の諸都市の比較研究がすすみ、近世日本の都市は、近代西洋の都市と比べて、農村と融合した「農村都市」(agricultural town)であったと特徴づけられている。つづめれば「農都」である。字のごとく農村と都市とは一体であり、共生・共死の運命共同体であったわけだ。

幕末に訪日した西洋人はそのような日本の都市をガーデンタウン(庭園都市ないし花園都市)というコンセプトでとらえた。江戸だけでなく、北は津軽から南は薩摩にいたるまで、いずれの城下町も、煙突や工場群はどこにもなく、水、緑、花にあふれていた。日本の生活景観はガーデンに囲まれていた。当時来訪した外国人の目に映じた日本の美しい生活景観への賛嘆は多くの記録に残されている(それを数年前に渡辺京二さんが『逝きし世の面影』(葦書房)にまとめた。一読に値する)。

近世初期からの園芸の蓄積が「農都」と称しうる都市景観を生んだのだ。近世日本には植木職人の数が世界でもっとも多かったといわれる。それだけに近世日本の都市のたたずまいは、近代西洋の都市の生活景観とは対照的であった。近代化の先頭を切ったイギリスをドイツ人のエンゲルスが青年時代に訪れた。そして彼が『イギリスにおける労働者の状態』という著作で描いたイギリスの工業都市(以下「工都」)の姿はスラムである。エンゲルスの友人のドイツ人マルクスはイギリスに亡命して『資本論』を書いたが、そこで描かれたのはイギリスの「工都」群で搾取されている労働者の貧困である。

しかし、このイギリスの「工都」群を賛嘆の目で見た外国人がいた。それがほかならぬ日本人である。明治5年にイギリスを視察した岩倉使節一行だ。その記録にいわく

「工業貿易は全イギリスの富を収める要領であり、国民の注意はおもに工業貿易にある。ゆえに人民は各地の都市に集まって、村落に住まうもののおのずから減少し、農作食用元品の生産は、ますます欠乏するのをまぬかれない。その欠乏は工業貿易の利益でもって買い入れる。これらの事情はことごとく日本とは正反対である」(『米欧回覧実記』二、岩波文庫、384頁、読みやすく改めた)。

明治日本のリーダーたちは自国の「農都」を、まさにそれとは正反対の「工都」に変えるという不退転の決意をした。以来、日本では工都の建設ラッシュになった。それは農都を壊滅させた。戦後の高度経済成長以降は農都破壊の波は僻地にまで及んだ。

*当研究所参与

「工都」建設は実現した。だが、近代化は本当に工都化が終着駅なのだろうか。「近代化とは工都化である」というのは錯覚だったのではないか。

マルクスやエンゲルスのような外国人にとってのみイギリスの「工都」群が異常に見えたのではない。当のイギリス人の識者も都市問題を憂えていた。ジョン・ラスキン(1819-1900)はマルクス(1818-1883)と同世代であるが、こう書いている。

「内には清潔でにぎやかな街路が走り、外にはひろびろとした大地が横たわる。塀の周囲には美しい花園と果樹園が帯のように広がっているので、町のどの場所からでも、新鮮な空気と草原に遠い地平線の眺めに接するに数分とかからないであろう。これこそ究極の理想である」と(『ゴマとユリ』)。

これは単なるラスキン個人の究極の理想だったのではない。この一文は、後にガーデンシティの名を高からしめたハワードが『明日の田園都市』で引用したものだ。そして、その理想をハワードは「都市と農村は結婚しなければならない」という一文にまとめかえした。要するに「農都」である。それをどこで実現するか。「(イギリスの)農村には美しい景観があり、広い猟園、スミレの香りの漂う森、新鮮な空気、さらさら流れる小川」がある。農村だ。農都の建設のためにガーデンシティ協会が設立された。レッチワースやウェルウィンでガーデンシティが建設され、世界の都市建設に影響を与えた。エンゲルス、マルクスが憤り、工都を克服するためにラスキンが理想を描き、ハワードはその理想を実現したのである。以来、ガーデンシティは都市建設の理想となった。

とすれば、都市の理想は、逆説的だが、「農都」であり、推進すべきは、逆説的だが、アーバン化というよりルーラル化だ、ということである。

ふと、思う。「日本のラスキン」はいないのか。

宮沢賢治をあげたい。

「正しく強く生きるとは銀河系を自らの中に意識してこれに応じて行くことである。

われらは新たな美を創る 美学は絶えず移動する

「美」の語さえ滅するまでに それは果てなく広がるであろう

おお朋だちよ 正しい力を併せ、われらすべての田園とわれらすべての生活を一つの巨きな第四次元の芸術に創りあげようではないか。

まづもろともにかがやく宇宙の微塵となりて無方の空にちらばろう

われらに要るものは銀河を包む透明な意志、巨きな力と熱である

永久の未完成これ完成である」

これらは『農民芸術概論綱要』の一節である。全集本で僅かに全14頁、余りに短いため、一書にまとめられることは滅多にない。賢治は生前にこれを発表せずに羅須地人協会で講義した。この綱要はマルクスの『フォイエルバッハにかんするテーゼ』(文庫本で6頁足らず)を格において凌駕し、ラスキンの名文にも並ぶだろう。広く読まれることを望みたい。宮沢賢治の崇高にして美しい理想を実現すれば、農都は夢でない。あとは「日本のハワード」の出現をまつのみである。

(参考：川勝平太『「美の文明」をつくる 「力の文明」を超えて』ちくま新書、2003年)

農業・農村構造の現状と動向

-- 2000年農業センサス分析 --

(その1)

本特集は、農林水産政策研究所内で組織した「2000年農業センサス分析検討会」における共同研究成果の概要を紹介しようとするものである。

当検討会では、以下の10のテーマを設定してメンバーで分担・分析した。農家構成の変化、家族経営の世代構成、農家世帯員の就業状況、農地の利用状況、農家以外の農業事業体の動向、園芸作の生産構造、畜産の生産構造、環境保全型農業の展開、農業サービス事業体の動向、農業集落の動向がそれである。このうち～を本号に収録し、～は次号に掲載する予定である。

これらの研究成果の一部は、既に2001年度の農林水産政策研究所ワークショップをはじめ、日本農業経済学会・地域農林経済学会・農業問題研究学会・日本農業経営学会等で個別に報告・発表されており、そこで受けたコメントも参考にしながら現在当所「農林水産政策研究叢書」として総合的なとりまとめを行っているところである。

言うまでもなく2000年農業センサスは、90年代後半のWTO体制の発足と新基本法の制定という、新たな環境の下での日本農業の変容と今後の農政の課題を総体的に明らかにする基礎統計として重要である。その統計書の刊行とともに分析結果が各方面で発表されつつあるが、我々が取り上げる各テーマにおいて特に注目すべき論点を箇条書きにしてみれば次のようである。

- 農家構成の変化にみられる自給的農家の滞留と上層農家形成プロセスの変化
- 経営面からみた農家世帯の世代構成と経営継承の可能性
- 農家世帯員の就業状況の変化と農業労働力の高齢化がもつ意義
- 農地利用における流動化の進展と遊休・荒廃農地の拡大
- 水田農業における非法人型「農家以外の農業事業体」の新展開
- 園芸作農家における専作化傾向と部門総体としての規模縮小
- 畜産経営における大規模化・専門化と副業的経営の離脱
- 環境保全型農業の地域的展開と実践農家の経営的特徴
- 農業サービス事業体の作業面積の拡大と農地資源管理機能
- 農業集落の減少と変貌および集落機能維持の可能性、等である。

以下の分析結果が、現在の日本農業の構造的変化と展開方向を考える上でご参考になれば幸いである。なお、成果の詳細については各担当者にお問い合わせをいただきたい。

(千葉 修)

農業・農村構造の現状と動向(その1)

2000年農業センサス分析

農家階層変動の特徴と要因

● 橋詰 登

1. はじめに

2000年農業センサス結果から90年代後半の農家動向をみると、これまでの傾向とは若干異なる動きが散見される。その中から代表的なものを挙げるとすれば、自給的農家の滞留、大規模農家の増加率鈍化、専兼業別農家構成の変化等の動きである。

本稿では、これら農家動向の特徴と変化プロセスを、主に農業構造動態統計を用いた分析から明らかにする。

2. 自給的農家の滞留とその要因

2000年における全国の総農家数は95年から9%減少し312万戸となった(第1表)。前期(90-95年)の減少率が10%強であったことからすれば、今期(95-2000年)における総農家数の減少は大方の予想に反して加速しなかった。しかしこれは、自給的農家の減少速度が急激に鈍化したからに他ならない。同表で今期における自給的農家の減少率をみると、全国平均で僅か1%に過ぎず、前期に比べ7ポイントも低下している。販売農家の減少率が12%へとさらに高まる一方で、自給的農家の数は5年前とほとんど変わっていないのである。

ところで、一般的に自給的農家の減少率が低下した場合には、次の二つがその理由として考えられる。一つは、販売農家側の変化、すなわち販売農家から自給的農家へ移動した戸数の大幅な増加があった場合であり、もう一つは、自給的農家側の変化、すなわち離農割合が低下したかあるいは販売農家に移動した戸数が大幅に減少した場合である。

そこで、自給的農家へ移動する可能性が高い零細規模(都府県の1ha未満)の販売農家について今期の移動状況をみると、自給的農家へ移動した農家は2万戸強減少しており、移動率の上昇はみられない。他方、自給的農家の離農状況をみると、全国平均での離農率は30%と高く、前期に比べ1ポイントの上昇となっている。なお、新設農家の増加により自給的農家の減少率が低下した可能性も理論的には考えられるが、2000年の自給的農家に占める新設農家割合は95年の同割合より全国平均で0.3ポイントの低下となっており

第1表 農家数の推移と零細規模農家の階層移動状況

(単位: 1,000戸, %)

区 分			全 国	北海道	都府県
農家数	2000年	総 農 家	3,120	70	3,050
		販 売 農 家	2,337	63	2,274
		自給的農家	783	7	776
農家数 減少率	95 - 2000年	総 農 家	9.4	13.8	9.3
		販 売 農 家	11.9	14.9	11.8
		自給的農家	1.1	2.3	1.1
	90 - 95年率 とのポイント差	総 農 家	0.8	1.3	0.8
		販 売 農 家	1.2	0.2	1.2
		自給的農家	7.2	13.0	7.2
零細販売 農 家 (1ha未満) の移動率	95 - 2000年	自給的農家へ 離 農	-	-	12.5
		離 農	-	-	10.0
	90 - 95年率 とのポイント差	自給的農家へ 離 農	-	-	0.0
		離 農	-	-	0.9
自給的 農 家 の移動率	95 - 2000年	販売農家へ 階層移動なし	7.9	6.0	8.0
		階層移動なし 離 農	62.2	52.2	62.2
		離 農	29.9	41.8	29.8
	90 - 95年率 とのポイント差	販売農家へ 階層移動なし	3.6	1.5	3.6
		階層移動なし 離 農	2.7	2.3	2.7
		離 農	0.9	0.9	1.0

資料: 農業センサス農業構造動態統計(1995年, 2000年).

注: 移動率は不明農家を除外して求めた.

(表略), この可能性も排除される。

以上のことから, 今期, 自給的農家の減少率が大幅に低下したのは, 経営規模を拡大し自給的農家から販売農家となった農家が減少し, これら農家が自給的農家のままで営農を継続した結果であるという結論が得られる^(注)。同表において販売農家への移動率(全国)をみると, 前期に比べ4ポイント低下している。これに対し, 階層移動のなかった農家率は前期に比べ3ポイント上昇している。

3. 都府県における上層農家形成プロセスの変化

近年, 零細規模層の農家が減少を続ける一方で, 借地により規模拡大を図る農家は地域差が存在するものの着実に増加してきた。今期においても基本的には同様の傾向が続いているわけだが, 経営耕地面積規模別農家数の増減率をみると, 特に都府県で注目すべき動きがみられる。それは, 農家数の減少が続いている4ha未満の全階層で減少率が前期に比べ高まっており, 特に, 3-4ha層で減少の度合いが大きい, 4-5ha層の農家数は引き続き増加しているものの, 今期の増加率は大幅に低下し僅か2%に過ぎない, 5ha以上の階層の農家数増加率が前期に比べ大きく低下しており, 特に5-10ha層において32%から18%へと14ポイントもの低下となっている, 等の動きである。

都府県においては, 農家数増加の分岐階層が間近に5ha以上に移るとみられ, とりわけ3~5haといった中規模階層で農家数の減少率が高まる気配がうかがえる。加えて, 右肩

上がりで増加してきた5ha以上の大規模層の農家数増加にも翳りが見え始めていることから、農地の受け手となるこれら上層農家の絶対数の不足が懸念される。

そこで、上層農家（本稿では、3ha以上の農家を上層農家と定義する）の形成プロセスをみると（第2表）、2000年における3-4ha層の農家は、52%が5年前も同じ経営耕地規模、11%が上位階層から規模を縮小して移動してきており、下位階層から規模を拡大して移動してきた農家の割合は36%と必ずしも高くない。また、4-5haおよび5-7.5ha層の農家においても、下位階層から移動してきたものが過半を占めるまでには至っていない。

これに対し、7.5-10haおよび10-15haの両階層は、6割強が下位階層から移動してきた農家によって占められており、規模拡大を図っている農家の割合が高い。しかし、95年における農家構成と比較すると、5-7.5ha層とともに、下位階層から移動してきた農家割合が6ポイント程度低下し、階層移動のなかった農家の割合が高まる傾向がみられる。これまで規模拡大意欲の強かったこれら階層の農家の中に、さらなる規模拡大を行うかどうかを慎重に見極めようとする農家が増えているとも推察される。

この点をさらに詳しくみるため、上層農家の階層移動状況を95年を起点としてみると、規模拡大農家の状況が不明な15ha以上層を除けば、5-7.5ha層で同階層にとどまった農家割合が54%と最も高いことがわかる。この階層の農家数は2000年で2.8万戸存在し、比較的厚みを持つ。上位階層へ移動した農家割合が19%と最も低いこの階層の農家が、引き続き経営耕地の規模拡大を進めるのか、あるいは現状程度の規模を維持して複合化へ向か

第2表 上層農家層の階層移動状況（都府県）

（単位：戸，%）

区 分			3-4ha	4-5	5-7.5	7.5-10	10-15	15ha以上	
2000年	上層農家数		68,941	30,094	27,733	8,050	4,823	2,832	
	履歴別農家割合	継続農家	上位階層から移動	10.8	11.6	4.9	5.9	4.6	-
		階層移動なし	51.9	40.5	47.3	30.3	32.9	52.3	
		下位階層から移動	36.4	47.1	46.8	62.7	60.9	45.9	
		新設	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	
	移動状況が不明	0.7	0.7	0.8	0.9	1.2	1.6		
対1995年増減数・ポイント差	上層農家数		2,914	547	3,302	2,164	1,519	777	
	履歴別農家割合	継続農家	上位階層から移動	1.5	1.8	0.9	1.2	0.9	-
		階層移動なし	1.7	2.7	5.6	5.7	5.5	0.9	
		下位階層から移動	2.6	4.0	6.0	6.4	5.5	0.6	
		新設	0.1	0.1	0.0	0.2	0.2	0.4	
	移動状況が不明	0.5	0.4	0.4	0.2	0.6	0.1		
1995 2000年	上層農家数(1995年)		71,615	29,451	24,341	5,866	3,287	2,037	
	移動状況別農家割合	上位階層へ移動	18.9	26.0	18.6	27.3	21.8	-	
		階層移動なし	49.9	41.4	53.9	41.6	48.3	72.7	
		下位階層へ移動	29.4	30.9	25.9	29.0	27.1	22.7	
		離農	1.8	1.8	1.7	2.1	2.8	4.6	
	上層農家残存率	68.9	87.1	91.9	92.8	91.3	90.4		
	90-95年率とのポイント差	0.8	0.3	0.4	0.2	0.3	1.7		

資料：農業センサス農業構造動態統計（1995年，2000年）。

注：経営耕地3ha以上の農家を上層農家とした。

うのが、今後の大規模農家層形成の鍵を握っていると言える。

また、他の階層についてみると、上層農家の約半数を占める3-4ha層において、上位階層に移動した農家割合が19%と、下位階層に移動した農家割合に比べ10ポイント以上も低い。これら農家の中から徐々に規模拡大を図りながら大規模経営へと展開していく農家が生まれ出されることを考えれば、この規模の農家動向にも注目する必要がある。

さらに、最も規模の大きい15ha以上層では、同階層にとどまった農家が73%を占めるが、離農も5%あり、上層農家残存率が前期に比べ2ポイント低下している。ただし、これら農家の上層農家からの離脱は、全てが農業からの撤退を意味するものではなく、農家以外の農業事業体へと経営形態を変えたため、農家調査結果に現れなくなったものも含まれる。しかし僅かではあっても、この階層の農家が離農あるいは大幅な規模縮小を行えば、膨大な農地が一気に地域に放出されることとなり、耕作放棄地の大幅な増加といった深刻な事態を招きかねない。

以上のような上層農家各層の動向を総合的に判断すれば、都府県における上層農家の新たな形成がしだいに限界に近づきつつあると指摘できよう。上層農家とともに農地の受け手となっている農家以外の農業事業体が、今期、借地面積を増加させているとはいえ、今後、地域に放出される農地がさらに増加することを考えれば、広範な地域で農地資源の維持・管理が深刻な問題となる日が間近に迫っていると読みとれる。

4. 専兼業別農家構成の変化とその要因

次に、高い減少率が続く販売農家について専兼業別の農家動向をみると(第3表)、いくつが特徴的な動きがみられる。

第1は、今期において専業農家の減少率が大幅に低下し、都府県では僅かながら増加している点である。前々期(85-90年)に5%であった全国の専業農家減少率は、前期に5ポイント近く上昇し10%となっていたが、今期は1%にも満たない。都府県では前期9%の減少から今期1%の増加に転じている。しかし、男子生産年齢人口のいる農家に限定すれば、都府県でも17%の減少となり、前期に比べ8ポイント低下してはいるものの依然として高い減少率を示している。都府県での専業農家数の純増は、新たに高齢専業農家となった農家によってもたらされたと言えよう。

第2は、兼農家が北海道、都府県ともに大幅に減少している点である。北海道では前々期、前期と9%台で推移していた減少率が、今期16%へ、都府県では前期4%であった減少率が30%へと前々期に匹敵する水準にまで急激に上昇している。今期の米を中心とする農産物価格の低下は農業所得の大幅な減少をもたらした結果、少なくない数の兼農家が兼農家へと移動したと思われる。

第3は、都府県の兼農家の動向である。都府県の兼農家の減少率は前期に比べやや低下し10%となっているが、これは前述したように、兼農家から移動してきた農家が増加したことによるものと考えられる。注目すべきは、前期25%の減少であった「世帯

第3表 専兼業別農家数の動向（販売農家）

（単位：1,000戸，％）

区分	計	専業	男子生産年齢人口が いる	兼業		兼業	世帯主 農業主	世帯主 農業主	世帯主恒 常的勤務	
				兼業	世帯主 農業主					
実数	全国	1985年	3,315	498	366	759	593	2,058	286	...
		1990	2,971	473	318	521	416	1,977	299	1,058
		1995	2,651	428	240	498	391	1,725	225	998
		2000	2,337	426	200	350	280	1,561	345	708
増減率	全国	85-90年	10.4	5.0	13.0	31.4	29.9	3.9	4.8	...
		90-95	10.7	9.7	24.5	4.3	5.9	12.7	25.0	5.6
		95-2000	11.9	0.3	16.8	29.8	28.5	9.5	53.7	29.1
	北海道	85-90年	13.4	11.9	8.1	9.8	12.2	23.4	15.1	...
		90-95	15.1	17.9	27.8	9.9	3.0	18.4	0.0	10.7
		95-2000	14.9	13.2	19.1	15.6	16.1	18.0	3.5	19.9
	都府県	85-90年	10.3	4.3	13.6	32.4	30.7	3.8	4.9	...
		90-95	10.6	8.9	24.1	3.9	6.4	12.7	25.2	5.6
		95-2000	11.8	0.8	16.5	30.7	29.3	9.5	54.2	29.1

資料：農業センサス（1985年，1990年，1995年，2000年）。

主が農業主」の農家が，一転して54％もの大幅な増加になり，逆に「世帯主が恒常的勤務」の農家数減少率が29％と前期に比べ24ポイントも上昇している点である。いわゆる安定兼業農家において，世帯主が定年期を迎えたことによって，配偶者や同居跡継ぎの兼業収入が主な農家は「世帯主が農業主」の兼農家へ，それ以外の農家は高齢専業農家へと分化が始まったとみられるのである。

そこで，これらの点を構造動態統計により確認する（第4表）。この表から，95年に約100万戸存在した「世帯主が恒常的勤務」の兼農家の移動状況（都府県）をみると，引き続き「世帯主が恒常的勤務」であるものが52％と過半を占めるが，この割合は前期に比べ10ポイントも低下している。これに対し，「世帯主が農業主」の兼農家および「高齢専業農家」に移動したものは，それぞれ6ポイント，1ポイント上昇している。安定兼業農家の分化状況が確認される。

他方，今期12万戸増加し34万戸（全農家の11％）となった「世帯主が農業主」の兼農家についてみると，同形態を継続した農家割合が22％から34％へと大幅に上昇している他，全ての形態で同農家への移動割合が上昇している。またこれとは対照的に，兼農家への移動割合は全ての形態で前期を下回り，兼農家のままで推移した割合も10ポイント近い低下となっている。前者は世帯主が定年時期を迎えたことによる農家形態の変化と併せ，長期不況下における兼業機会の縮小の影響が，後者は農産物価格が低迷する中で農業所得割合の低下が，それぞれこれら農家の移動状況に反映していると推察される。

5．おわりに

2000年農業センサスでは，これまで地域農業を支えてきた昭和ヒトケタ世代の半数が70歳を超えることから，農家数や農業労働力の量的な減少傾向がさらに加速するであろう

第4表 専兼業別にみた農家移動状況の変化（都府県：販売農家）

（単位：1,000戸，％）

区 分	期 首 農家数	階 層 移 動 率							期 末 農家数
		専 業		兼	兼		離 農		
		男子生産 年齢人口 がいる	男子生産 年齢人口 がない		世帯主 農業主	世帯主恒 常的勤務			
1990 - 1995年	専業 男子生産年齢人口がいる	284	43.4	11.1	26.6	3.7	4.1	4.3	214
	専業 男子生産年齢人口がない	148	1.1	46.0	5.2	2.4	5.3	19.7	181
	兼	489	10.5	5.0	47.5	10.5	12.5	2.9	470
	兼 世帯主農業主	298	2.8	3.7	19.5	21.7	22.8	4.4	223
	兼 世帯主恒常的勤務	1,052	1.5	1.5	4.6	4.0	61.4	6.5	993
総農家数	3,739	5.7	4.8	12.6	5.9	26.4	11.7	3,363	
1995 - 2000年	専業 男子生産年齢人口がいる	214	44.3	13.2	24.7	4.4	2.5	4.6	178
	専業 男子生産年齢人口がない	181	1.1	48.5	3.8	4.6	3.3	19.3	219
	兼	470	9.7	7.8	38.7	17.7	9.0	3.6	326
	兼 世帯主農業主	223	2.8	4.8	11.7	33.7	12.9	5.3	343
	兼 世帯主恒常的勤務	993	1.8	2.4	3.4	9.5	51.5	6.9	704
総農家数	3,363	5.3	6.5	9.8	10.3	21.0	12.6	3,050	
増減数・ ポイント差	専業 男子生産年齢人口がいる	70	0.9	2.1	1.9	0.8	1.6	0.3	36
	専業 男子生産年齢人口がない	33	0.0	2.5	1.4	2.2	2.1	0.4	38
	兼	19	0.8	2.8	8.8	7.2	3.5	0.7	144
	兼 世帯主農業主	75	0.1	1.2	7.7	12.1	9.9	0.9	120
	兼 世帯主恒常的勤務	59	0.3	0.9	1.2	5.5	9.8	0.4	289
総農家数	376	0.3	1.8	2.8	4.3	5.4	1.0	313	

資料：農業センサス農業構造動態統計（1995年，2000年）。

注：階層移動率の算出にあたっては、期首農家数から不明農家を除いた農家数を母数に用いた。

とみられていた。しかし実際には、当初予想されたほど農家数は減少せず、本稿では触れなかったが農業労働力の減少率は前期の半分程度にまで急激に低下した。

しかし、これら量的な減少速度の鈍化は、自給的農家の滞留や高齢農業従事者のリタイア時期の延長等によるものであり、農家数においては販売農家の減少が進むとともに、大規模農家の増加率が鈍化し、上層農家層の形成に弱りが見え始めていることがうかがわれた。また、農業労働力の高齢化は一段と進行しており、基幹的農業従事者の3割強が70歳以上の高齢者となった。

このような動きは、いずれも量的な減少として数値に現れている以上に、地域農業の質的低下が進んでいることを示しており、今後新たな農業の担い手が確保されない限りさらに加速すると思われる。むしろ、ぎりぎりのところで自給的農家として滞留している農家や限りなく高齢化した農業労働力の自然減少等によって、質的な低下に加え量的な減少も一気に進む可能性が極めて高いと指摘できよう。

（注）2000年センサスでは、全面自計方式の導入に伴い自給的農家については「簡略調査票」、販売農家については「詳細調査票」という別々の調査票による調査方法に変更された。自給的農家であった農家が販売農家へと移動した場合には、調査票の変更が必要となることから、手続きの煩雑性、調査内容の複雑化を避けて、そのまま自給的農家とした農家も幾分あったのではないかと推測される。したがって、自給的農家から販売農家への移動が減少した理由として、これら調査方法の変更による影響も考慮する必要がある。

農業・農村構造の現状と動向(その1)

2000年農業センサス分析

一世代家族経営の行方

● 江川 章

1. はじめに

日本農業の構造変化では、農地流動化による上層農と離農層の形成が不徹底にしかならず、小規模農家層の著しい滞留がみられた。それは、家に最低限の労働力が残されている限り完全に離農しないという農家世帯の行動によるところが大きい。すなわち、世帯員の就業のあり方が農業構造の変動に影響を及ぼしてきたといえる。農家世帯と農業構造との関連については、離農に向かう一世代家族と豊富な労働力を抱える重世代(二・三世代)家族との生産力格差が存在し、前者は西日本や中山間、後者は東日本や平場で高い割合にあることが指摘されている^{注)}。一世代家族の農業生産の縮小・停滞傾向に異論はないが、農業をめぐる交易条件の悪化は、一方の重世代家族でも経営としては一世代となっていることが予想される。

このような状況を踏まえ、本稿では、2000年センサスから新設された「家族経営構成別分類」を用いて、経営面における農家の世代構成を分析し、経営継承の可能性や土地利用の現況を明らかにする。

2. 農家世帯の動向とその地域性

農家世帯の動向に関して、世帯規模(1戸当たりの世帯員数)と高齢化水準(老年人口割合)をみると、まず、1戸当たりの世帯員数は5.7人(1960年)から4.3人(2000年)に減少している。一方、老年人口割合では、1960年の8.2%から2000年の28.6%へと20ポイントも高まっている。2000年における総世帯の老年人口割合が17.3%であることからみても、農家世帯は総世帯より高い水準で高齢化が進行していることが確認できる。

このような農家世帯における世帯規模の減少と高齢化には地域性がみられる。世帯規模では、全国平均(4.3人)を上回る東北から南関東までの東日本と、平均を下回る山陽、四国、南九州、沖縄といった西日本との格差が存在する。この格差は各地域における歴史や制度が作用した結果とみられる。一方、老年人口割合では、世帯規模の傾向とは逆に、東日本が低く西日本が高くなっており、西日本の同割合は総じて30%を超える高さにある。

このことから、農家世帯の小世帯化と高齢化は西日本ほど顕著であると言える。

以上のような農家世帯の動きのなかで、家の世代構成の変化をみたものが第1表である。三世代家族は1983年時点で56%を占めていたが、90年では49%、2000年では37%とその割合を低下させている。一方、一・二世代家族の割合は高まっており、83年時に比べ2000年での二世代家族割合は13ポイント、一世代家族割合は7ポイント上昇している。先にみた世帯規模の縮小と高齢化は、世帯を構成する世代数の縮小をもたらしているのである。

第1表 農業世帯の家の世代構成(総農家)
(単位:%)

区 分	計	一世代	二世代	三世代
1983年	100.0	12.7	30.7	55.9
1990	100.0	15.5	35.8	49.1
2000	100.0	19.9	43.4	36.7

資料：農業調査報告(1983年)、農業センサス(1990年、2000年)。

注：90年の数値は本文注)の宇佐美の推計による。

3. 家族経営構成の内容と経営継承の可能性

(1) 農家世帯における家と経営の世代構成

2000年センサスから新設された「家族経営構成別分類」は販売農家だけを対象として、農家世帯員の経営への参画状況によって農家をタイプ分けするものである。この分類におけるキーワードは「経営者」と「経営構成員」である。ここでいう「経営者」とは「当該世帯の農業経営に責任を持つ者」、「経営構成員」とは「経営者以外で自営農業に30日以上従事する世帯員および他出の農業後継者」と定義づけられている。この「経営者」と「経営構成員」を合わせたものを「家族経営構成員」とし、それが何世代に渡るかによって、「一世代家族経営」、「二世代家族経営」、「三世代等家族経営」に区分される。なお、「一世代家族経営」の中には「一人家族経営」と「夫婦家族経営」が、「二世代家族経営」には「親子家族経営」が内訳で集計されている。

第2表は、表頭に家の世代構成、表側に「家族経営構成別分類」による経営の世代構成をとってクロス集計したものである(表中の数値は販売農家全体に対する割合)。まず、家の世代構成は一世代家族が17%、二世代家族が43%、三世代家族が39%となっており、一世代家族の割合は2割に満たない水準にある。一方、経営の世代構成をみると、一世代家族経営は63%と高い割合を示すが、二世代家族経営は35%と低く、三世代等家族経営に至っては2%にしか過ぎない。このように、家と経営の世代数が一致しない農家は多数存在しており、中でも家より経営の世代数が少ない

第2表 家の世代構成と経営の世代構成との関連(販売農家)
(単位:%)

区 分		計	家の世代構成		
			一世代 家族	二世代 家族	三世代 家族
計		100.0	17.3	43.3	39.4
経営の 世 代 構 成	一世代家族経営	63.0	16.3	27.1	19.6
	二世代家族経営	34.9	0.9	16.1	17.9
	三世代等家族経営	2.0	0.0	0.1	1.9

資料：農業センサス(2000年)。

注(1) 表中の値は、販売農家総数(2,336,908戸)に対する割合。

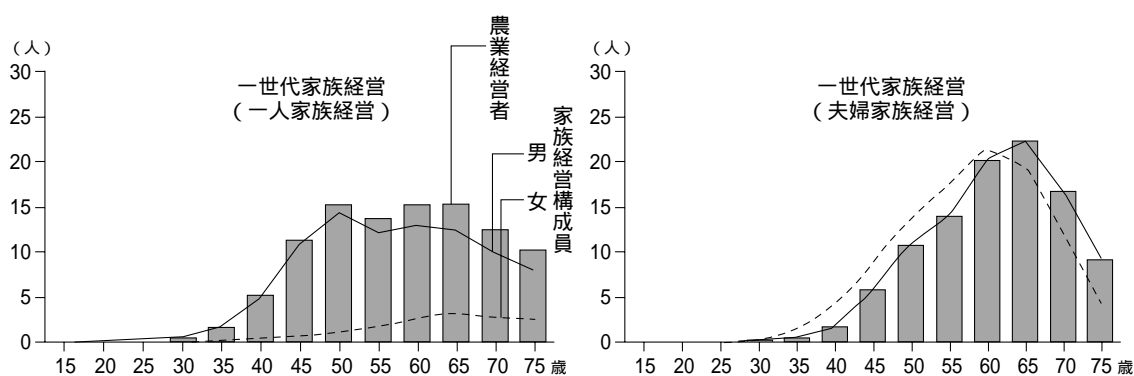
(2) 四角囲みは経営の世代数が家の世代数を下回る部分である。

農家が多いことが確認できる。さらに、家と経営の世代構成の相違を地域ブロック別にみると、家の世代構成では、東日本の重世代割合は8割以上であるが、西日本の同割合は東日本に比べ2～3割低い。しかし、経営の世代構成では、山陽における一世代家族経営の72%を筆頭に、その他の地域ブロックにおいても6割前後の水準に達している。つまり、経営の世代構成でみれば、家の世代構成にみられる地域間格差は縮まり、一世代家族経営の広範な存在が確認できるのである。

(2) 家族経営構成員の年齢分布と経営継承の可能性

さらに、経営の再生産において将来問題を抱えるであろう一世代家族経営について、農家100戸当たりの家族経営構成員（男女別）と農業経営者の年齢分布をみる（第1図）。ここでは一世代家族経営を一人家族経営と夫婦家族経営に区分して示している。まず、一人家族経営の家族経営構成員はほぼ男であり、年齢分布は40代から70代まで幅広く分布し、農業経営者もそれに重なっている。他方、夫婦家族経営は男女間で5歳の年齢差（経営者と配偶者との年齢差）を保ちながら60代に厚く存在し、それを頂点とする山が形成されている。

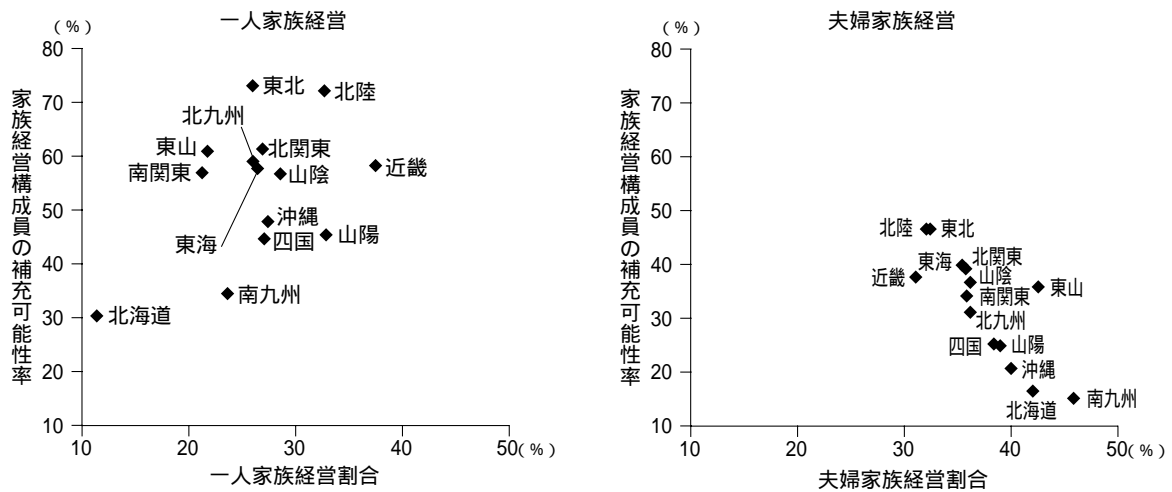
さらに、一世代家族経営における高齢の経営者層に対する後継者層の割合を用いて、経営継承の可能性を詳しく検討する。この点に関して、まず経営者層をみると、一世代家族経営の経営者はほとんどが男であり、その年齢分布は男の家族経営構成員の年齢分布に重なっている。したがって、経営者層を男の家族経営構成員とし、そのうち今後リタイアする可能性が高い経営者の年齢層として65-69歳を取り上げる。一方の後継者層と目される青年・若年層の家族経営構成員はほとんど存在していない。よって、ここでは現状で少しでも農業にかかわっている者、すなわち青年・若年層の農業従事者（男）を対象とし、それを高齢の経営者層を補充する可能性がある後継者層と位置づける。なお、後継者世代の年齢層については、65-69歳の経営者との年齢差を30歳と仮定して35-39歳とする。



第1図 農家100戸当たりの年代別の家族経営構成員数と農業経営者の分布

資料：農業センサス（2000年）。

注：各年代の家族経営構成員数を農家100戸当たりでみたものである。



第2図 一世代家族経営の農家割合と家族経営構成員の補充可能性率（男，販売農家）

資料：農業センサス（2000年）。

注．一人家族経営割合および夫婦家族経営割合とは，それぞれが各地域ブロックの販売農家に占める割合である。

以上の65-69歳の家族経営構成員数（男）に対する35-39歳の農業従事者数（男）の割合を補充可能性率として，一人家族経営と夫婦家族経営それぞれについて，地域ブロック別の分布をみたものが第2図である。まず，一人家族経営についてみると，補充可能性率は地域ブロック間でバラツキがあり，その率は東日本の高さや西日本の低さとして現れている。中でも東北・北陸と北海道・南九州とでは40%近くもの開きがあり，一人家族経営の継承可能性は極めて地域差が大きい。一方，夫婦家族経営をみると，補充可能性率は，一人家族経営の場合と同様に東日本の各地域で高く西日本で低い。しかし，夫婦家族経営の補充可能性率は総じて一人家族経営の同割合よりも低くなっており，最も高い割合を示す東北・北陸でも5割を切り，さらに北海道や南九州では2割にも満たない水準にある。以上のことから，一世代家族経営の多くは経営継承に問題を抱えるが，中でも家族経営構成員が高齢層に厚く存在し，農業経営の後継者を補充できる可能性が低い夫婦家族経営の問題が大きいと言えよう。

4．家族経営構成と農地利用

ここでは，経営基盤となる農地に着目し，一人家族経営，夫婦家族経営，重世代家族経営における農地資源（ストック）と農地利用（フロー）の実態をみてみよう。

まず，農地資源に関して，第3表には家族経営構成の各タイプが占める経営耕地や借入耕地等のシェアを農家シェアと併せて表記している。また，同表には家族経営構成の地域差が明瞭な東北と南九州も表記している。まず，夫婦家族経営について，都府県，東北，南九州のいずれをみても，夫婦家族経営の農家シェアが，ほぼそのまま農地資源シェアとなっていることが特徴的である。このことは，夫婦家族経営が各地域において一定の経営

第3表 家族経営構成の各タイプが占める
農地資源のシェア(販売農家)

(単位：%)

区 分	計	一世代家族経営		重世代 家族経営	
		一人	夫婦		
都 府 県 計	農家数	99.6	27.7	35.2	36.7
	経営耕地	99.6	18.5	34.2	43.4
	借入耕地	99.7	11.6	35.0	53.0
	貸付耕地	99.6	32.2	31.0	36.4
	耕作放棄地	99.5	26.3	34.6	38.6
東 北	農家数	99.5	26.1	31.8	41.6
	経営耕地	99.6	16.1	30.9	52.6
	借入耕地	99.6	8.1	30.7	60.9
	貸付耕地	99.6	31.2	29.0	39.4
	耕作放棄地	99.5	24.5	31.3	43.7
南 九 州	農家数	99.4	23.7	45.1	30.6
	経営耕地	99.4	13.8	43.9	41.6
	借入耕地	99.5	8.6	43.8	47.1
	貸付耕地	99.5	34.8	37.6	27.1
	耕作放棄地	99.4	26.4	40.6	32.5

資料：農業センサス（2000年）。

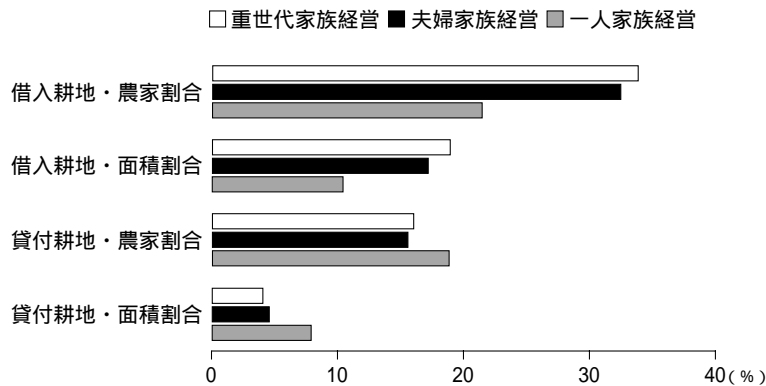
注：一世代家族経営には、その他の一世代家族経営があるため、シェアの計は100にはならない。

基盤を有し、地域農業の担い手として活動していることを示している。

夫婦家族経営に対して、一人家族経営と重世代家族経営では、農家と農地資源とのシェア格差が生じている。都府県の一人家族経営では、経営耕地と借入耕地で農家シェアを下回り、貸付耕地では農家シェアを上回っている。一方、重世代家族経営では、一人家族経営とは逆に貸付耕地以外の農地資源が農家シェアを上回っているのである。また、東北や南九州においても同様の傾向がみられる。以上のことから、一人家族経営には借入耕地がほとんど存在せず、もっぱら重世代家族経営が農地の受け手として機能していることが確認されよう。

次に、農地利用の実態に関して借入耕地・貸付耕地・耕作放棄地を保有する農家割合と面積割合を都府県でみたものが第3図である。借入耕地をみると、農家割合および面積割合ともに、一人家族経営、夫婦家族経営、重世代家族経営の順に割合が高まっている。夫婦家族経営と重世代家族経営の割合がほぼ同じであることから、「一人家族経営」と「夫婦家族経営および重世代家族経営」との格差が存在し、後者が借地拡大を志向していることが確認できる。一方、貸付耕地をみると、借入耕地と対照的な傾向を示している。すなわち、貸付耕地を有する農家割合および面積割合とも、一人家族経営の割合が高く、夫婦家族経営および重世代家族経営の割合が低くなっているのである。

以上の農地利用の実態から、一人家族経営は農地の出し手層、夫婦家族経営・重世代家族経営は農地の受け手層として位置づけることができる。



第3図 家族経営構成タイプごとの農地の借入・貸付の状況
(販売農家, 都府県)

資料：農業センサス(2000年)。

注(1) 農家割合は、各タイプの販売農家に占める割合。

(2) 借入耕地面積割合 = 借入耕地 / 経営耕地。

(3) 貸付耕地面積割合 = 貸付耕地 / 所有耕地。

5. 小括

本稿では、家族経営構成別分類によって2000年センサスを分析したが、その結果として明らかになったのは一世代家族経営に二つの側面があること、すなわち一人家族経営と夫婦家族経営の内実が異なっていることである。両者とも一世代で農業経営が営まれているため、その継承性に問題を抱えているが、特に夫婦家族経営は、家族経営構成員が高齢層に片寄っているため一人家族経営よりも経営継承の困難性がみられる。しかしながら、農地利用の実態では、夫婦家族経営は農地資源で3～4割のシェアを占め、借地拡大を志向しているのである。

問題は、このような夫婦家族経営がリタイアした場合の対応であろう。現状のところ、夫婦家族経営よりも経営の拡大志向が強い重世代家族経営の存在があるが、リタイアした夫婦家族経営の全てをカバーするには限界がある。そこで、夫婦家族経営の割合が高く、経営継承の問題が深刻化している北海道や西日本の各地域では、新しい経営体の創出(新規参入対策)が盛んに取り組まれ、いくらかでも不足する担い手を補充しようと試みられているのである。しかし、この問題は北海道や西日本だけの問題ではない。全国的にみても夫婦家族経営は広範に存在しており、早晚そのリタイアに伴う経営継承問題が顕在化していくことが予想される。その対策に緊急に取り組む必要があると言えるだろう。

(注) 農家世帯と農業構造にかかわりを見る過去のセンサス分析は、大場正巳「農家存続の機構—農家世帯員の就業構造を中心に—」(磯辺俊彦・窪谷順次編『日本農業の構造分析』, 農林統計協会, 1982年)。宇佐美繁「家族構成と農業構造」(高橋正郎編『日本農業の展開構造』, 農林統計協会, 1992年, 208ページ)。小田切徳美「中山間地帯農業の性格」(高橋正郎編『日本農業の展開構造』, 農林統計協会, 1992年)。小田切徳美「中山間地帯の地域条件と農業構造の動態」(宇佐美繁編『日本農業—その構造変動』, 農林統計協会, 1998年)を参照のこと。

農業・農村構造の現状と動向(その1)

2000年農業センサス分析

より高齢化する農業労働力

●松久 勉

1. はじめに

1960年に1,175万人いた基幹的農業従事者は、高度成長期に農村部から都市部への流出、兼業化などにより大きく減少し、90年には300万人を割り込む程になった。2000年ではさらに240万人にまで減少しており、農業労働力をいかに確保するかが課題となっている。

また、総数とともに注目しなければならないのが年齢構成である。95年における30歳未満の基幹的農業従事者は僅か4万人でしかなく、その割合は2%にも満たなかった。一方、農家世帯員の2割弱を占める「昭和ヒトケタ世代」の基幹的農業従事者総数に占める割合は、70年の25%から95年には39%にまで高まった。このため、今回の農業センサス結果においては、この世代が大量にリタイアした場合の構造変化が懸念されたが、リタイア時期の延長によって大きな変化は起こっていない。むしろ、すべての農業労働力指標においてこの5年間の減少率は急激に低下しているのである。

本稿では、これら農業労働力の動向を、年齢別の就業状態に着目して分析し、その変化の特徴と要因を明らかにする。なお、分析対象は紙面の関係もあり、男子を中心とする。

2. 農業労働力の動向と就業率

男子の実数の動向をみると(第1表参照)、85年から2000年の15年間で、農業従事者は127万人、農業就業人口は48万人、基幹的農業従事者は50万人減少している。この間の増減率をみると、95年までは、85-90年の基幹的農業従事者の減少率が14%とやや高い以外は、概ね10%前後となっていた。しかし、95-2000年になると、すべての指標で減少率が大幅に低下し、特に農業就業人口で低下幅が大きい。また、これら動きとは対照的に、95年までは大きな変化がみられなかった就業率が、2000年になると全指標で上昇している。就業率の上昇によって、農業労働力の減少速度が急激に鈍化したのである。

以上のように、実数は依然として減少傾向にあるものの、2000年の減少速度は急激に鈍化した。その背景には、各指標ともに農家世帯員の農業就業率が上昇に転じたことがあげられる。

第1表 農業労働力の動向（販売農家，男子）

（単位：千人，％）

区 分		15歳以上 世帯員数	農 業 従事者	農業就業 人 口	基幹的農 業従事者
実 数	1985年	6,179	4,910	2,202	1,762
	1990	5,533	4,441	1,978	1,522
	1995	4,955	3,960	1,767	1,372
	2000	4,416	3,638	1,721	1,260
増減率	85 - 90年	10.5	9.6	10.2	13.6
	90 - 95	10.5	10.8	10.6	9.9
	95 - 2000	10.9	8.1	2.6	8.2
15歳以上 世帯員数 に占める 割合	1985年		79.5	35.6	28.5
	1990		80.3	35.7	27.5
	1995		79.9	35.7	27.7
	2000		82.4	39.0	28.5

資料：農業センサス（1985年，1990年，1995年，2000年）。

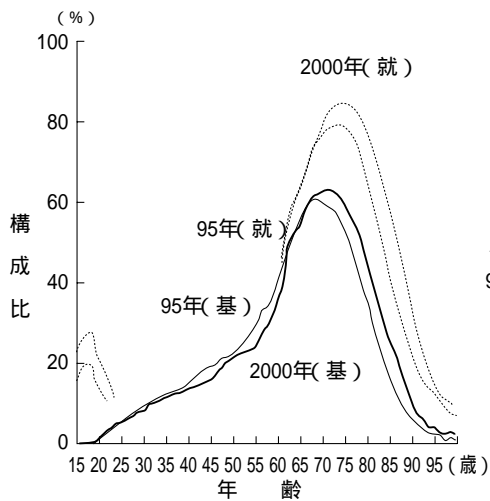
注：1985年，1990年の世帯員数以外は16歳以上のデータである。

3．基幹的農業従事者および農業就業人口の年齢別就業率

農家世帯員の農業就業率の上昇を指摘したが，どの年齢層で生じたかについて95年と2000年の年齢別就業率の動向からみていきたい。ただし，年齢別就業率を比較する場合，同一年齢比較と同一生年比較（例えば，95年の30歳と2000年の35歳の比較）が考えられるので，両者の比較から特徴を明らかにしたい。

第1図に同一年齢比較の年齢別就業率を示したが，基幹的農業従事者では30歳以下でほぼ同程度，40，50歳代では2000年がやや下回り，60歳代でほぼ同程度，70歳以上で2000年の割合が高くなっていることがわかる。細かくみると，75～88歳で5ポイント以上の差となっている。農業就業人口は，基幹的農業従事者との差が5ポイント以上ある22歳以下および60歳以上のみを示した。22歳以下では95，2000年ともに基幹的農業従事者よりも高い割合を示しているが，各年齢で2000年の割合が高まっている。60歳以上では基幹的農業従事者と同様に2000年の割合が高くなっており，78～89歳にかけては10ポイント以上の差（73～93歳で5ポイント以上の差）となっている。農業生産活動をあまり行わないと言われる後期高齢者（75歳以上）でも農業就業の割合が高まっている点が注目される。参考までに，基幹的農業従事者として就業する割合が5割を下回る年齢は95年で76歳，2000年では78歳，農業就業人口では95年で83歳，2000年で86歳とともに2～3歳上昇している。

次に，生年別比較を示した第2図（生年別のグラフは同一年齢グラフの95年データを5年分右にずらしたものである）で基幹的農業従事者割合をみると，1940年生まれ（2000年で60歳）以下のすべての年齢で2000年の割合が若干上昇するとともに，1930年代生まれ（同60歳代）で大幅な上昇を示している。基幹的農業従事者割合が95年より低下しているのは1925年（同75歳）以前に生まれた年齢層，農業就業人口で低下しているのは1920年（同80歳）以前に生まれた年齢層となっており，かなりの年齢まで就農している

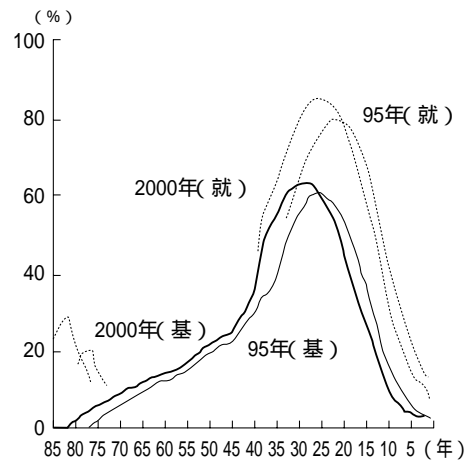


第1図 年齢別基幹的農業従事者，農業就業人口割合（男子）

資料：農業センサス（1995年，2000年）。

注（1）（基）は基幹的農業従事者，（就）は農業就業人口。

（2）基幹的農業従事者割合と農業就業人口割合の差が5ポイント以下の23～59歳では，農業就業人口を省略した。



第2図 生年別基幹的農業従事者，農業就業人口割合（男子）

資料：農業センサス（1995年，2000年）。

注：第1図と同じ。

ことがわかる。また，1920年（同80歳）以前生まれでも95年との差は小さく，依然として農業に従事している人が多いことがわかる。

生年別比較から，基幹的農業従事者割合が75歳未満のすべての年齢層で上昇しており，農業就業する傾向が強まったことが確認された。しかし，同一年齢比較では70歳未満での上昇はみられず，70歳以上層での就業率の上昇が顕著にみられた。つまり，就業率が低下傾向にある70歳未満では生年比較で農業就業率の上昇があった結果，同一年齢比較では就業率の大幅な低下はみられなかった。一方，70歳以上ではリタイアする割合が低下して，同一年齢比較では大きく上昇したのである。以上のことから，70歳未満での就業率の低下の歯止めと70歳以上の就業率の上昇が基幹的農業従事者や農業就業人口の量的減少を抑制したと言える。

4．農業労働力の高齢化進行

以上のように年齢別就業率について分析したが，労働力総数は就業率に農家世帯員数を乗じたものであり，就業率の変化がそのまま労働力総数に影響しているわけではない。このため，年齢別労働力総数の変化についてもみていきたい。

第2表に男子の農業就業人口，基幹的農業従事者の構成比と5年間の実数の差を示した。まず，農業就業人口をみると，90年で38%を占めた25～59歳層の割合は，2000年には

第2表 男子の農業就業人口，基幹的農業従事者の年齢別構成比と実数の差

(単位：千人，%)

			合計	15-24	25-59	60-69	70歳以上	(参考) 65歳以上	昭和ヒト ケタ世代
農業 就業 人口	構成比	1990年	100.0	5.1	37.7	33.6	23.6	39.3	29.5
		1995	100.0	5.5	28.9	36.0	29.6	50.0	36.0
		2000	100.0	7.5	23.5	29.7	39.3	57.4	38.0
	実数 の差	90-95年	21.0	0.3	23.5	2.7	5.6	10.7	5.3
		95-2000	4.7	3.1	10.6	12.5	15.3	10.4	1.8
基幹 的従 事者	構成比	1990年	100.0	1.2	46.6	35.6	16.6	32.2	34.0
		1995	100.0	0.9	35.7	39.5	24.0	45.6	39.5
		2000	100.0	0.9	29.8	34.0	35.3	55.5	40.4
	実数 の差	90-95年	15.0	0.7	22.0	0.1	7.6	13.4	2.5
		95-2000	11.2	0.0	11.4	11.4	11.6	7.4	3.4

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）。

24%にまで低下している。逆に，70歳以上は24%から39%に上昇している。90年から2000年にかけて，「昭和ヒトケタ世代」は70歳以上層へと移行していることになるが，それに伴って年齢別の構成が大きく変化したことがわかる。なお，この「昭和ヒトケタ世代」をみると，農業就業人口は95-2000年間で増加している。農業就業人口の総数が減少する中で，この世代が占める割合は引き続き上昇しており，2000年では38%に達している。

次に，基幹的農業従事者をみると，90年に47%を占めていた25-59歳層が，2000年になると3割を切るまでに低下する一方，70歳以上の割合は90年の17%から35%へと2倍にまで上昇している。2000年では基幹的農業従事者の3人に1人以上が70歳以上となったのである。したがって，「昭和ヒトケタ世代」の占める割合も高く，農業就業人口での同割合をも上回り4割を超えている。若年層における基幹的農業従事者の補充が極めて少ないことから，高齢化が著しく進行しているのである。

以上の構成比の変化と先にみた実数および就業率の動向から2000年における農業労働力の動向の特徴をまとめると，青・壮年層（25-59歳層）では就業率が低下しなかったものの，世帯員数が減少したことによって実数が減少し，構成比が低下した。高齢者層（70歳以上）では就業率が上昇し世帯員数も増加したために，実数が大幅に増加し，構成比が上昇したことが指摘される。70歳以上層での就業率の上昇は，基幹農業労働力の減少傾向を鈍化させる一方で，高齢化を一層進行させる結果にもなった。

5. 年齢別にみた自営農業従事日数「150日以上」就業割合の動向

同一生年比較で，2000年センサスの基幹的農業従事者率が70歳未満で上昇していることを指摘したが，このことは必ずしも農業従事日数の増加とは結びつかない可能性がある。例えば，農業従事日数が同じであっても定年退職した者は，基幹的農業従事者となるのである。したがって，年齢別の自営農業従事日数別割合の動向を確認しておく必要がある。

第3表に，自営農業従事日数別就業者のうち最も注目される自営農業従事日数「150日以上」就業割合について，コーホート比較したものを示した（期首および期末年における

第3表 男子の150日以上農業従事日数別
割合の変化(コーホート比較)

区 分	1990 - 95	95 - 2000年
20 - 24歳	2.8	3.1
25 - 29	2.1	3.3
30 - 34	1.5	2.9
35 - 39	0.6	2.1
40 - 44	0.2	1.8
45 - 49	0.4	2.4
50 - 54	0.6	2.9
55 - 59	0.7	3.6
60 - 64	2.3	8.6
65 - 69	0.2	6.0
70 - 74	4.2	1.4
75歳以上	3.5	0.3

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）。

注（1）太字は実数でもプラスの項目である。

（2）年齢は期末年齢である。

従事者割合のポイント差であり，プラスの数値は5年間に同割合が上昇したことを示す。まず，90 - 95年の「150日以上」の区分をみると，64歳以下の各年齢層で割合が僅かながら上昇しているものの，実数が増加しているのは20歳代のみである。定年離職者が多い60 - 64歳層についても，従事者割合の上昇幅は大きい実数ではマイナスとなっている。

これが95 - 2000年になると，60歳未満のほぼ全部の年齢層で90 - 95年に比べ2 - 3ポイント割合が上昇しており，しかも実数でも増加している。ちなみに，この世代の基幹的農業従事者割合の上昇と150日以上農業従事者割合の上昇はほぼ同様の傾向を示しており，基幹的農業従事者にシフトした者の多くが150日以上農業に従事していると推察される。さらに，定年離職者が多い60 - 64歳層では9ポイント，65 - 69歳層でも6ポイントの上昇となっており，この間のこれら年齢層の基幹的農業従事者割合の上昇度合い（60 - 64歳で15ポイント上昇，65 - 69歳で10ポイント上昇）と比較すると，半数以上が150日以上従事に变化したと思われる。つまり，定年離職を機に農業従事日数を大きく増やす者が多いことを示している。

6．経営組織別にみた基幹的農業従事者の動向

2000年に70歳未満層で基幹的農業従事者割合が上昇したことを指摘したが，年齢によってはコーホート比較の実数でも増加している。ここではこれら年齢層の従事者がどの経営部門に取り組んでいるのかについて検討する。

第4表をみると，新規学卒等で就農する者が多い20歳代は，どの経営部門でも増加しており，特に準単一複合経営での増加が多い。単一経営では施設野菜，露地野菜，花き・花木など園芸部門がやや多くなっている。また30歳代で増加しているのは施設野菜，果樹類，露地野菜などの園芸部門だけであり，基幹的農業従事者の純増数4,104人のうち園芸4部門（ここでは露地野菜，施設野菜，果樹類，花き・花木の総称）で3,585人を占める。さらに40 - 54歳をみると基幹的農業従事者の合計としては微増あるいは減少となるなか

第4表 経営組織別基幹的農業従事者の動向（コーホート比較，1995 - 2000年，男子）

（単位：人）

区 分		20 - 29	30 - 39	40 - 49	50 - 54	55 - 59	60 - 64	65 - 69歳
単 一 経 営	稲 作	1,122	34	1,344	951	992	22,032	9,979
	露地野菜	1,280	800	1,023	522	690	2,388	1,588
	施設野菜	1,756	1,381	2,171	1,376	1,026	1,858	922
	果樹類	1,451	794	1,010	761	914	4,054	2,053
	花き・花木	1,522	610	757	279	147	569	150
	酪 農	1,170	198	696	428	387	578	1,248
	肉用牛	399	257	386	198	285	1,012	1,120
準単一複合経営	3,475	21	3,716	2,462	1,439	4,698	5,587	
複合経営	1,728	115	1,737	1,087	777	287	2,579	
販売なし	55	110	220	248	542	3,272	3,896	
計	15,220	4,104	1,948	1,555	1,882	40,564	8,910	

資料：農業センサス（1995年，2000年）。

で、園芸4部門はこの年齢層でも増加しており、特に、施設野菜单一経営での増加数が多い。他方、定年離職就農者が多い60 - 64歳になると稲作単一経営が純増者全体の54%を占めており、そのほか準単一複合経営、果樹単一経営でも増加数が多い。

まとめてみると、この5年間に増加した基幹的農業従事者のうち、Uターン者を含む30～40歳代では施設野菜を中心とした園芸4部門、定年離職就農者が多い60歳代では稲作部門への就農が多いと言える。

7. おわりに

以上のように、主に90年代における就業状況の変化を中心に分析したが、2000年で特徴として以下の2点が挙げられる。

第1に、各農業労働力指標の就業率の動向をみると、95年までは横ばい傾向にあったが、2000年には上昇傾向に転じている。年齢別に基幹的農業従事者の就業率をみると、70歳未満層で上昇するとともに、70歳以上層でも低下幅が縮小し農業就業を維持する傾向が強まっている。

第2に、農業労働力総数が減少する中で、70歳以上層においては農業就業率の上昇とともに世帯員数が増加したことによって、農業労働力総数に占める70歳以上の割合が急激に上昇している。このことは、結果として農業労働力の高齢化を加速する要因となった。

ところで、今回の分析の中で注目していく必要があると考えられるのは、60歳代の定年離職就農者である。不況の影響等により60歳代の基幹的農業従事者割合は大幅に上昇しているが、同時に自営農業従事日数150日以上従事者割合も上昇しており、離職した後に農業従事日数を増やしている者が決して少なくないことを示している。この年齢層の平均余命を考えると、ある程度の期間は担い手として活躍できると思われ、すでに稲作部門では基幹的農業従事者の1割近くがこれら60歳代の定年離職就農者によって占められていると推察される。土地利用型農業における担い手の一形態として定着する可能性もあり、この年齢層を政策的にどう位置づけ、支援していくかが今後の検討すべき課題となろう。

農業・農村構造の現状と動向(その1)

2000年農業センサス分析

農地利用の構造的変化

借地・大規模化の進展と農地利用の後退

● 小野 智昭

1. はじめに

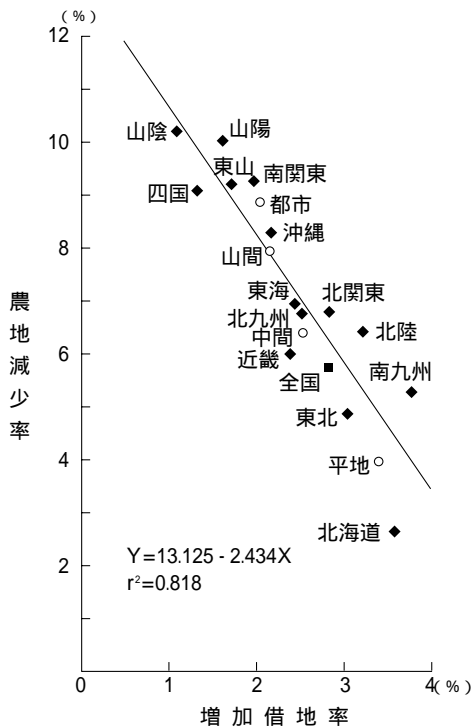
1980年代後半以降、農家戸数の減少により日本農業の構造変動が本格化している¹⁾。そこには二つの方向がある。一つは離農農家等が出す農地の受け手、大規模経営等が広汎に形成される農業構造の前進的変革の方向である。もう一つは、農地の出し手の拡大に合わせて受け手が見い出せなく農地が耕作放棄される農業衰退的な方向である。

本稿では2000年農業センサスを用いて、農地利用における「構造変化促進的」な前進的变化と「農業解体促進的」な衰退的变化との分析を行う。まず二方向の構造変化の並進傾向を示し、ついで前進的構造変化について農地流動化進展と大規模経営形成の特徴を検討し、農業衰退的变化について耕作放棄地と不作付け地増加に関する分析を行う。

2. 前進的傾向と衰退的傾向の併存と対抗

農家減少に伴って農地流動化が進展するとともに、農地減少と農地荒廃も進展している。借入耕地面積はこの間一貫して増加し、1985年の32万haから2000年には63万haへとほぼ2倍になった。しかも5年間の増加面積は85-90年の9万haから90-95年の10万ha、そして95-2000年の12万haへと加速している。これら借入のほぼすべてが販売農家によるものであり、農家減少（離農）に伴って農地流動化が進展し、借地拡大による前進的な構造変化が進展しつつある。しかしその一方で農地利用の後退も進行している。経営耕地面積は90年以降の各5年間に各々24万ha減少し、耕作放棄地は95-2000年に5万ha増の21万ha、不作付け地は12万ha増の28万ha（販売農家のみ）となった。

こうした前進と衰退との両傾向は地域差を伴いつつ、また互いに対抗する関係でもある。第1図は経営耕地面積（95年）に対する借地増加面積（95-2000年）の割合（「増加借地面積」）と農地面積減少率（95-2000年）との関係を示したものであるが、両者の間には強い逆相関関係があることが示されている²⁾。この図は、地域差を示すものであるが、同時にここから、借地増加傾向が強い地域は農地減少傾向が弱く、借地増加は農地減少を抑制する役割を果たすと読み取ることができよう。



第1図 農地減少と増加借地率(1995 - 2000年)

資料：農業センサス（1995年，2000年）。

注(1) 増加借地率 = 1995 - 2000年の借地増加面積 / 1995年の経営耕地面積。

(2) 回帰は地域ブロックのデータのみで計測している。

3 . 農地流動化の進展

都府県農家の農地貸付面積（第1表）は，1990年の18万haから2000年には20万haへ増加した。他方，土地持ち非農家の貸付面積は19万haから28万haとなり，貸付面積の過半は土地持ち非農家による。専兼別では，高齢専業農家での増加に加えて，世帯主農業主 兼での増加がある。世帯主恒常的勤務 兼農家の世帯主が定年で兼業先をリタイアし世帯主農業主の 兼や高齢専業へと移行したのである。経営耕地面積規模別では，95 - 2000年には全階層で農地貸付が増加に転じ，3 - 5ha層でも農地貸付がある。農地の出し手は，土地持ち非農家を主として世帯主農業主の高齢 兼農家や高齢専業農家に，また下層農家を主として3 - 5ha層の中層にまで及んでいる。

第1表 経営規模別・専兼別の貸付面積の動向（都府県）

（単位：ha，%）

	貸付面積			構成比			貸付増加面積		
	1990	1995	2000年	1990	1995	2000年	90 - 95	95 - 2000年	
都府県計	364,000	430,876	481,047	100.0	100.0	100.0	66,876	50,171	
土地持ち非農家	186,404	252,789	276,787	51.2	58.7	57.5	66,385	23,998	
自給的農家	53,575	56,716	69,845	14.7	13.2	14.5	3,141	13,129	
販売農家	124,021	121,371	134,415	34.1	28.2	27.9	2,650	13,044	
経営規模別	例外規定	4,168	4,228	4,394	1.1	1.0	0.9	60	166
	0.3 - 0.5ha	32,781	33,046	34,904	9.0	7.7	7.3	265	1,858
	0.5 - 1.0ha	44,191	43,273	47,366	12.1	10.0	9.8	918	4,093
	1.0 - 3.0ha	37,544	34,788	39,885	10.3	8.1	8.3	2,756	5,097
	3.0 - 5.0ha	4,056	4,108	5,213	1.1	1.0	1.1	52	1,105
	5.0ha以上	1,281	1,928	2,654	0.4	0.4	0.6	647	726
専兼別	専業農家	22,545	22,501	26,379	6.2	5.2	5.5	44	3,878
	高齢専業	10,237	12,129	15,498	2.8	2.8	3.2	1,892	3,369
	兼農家	17,473	17,385	16,464	4.8	4.0	3.4	88	921
	世帯主農業主	13,417	13,374	12,812	3.7	3.1	2.7	43	562
	兼農家	84,003	81,485	91,573	23.1	18.9	19.0	2,518	10,088
	世帯主農業主	8,404	8,189	15,890	2.3	1.9	3.3	215	7,701
世帯主恒常的勤務	47,793	48,696	45,551	13.1	11.3	9.5	903	3,145	

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）。

注．1990，1995年の土地持ち非農家の貸付面積は，（耕地および耕作放棄を5a以上所有している世帯の耕地面積）-（経営耕地面積5 - 10aの世帯の経営耕地面積）。

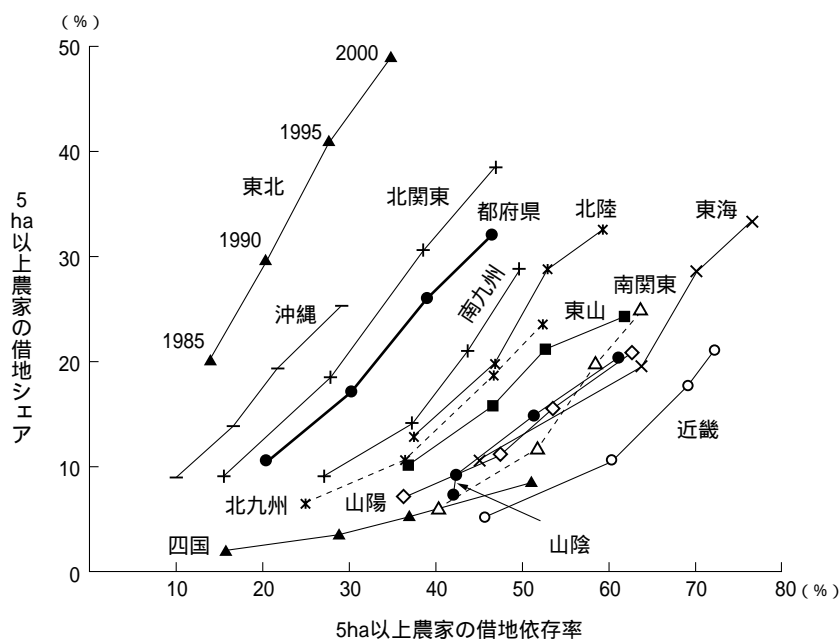
農地流動化がさらに進展し、経営耕地面積全体に対する農家および農家以外の農業事業体（販売目的）による借地面積割合は、全国で95年の13%から2000年には17%に上昇した。県別では、北陸諸県や滋賀、京都、熊本以南の九州、沖縄では20%を超え、とくに富山、石川、滋賀、鹿児島、沖縄では25%を超えている（滋賀は30%超）。

4. 大規模経営の展開

都府県の5ha以上農家層が増加し、85年の19万戸から90年には26万戸（7万戸増）、95年には36万戸（9万戸増）、2000年には44万戸（8万戸増）となった。東北、北陸、北関東、九州等で多数の5ha以上層が形成され、彼らに借地や作業受託が集中している。

借地はこうした上層への集中が明確である。5ha以上農家の借地面積は、90年の6万haから2000年には16万ha（2.8倍）になり、その借地シェアは32%（母数には農家以外の農業事業体の借地を含む）になった。借地集中度を地域別に示すと、北関東、北陸、南九州は10%を超え、東北、沖縄は20%を超える。その一方で、四国は2%でしかない。

5ha以上農家は借地依存率が高まり、経営面積の47%を借地が占める。南関東から山陽に至る地域では借地依存率が高く（経営耕地の6割から7割以上）、東北（34%）、北関東（47%）では相対的に低位である。自作地基盤が脆弱な地域ほど借地による規模拡大の結



第2図 5ha以上農家の借地依存率と借地シェア

資料：農業センサス（1985年，1990年，1995年，2000年）。

注(1) 5ha以上農家の借地依存率 = 5ha以上農家の借入耕地面積 / 5ha以上農家の経営耕地面積。

(2) 5ha以上農家の借地シェア = 5ha以上農家の借入耕地面積 / (総農家の借入耕地面積 + 農家以外の農業事業体の借入耕地面積)。

果、高借地依存の大規模経営が形成されている（第2図）。

経営組織について95 - 2000年の変化を実数でみると（掲表省略）、1 - 3ha層は施設野菜や肉用牛の施設型の集約経営へ、3 - 5ha層は露地や施設野菜中心あるいは専作の集約的経営へ、5 - 10ha層は露地野菜単一や野菜作複合経営への傾向が強くなり、10ha以上層で稲作単一や稲作主位準単一複合など稲作中心の経営展開がみられる。経営成果である販売金額規模別の農家数割合を95年と比較すると、どの経営面積規模階層とも販売金額規模が1から2ランク低下している。農家数で3 - 5ha層の停滞、5ha以上層の伸び率鈍化が指摘される背景には、米価水準の低下を主とする価格環境の変化に対応して経営耕地面積拡大ではなく集約化を農家が選択したことがあるが、にもかかわらず販売金額が減少したという事実は、今後の日本農業にとって重大な問題である。

5. 耕作放棄・不作付け地拡大の特徴

（1）耕作放棄の拡大

農家と土地持ち非農家との耕作放棄地面積は95 - 2000年には全国で10万haも増加して34万haとなっている⁽³⁾。95 - 2000年に自給的農家、土地持ち非農家ともに所有耕地の増加を大きく上回って耕作放棄地が増加した。

土地持ち非農家は1980年にその34%が耕作放棄地を所有していたが、2000年には47%になった。自給的農家と0.3 - 0.5ha層はともに11%から33%と32%となった。こうした耕作放棄所有率の高まり（広汎化）が耕作放棄地面積増加の大きな要因であり、特に下層農家がかつての土地持ち非農家水準に至ったことに注目したい。

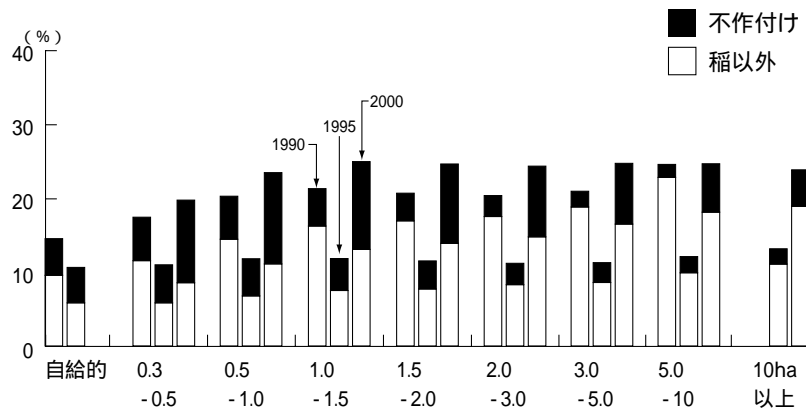
また、田で耕作放棄地が急増している。全国農家の耕作放棄地5万ha増のうち田が3万ha増、畑が2万ha増である。田の耕作放棄地を所有する実農家戸数は、販売農家で39%、自給的農家で62%も増加し、下層農家での広まりが特徴である。こうして田を中心とした耕作放棄地が、下層農家と土地持ち非農家で広汎化している。

（2）不作付け地の拡大と転作対応

販売農家の不作付け地面積⁽⁴⁾は、95年の16万haから28万haへ増加し、しかもこの増加は専ら田である。都府県における水田への稲以外の作物の作付けと不作付けとの状況を示したのが第3図である。転作が再強化された2000年は、90年より稲以外の作付比率は低く、不作付けの比率が全階層で高い。また不作付け地比率は下層ほど高い。転作対応として不作付けの傾向が強まり、下層ほどその傾向が強い。

不作付け地と耕作放棄地との関係を経営階層別に示したのが第4図である。「経営耕地面積 + 耕作放棄地面積」を母数として、それに対する耕作放棄地面積の割合をY軸に、同じく不作付け地の割合をX軸にとって、95年と2000年とのポイント差で示してある。原点から離れるほど、この間の変化が大きかったことを物語る。

第1に田では、Jカーブが現れている。中下層で不作付け地比率が大きく上昇し（1.0 -

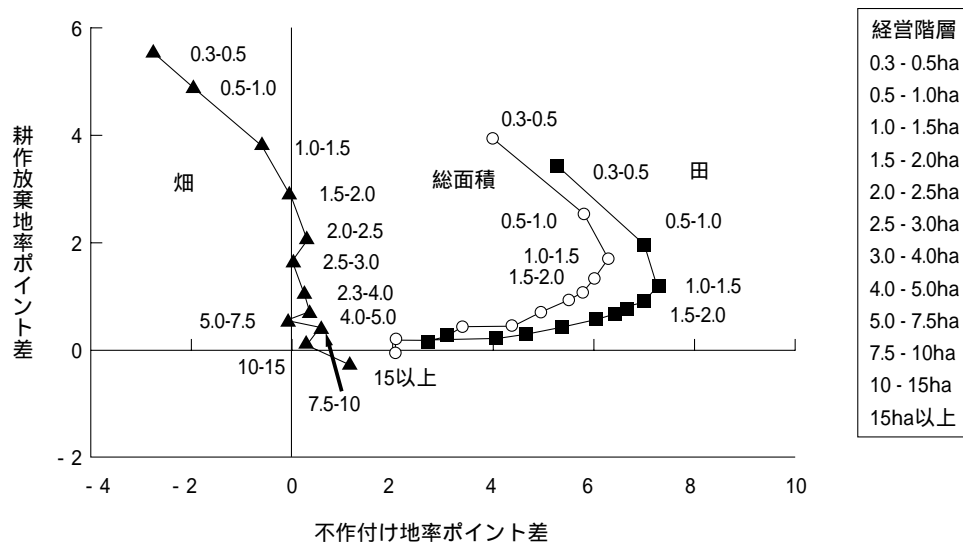


第3図 経営規模別の田作付けの動向（都府県）

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）。

注（1）稲以外＝調査日前1年間に稲以外の作物だけを作った田面積／田面積。

（2）不作付け＝調査日前1年間に作付けしなかった田面積／田面積。



第4図 耕作放棄地率と不作付け率のポイント差（都府県，1995 - 2000年）

資料：農業センサス（1995年，2000年）。

1.5ha層で最大)，さらに下層では不作付け地比率をやや低下させながら耕作放棄地比率が大きく上昇し，不作付けが中下層で広がるとともに，下層は耕作放棄へ傾斜する傾向が強い。第2に畑では，上層での不作付け地比率・耕作放棄地比率の変化はほとんどないが，中下層では耕作放棄地比率が上昇し，下層は不作付け地比率がマイナスで耕作放棄地比率が上昇している。下層では畑の不作付けが耕作放棄へと転換している。

1 - 1.5ha層を中心として転作対応で田の不作付けが拡大するとともに畑が耕境外になっており，さらにその下層では田の不作付けに加えて耕作放棄への傾向が強くなり，畑では不作付けから耕作放棄への移行傾向がとりわけ大きくなっていると読みとれる。

6. おわりに

農地と農作業との出し手の形成により農地と農作業が流動化している。出し手には土地持ち非農家や高齢専業農家に加えて定年に伴う世帯主農業主 兼農家が出現している。他方でそれらの農地利用を集中する大規模経営が形成され、また大規模農家による借地拡大、農地流動化の進展が、農業の衰退的な傾向を回避する効果があることも指摘できる。しかし交易条件の悪化の中で経営成果が抑制され、大規模層形成の阻害要因となっている。3-5ha層、5-10ha層で集約化、複合化の傾向が強まり農地流動化の制約要因になっている。

土地持ち非農家や農家に耕作放棄が広汎化し、さらに転作対応として不作付け地が拡大している。不作付け対応は中下層農家ほど著しく、下層農家では畑の不作付け地が耕作放棄に転換し、不作付け田の拡大が今後は耕作放棄に転化する可能性もある。農地流動化による面積規模拡大傾向は10ha以上や15ha以上の経営にはあるが、ビジネスサイズでの上層農家の成長は農地流動化の展開と同一方向ではなくなってきたなど、地域における農地の受け手、担い手をどう定めるのかが重要な課題となっている。

注(1) 田畑保(1997)「1990年代の農業構造 -- 主として農地貸借、作業受委託の動向の面から -- 」『農業総合研究』第51巻第4号、宇佐美繁(1997)「農業構造の変貌」、宇佐美繁編著『1995年農業センサス分析 日本農業 -- その構造変動 -- 』、農林統計協会。

(2) 小田切徳美(1997)「中山間地帯の地域条件と農業構造の動態」、前掲宇佐美繁編著、が用いた分析手法によっている(ただしX軸とY軸とを入れ替えた)。小田切は、1980年以降について農地減少率と増加借地率との関係を分析して、1980年代には両者に相関関係がほとんどみられないこと、1985年後半に弱い逆相関関係がみられること、そして1990年代前半になって強い逆相関がみられることを指摘している。

(3) 農業センサスでの耕作放棄地面積の把握は以下のような制約があるので、実際に耕境外となった耕作放棄地はセンサスの統計数値よりも大きいものとなることに注意を要する。センサスにおける耕作放棄地はその定義上、原野化した元農地は耕作放棄地としてカウントされないために、耕作放棄地面積は完全なストック統計ではない(小田切、前掲稿、149～150ページ)。また耕地を所有したまま転出して不在地主化するなどで土地持ち非農家としても把握されない世帯が有する耕作放棄地はセンサスで把握されない(田畑、前掲稿、127ページ)。

(4) 不作付け地は、2000年センサスから販売農家のみでの調査となったために、自給的農家での動向は不明である。

農業・農村構造の現状と動向(その1)

2000年農業センサス分析

「農家以外の農業事業体」の 水田農業への進出

● 鈴村 源太郎

1. はじめに

農家以外の農業事業体（以下、「事業体」と略記）の動向に関しては、これまでいわゆる加工型畜産を中心とする大規模経営の動向が注目されてきたが、土地利用型部門の事業体は、事業体数や総資源量に占めるシェアの面で農家に比べ劣位であったため、統計分析の対象として十分な関心が向けられなかった。これは、日本の土地利用型農業の構造が依然農家中心で、当該部門における経営耕地面積、借地面積、農業労働力、資本装備のいずれをとっても対農家に占める地位が微々たるものであったために他ならない。

これまでの事業体数の推移をみると、1995年までは協業経営体の減少を主要因として総数が減少傾向にあった。これに対し2000年センサスでは、北陸、近畿などを中心に非法人の事業体⁽¹⁾が顕著に増加し、80年以降減少を続けていた事業体総数が初めて増加に転じた。しかも、今次センサスの特徴は、農家と事業体を合わせた土地等経営資源全体に対する事業体のシェア上昇にあり、この傾向はそれまで特に注目されてきた畜産部門ではなく、土地利用型部門とりわけ転作を含めた水田農業で顕著にみられる。

本稿では、今次センサスで事業体が新たな展開をみせ始めた土地利用型部門、とりわけ水田農業に焦点を当て、事業体の特徴とその地域性について検討することを課題とする。具体的には事業体の組織形態別動向および経営資源の推移を概観した上で、借地および作業受託を通じた地域農業への事業体の進出状況を明らかにする。また、2000年センサスで特に事業体数が増加した宮城、富山、福井、滋賀の4県を分析対象に、増加した事業体の特徴や土地利用状況を比較検討し、土地利用型農業部門における事業体の展開可能性を検討する。

2. 2000年センサスにおける事業体の概要

(1) 事業体数の動向と保有資源シェア

まず、販売目的、牧草地経営体、その他目的を含めた事業体全体の動向をみよう。1985年に12,227事業体（うち販売目的は7,539事業体）であった総事業体数は、協業経営体の

第1表 農家以外の農業事業体の増減率と販売目的事業体の割合

(単位:事業体,%)

	総事業体					販売目的事業体				
	実数		増減率			実数		増減率		
	1995年	2000年	90-95(A)	95-00(B)	(B)-(A)	1995年	2000年	90-95(C)	95-00(D)	(D)-(C)
全国	10,000	10,554	13.9	5.5	19.5	6,439	7,542	13.8	17.1	31.0
北海道	1,612	1,448	5.1	10.2	5.1	933	838	2.5	10.2	7.7
都府県	8,388	9,106	15.5	8.6	24.0	5,506	6,704	15.5	21.8	37.3
東北	1,938	2,031	18.3	4.8	23.1	1,068	1,383	18.0	29.5	47.5
北陸	748	1,117	31.3	49.3	80.6	580	989	34.2	70.5	104.7
北関東	581	561	26.9	3.4	23.5	353	377	19.8	6.8	26.6
南関東	620	522	8.1	15.8	7.7	360	323	6.7	10.3	3.5
東山	380	411	0.3	8.2	8.4	192	255	3.2	32.8	29.6
東海	727	714	17.3	1.8	15.5	535	540	22.8	0.9	23.7
近畿	601	907	6.8	50.9	57.7	440	760	8.3	72.7	81.1
山陰	247	267	20.1	8.1	28.2	191	213	20.1	11.5	31.6
山陽	567	558	12.1	1.6	10.5	443	455	11.6	2.7	14.3
四国	340	332	15.6	2.4	13.3	211	220	21.0	4.3	25.2
北九州	834	886	10.9	6.2	17.1	484	541	11.4	11.8	23.1
南九州	653	650	0.5	0.5	0.0	531	534	5.4	0.6	4.8
沖縄	152	150	10.9	1.3	12.3	118	114	28.3	3.4	31.7

資料:農業センサス(1990年,1995年,2000年)

減少を主要因として90年には11,620事業体(同7,474事業体)となり,さらに95年には10,000事業体(同6,439事業体)へと減少した。しかし,2000年には増加に転じ,対95年6%増の10,554事業体(同7,542事業体)となった。総事業体数に占める販売目的事業体数の割合は95-2000年間に64%から72%へと上昇しており,販売目的事業体の顕著な増加傾向を裏付ける形となっている。

事業体数のブロック別動向は第1表に示した。90-95年の増減率が総事業体,販売目的事業体とも全国平均で14%の減少であったのに対し,95-2000年は総事業体が全国平均で6%,販売目的事業体では17%もの増加となっている。特に北陸,近畿での増加率が高く,県別には,滋賀県(260%増),福井県(131%増),宮城県(114%増)が高い。これらの県では事業体の借地面積も大幅に増加している。

組織形態別には次のような特徴がある。第1は,近畿,北陸を中心として非法人事業体が大幅に増加した。両地域の5年間の増加率はそれぞれ155%,115%である。第2は,有限会社の堅調な伸びである。全国平均の増加率は前期の9%から95-2000年には26%に上昇している。第3は,農事組合法人の全国的な減少であり,要因としては有限会社への企業形態の転換などが考えられよう。そして第4は,株式会社がほぼ全面的に減少したことである。この間の株式会社の減少率は全国平均で15%減である。

(2) 総資源量に占める事業体のシェア

事業体の資源保有量は,これまで畜産飼養頭羽数以外ではわずかなシェアであったが,2000年には土地利用型農業における事業体のシェアが拡大している(第2表)。

農地については,経営耕地面積のシェアがやや拡大し2.5%である。田面積に占める事

第2表 総資源量に占める事業体のシェア

(単位：%)

区	分	総資源量に占める事業体のシェア		事業体に占める組織形態別構成比 (2000年)		
		1995年	2000年	会社	非法人 (国および地方公共団体を含む) 協業非法人 非協業非法人	
農地・農作業	経営耕地総面積	2.2	2.5	39.9	14.5	7.9
	田面積	0.7	1.5	24.8	37.8	9.1
	稲を作った田	0.6	1.1	27.6	35.9	4.7
	稲以外のみの田	2.2	3.8	20.1	42.2	15.4
	畑面積	4.5	4.4	46.6	3.0	7.7
	樹園地面積	2.1	2.2	53.7	5.7	4.2
	借入耕地面積	6.6	7.6	36.3	21.9	6.9
	田の借地面積	4.1	6.8	25.4	38.4	8.9
	水稲作業受託面積	3.6	4.5	32.1	25.1	7.2
農作物作付面積	水稲	0.6	1.2	27.8	35.9	4.5
	麦類	2.7	5.5	17.8	46.0	11.6
	雑穀他	2.2	5.1	28.4	38.0	13.2
	工芸農作物	1.3	1.4	50.5	11.5	1.4
	野菜	0.9	1.3	50.9	8.2	1.5
	花卉・花木	5.7	8.1	90.6	1.4	1.5
家畜飼養頭羽数	乳用牛	3.3	4.6	49.8	1.4	4.3
	肉用牛	15.2	20.4	65.0	0.5	1.5
	豚	38.4	41.4	82.6	0.2	0.7
	採卵鶏	59.8	62.7	86.7	0.0	1.2
	ブロイラー	47.8	45.4	82.5	0.3	0.2

資料：農業センサス（1995年，2000年）

注（1）協業非法人の数値の算出方法は〔協業非法人〕=〔協業経営体〕-〔法人協業経営体〕，非協業非法人の算出方法は〔非協業非法人〕=〔販売目的事業体計〕-〔法人計〕-〔協業経営体〕-〔法人協業経営体〕とした。このため，非協業非法人には国・地方公共団体が含まれる。

（2）表中のアンダーラインは，2000年における総資源量に占める事業体のシェアが，1995年に比べ2倍以上になっている項目を示す。

業体のシェアは1.5%と依然低いが，95年の0.7%に対し倍増している。また，稲を作った田面積のシェア（1.1%）に対し，稲以外の作物のみを作った田面積のシェアが3.8%となっているが，これは転作が相対的に多いことを示している。また，作付面積は絶対値こそ小さいものの，この5年間でシェアが上昇しているものが多い。特に耕種部門の増加率は高く，2000年のシェアは水稲1.2%，麦類5.5%，雑穀・豆類・イモ類5.1%等となっている。他方，家畜飼養頭羽数シェアは，中小家畜部門で依然高いが，シェアの増減は部門間にバラツキがみられる。

このように，土地資源にかかる販売目的事業体のシェアは，近年急速に高まっており，必ずしも「事業体＝非土地利用型の畜産・施設経営」という単純な図式では表せない段階に入ったと言える。

3. 水田における借地および作業受託の展開

（1）水田借入耕地の増加寄与度

事業体による借地は近年急速に増加しているが，5年間に増加した田の借入耕地に対し，

第3表 田の借地面積における増加寄与度

(単位: ha, %)

区分	借地面積 増加量 (1995年)	90-95年の借地面積増加量 に占める寄与度			借地面積 増加量 (2000年)	95-2000年の借地面積増加量 に占める寄与度		
		5ha未満 農家	大規模農家 (5ha以上)	農家以外の 農業事業体		5ha未満 農家	大規模農家 (5ha以上)	農家以外の 農業事業体
都府県	51,937	26.8	67.0	6.2	75,576	26.8	55.3	17.8
東北	15,141	26.5	73.8	0.3	21,954	20.8	63.8	15.4
北陸	8,772	18.3	68.5	13.2	15,934	14.0	47.0	39.0
北関東	5,111	25.0	71.8	3.1	6,252	33.1	66.3	0.6
南関東	2,353	27.9	68.6	3.6	3,532	44.1	55.5	0.4
東山	1,247	35.5	50.9	13.6	1,577	41.8	51.0	7.1
東海	4,970	10.7	72.7	16.5	5,053	23.2	69.1	7.7
近畿	4,096	33.8	61.4	4.8	6,248	35.6	38.1	26.3
山陰	850	38.5	49.9	11.6	1,206	7.6	53.2	39.1
山陽	1,804	30.6	56.5	12.9	3,112	31.1	51.1	17.8
四国	903	67.3	29.9	2.8	1,539	58.9	37.6	3.5
北九州	5,377	35.5	59.0	5.5	7,331	42.6	49.8	7.6
南九州	1,236	47.7	51.8	0.5	1,840	37.8	59.5	2.7

資料: 農業センサス(1995年, 2000年)。

受け手としての事業体の位置づけを明確化するため、農家と事業体を合わせた田の借地増加総量に対する事業体の寄与度を地域別に示した(第3表)。95-2000年間の事業体の増加寄与度は、都府県平均で18%に達し、地域別には山陰(39%)、北陸(39%)、近畿(26%)で高くなっている。一方、大規模農家(経営面積5ha以上)の増加寄与度は、都府県平均で55%と前期の67%に比べ12ポイント低下している。一部地域では大規模農家に代わり事業体の増加寄与度の大幅な上昇がみられる。

(2) 稲作作業受託の動向

借地と同様に、5ha未満農家、大規模農家(5ha以上規模)、事業体、サービス事業体について水稻作業受託の増加寄与度も計算した。90-95年間に高い値を示していた大規模農家の寄与度は相対的に低下したのに対し、事業体の寄与度は下げ幅が比較的小さい。95-2000年間に事業体の寄与度が高いのは、近畿(39%)、東山(24%)、北陸(21%)であり、非法人事業体が大幅に増加した近畿および北陸が上位に位置している。

これに対し、サービス事業体の寄与度は都府県平均で53%と90-95年間に引き続き高い水準にある。事業体の寄与度とサービス事業体の寄与度との関係を地域別に比較すると、前者が低く後者が高い地域が多いが、北陸など両者ともに高い地域や、前者が高く後者が低い地域(近畿、東山)も存在していることは特筆すべき点である。

4. 宮城、富山、福井、滋賀4県における事業体数と土地利用の変化

(1) 4県における非法人事業体の展開

以上の分析により、事業体の動向には地域性が認められる。以下では、2000年における事業体数の増加率、95-2000年間の借地増加量、田の借地増加面積に対する事業

体の寄与度がそれぞれ著しく高かった宮城，富山，福井，滋賀4県に焦点を当て，当該県の事業体数の増加と土地利用のかかわりについて考察した。

まず，4県の事業体数を経営組織別にみると，非法人事業体の増加が際だつ。事業体の増加数に対する非法人の寄与度は滋賀県で92%である。非法人の事業体には協業経営体とそうでないものがあるが，前者を「協業非法人」，後者を「非協業非法人」とすると，各県とも実数としての増加は「協業非法人」が多く，率では「非協業非法人」が高い。

耕種部門における非法人事業体（特に「協業非法人」）の増加は各県共通であるが，主位部門別には稲作部門と転作部門に分かれる。宮城，富山両県における雑穀・イモ類・豆類作，滋賀県における麦類作など，一部の県における転作対応型事業体の増加は2000年センサスの特徴である。

参加世帯数規模別事業体数の面からは，富山，福井，滋賀県のモード階層が都府県平均より世帯数が多い階層に存在するなど，4県の「協業非法人」は比較的大規模な水準にあることがわかる。20世帯以上が参加する累積事業体数の構成比は，福井県以外の3県で上昇しており，「集落ぐるみ参加型」事業体の発生を予見させる。

（2）4県における非法人事業体の土地利用状況

土地利用の状況は各県で特徴的な動きが見られるが，それぞれの要点は次のように整理できよう（第4表）。宮城県は「非協業非法人」による借入耕地面積の増加が著しく，転

第4表 2000年における4県の土地利用状況

（単位：事業体，ha，%）

区 分	事業体数	経営耕地面積 (ha)			田の借地面積	作業受託面積		
		田面積	稲を作付	稲以外のみ		稲作	麦作	
宮城県	販売目的計	444	4,484 (281.3)	871	3,583	3,647 (349.7)	986 (50.4)	401 (347.5)
	会社	89	455 (1970.0)	202	247	433 (2783.3)	247 (212.3)	23 (367.8)
	協業非法人	204	2,653 (236.3)	437	2,203	2,124 (235.0)	590 (14.7)	259 (223.9)
	非協業非法人	112	1,155 (369.5)	124	1,029	914 (1102.0)	100 (69.0)	98 (2078.0)
富山県	販売目的計	336	5,716 (159.6)	4,108	1,531	5,489 (152.0)	598 (17.1)	123 (1125.9)
	会社	44	1,141 (218.8)	881	254	1,129 (227.3)	155 (35.1)	31 (1126.0)
	協業非法人	185	3,091 (181.5)	2,152	876	3,032 (180.5)	258 (6.4)	60 (11813.0)
	非協業非法人	47	156 (-)	76	80	156 (-)	29 (8480.0)	23 (-)
福井県	販売目的計	141	1,607 (138.4)	1,159	411	1,410 (111.3)	854 (15.2)	297 (891.2)
	会社	24	267 (20.9)	230	24	265 (20.8)	158 (75.3)	61 (-)
	協業非法人	61	751 (324.3)	562	178	618 (249.0)	247 (47.2)	97 (221.9)
	非協業非法人	33	267 (26630.0)	126	132	236 (-)	89 (269.4)	47 (-)
滋賀県	販売目的計	382	1,437 (201.3)	1,089	301	1,340 (265.0)	485 (275.8)	173 (2567.5)
	会社	30	387 (148.0)	307	78	376 (142.4)	182 (196.3)	97 (4756.5)
	協業非法人	316	896 (257.1)	667	194	837 (465.8)	299 (531.4)	72 (-)
	非協業非法人	16	16 (-)	11	3	13 (-)	1 (91.2)	0 (-)

資料：農業センサス（1995年，2000年）

注1）協業非法人，非協業非法人の算出方法は第2表に同じ。したがって，福井県の非協業非法人には国・地方公共団体が2事業体含まれる。

（2）作業受託面積の計算は下記の通り。

稲作作業受託面積 = 稲作全作業受託面積 + (耕起・代掻面積 + 田植面積 + 稲刈・脱穀面積) / 3

麦作作業受託面積 = 麦作全作業受託面積 + (耕起面積 + 収穫面積) / 2

（3）表中 () 内は対95年増減率を示す。なお，(-) は，95年の面積がゼロであることを示す。

作の比重が非常に高い。富山県は、事業体の面積の過半が「協業非法人」で、同事業体の麦作作業受託面積の伸びが著しい。福井県は、「非協業非法人」33事業体²⁾の急激な伸張により、236haの田の借地と47haの麦作業が新規に受託されるとともに、稲作作業受託面積が約4倍になった。滋賀県は「協業非法人」の伸張が特徴で、田の借地面積および稲作作業受託面積が、対95年でそれぞれ約6倍と、4県中最も増加率が高くなっている。借地面積、稲作作業受託面積は、販売目的事業体全体の面積のそれぞれ63%、62%である。

5. おわりに

今次センサスで事業体全体の増加をもたらした主たる要因は、土地利用型農業にかかわる非法人事業体の増加にあった。これまで事業体分析の関心は主に大規模畜産経営にあったが、今回の分析により、土地利用型農業における事業体の躍進が確認された。

2000年に増加した非法人事業体は、企業的法人経営とは生成過程が異なる。というのも、2000年に増加した非法人事業体の多くは、水稻や転作の作業受託を行うサービス事業体から移行した可能性があるからである。ここで言うサービス事業体は、各地の集落営農等の組織であり、小規模ではあるが一定の参加世帯数を有した任意の生産組織である。新たに事業体に加わったこれら組織については、企業的な経営と比肩する非企業的な“経営”の発現であるか否かの議論はあろうが、4県における分析でみたように、これら非法人は借地および作業受託において、販売目的事業体全体の3～6割の面積をカバーする実質的な「農地の担い手」である。

こうした非法人事業体の役割の増大は、95年までは富山県などごく一部の県において、萌芽的に見られるのみであった。しかしながら、2000年には富山県にも劣らぬ勢いで、宮城、福井、滋賀県などに非法人事業体の進展が確認された。仮にこの傾向がサービス事業体の一つの展開方向だとするならば、ここであげた4県に追随する地域はまだ他に存在すると思われる。2000年センサスで鮮明となった非法人事業体の展開状況は、今後、さらに精緻な動向分析をもってトレースされる必要がある。

注(1) 農地の貸借などの法律行為を行えない非法人が農地を借地することは本来あり得ないことではあるが、センサス事業体調査の調査対象の把握は実態主義によるため、事実上借地とみなされる土地が存在する場合、そうした農地は経営耕地として把握される。このため、非法人であっても経営耕地を持つ事業体として把握されることになる。

(2) 福井県の非協業非法人の事業体数には第4表の注にもあるように国・地方公共団体が2事業体含まれるため実質31事業体である。

プロジェクト研究の紹介

海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向についての研究

農林水産政策研究所は、平成 12 年度から、海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向を研究対象とするプロジェクト研究（通称「GMO プロジェクト研究」）に取り組んでいる。既に本誌第 2 号の特集コーナーで、その初年度の研究成果を紹介したが、今回はその平成 13 年度の成果を要約して紹介する。なお、報告の本体については、GMO プロジェクト研究資料第 2 号「海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向」をご覧ください。

1. はじめに

遺伝子組換え(GM)農産物の作付けが拡大している。バイオテクノロジーの動向に関する調査活動を行っているアメリカの民間機関 ISAAA によれば、2001 年における世界全体の GM 農産物作付面積は、はじめて 5,000 万ヘクタールの大台を突破し、5,260 万ヘクタールに達したと見込まれている。GM 農産物の商業栽培が認められるようになった 1995 年から、わずか 6 年間で、アメリカ、アルゼンチン、カナダ等のアメリカ大陸諸国を中心に、大豆、とうもろこし、綿等の農産物への GM 技術の導入が急速に進んだ結果である。

しかし一方では、BSE 問題等を経験し食品安全に敏感な欧州諸国等の消費者を中心に、GM 農産物・食品の環境や健康への影響に対して、強い警戒感がもたれている。そして、こうした事情の違いが、各国における GM 農産物・食品の環境放出、食品安全評価、食品表示といった関連規制にも影響を与えて、相異を生じさせ、欧米間にみられるような新たな貿易摩擦の火種となっているのである。また、生産から販売に至るフードシステムの各現場では、非 GM / GM の区分を明らかにして消費者の需要に応えようとする動きも活発化しつつある。

GMO プロジェクト研究チームでは、こうした国際的な情勢について、インターネットや文献のサーベイ、現地実態調査の実施等によって情報収集し、社会科学的分析を行っているところである。平成 13 年度においては、アメリカ、ブラジル、フランス、英国、韓国、豪州を対象とした GM 農産物・食品の環境放出・表示に関する規制や生産・流通の動向分析、食品安全システム、消費者意識、GM 食品の逆淘汰メカニズムを対象とした経済学的分析を行ったところである。以下では、その主要な成果を要約して紹介する。

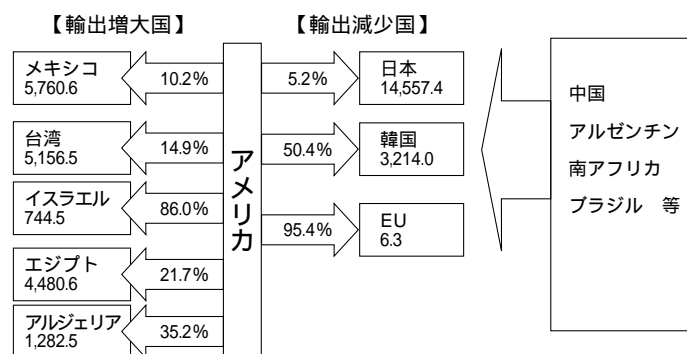
(渡部 靖夫)

2. アメリカにおける遺伝子組換え農産物の生産流通動向と IP ハンドリング

2001年6月にアメリカ農務省が発表した作付面積統計によれば、今年度のGM大豆とGMとうもろこしの作付面積割合は、それぞれ68%と26%であり、前年比14%および1%の増加を示しており、特にGM大豆の作付け率が急増している（補足：その後2002年6月に発表された作付面積統計では、大豆75%、とうもろこし34%とさらに増大を示している）。

2000年9月にアメリカ（その後10月に日本）で起きた食品安全性未承認のスターリンクとうもろこしの食品混入問題は、アメリカ国内においてもIPハンドリング（分別流通管理）の拡大につながっているのであろうか。2001年夏に行なった現地調査の結果を踏まえて述べるならば、その答えは否定的である。スターリンクが国内流通で問題になるのは、食品用だけであるが、食品用とうもろこしをウェットミリング用（スターチ、糖化製品等）とドライミリング用（グリッツ、フラワー等）に分けた場合、前者のウェットミリング用加工業界では、ほとんど影響がないといえる。他方、ドライミリング用では、検査費の増嵩が見られ、スターリンクの影響は小さいものではないが、国内で厳密なIPハンドリングを構築するまでには到っていないとみられる。

むしろ、スターリンク混入事件の発生は、国内流通よりも貿易パターンにより大きな影響をもたらしたといえる。アメリカ産のとうもろこし輸出は前年比で若干減少すると共に、主要輸出先である日本や韓国への輸出も減少している。このようにアメリカからの輸入を減らした日本、韓国、EU等は、アメリカに代わる調達先として、中国、アルゼンチン、南アフリカ、ブラジルからとうもろこし輸入を増やした。一方、アメリカは、日本、韓国などに代わって、メキシコ、アルジェリア、イスラエル、エジプトなどの国々への輸出を伸長させた（第1図）。スターリンク事件は、このように従来の主要市場であったアジア各国への輸出を減退させ、代わって隣国メキシコを初め中東やアフリカ諸国への輸出を増



第1図 スターリンク事件前後の米国産トウモロコシ輸出の変化

資料：USDA-FAS，US Export Salesをもとに加工。

注：増減率は、1998/99年度と2000/01年度との比較。

各国の数字は、2000/01年度におけるアメリカからの輸出数量(1,000トン)。

大きさせたといえよう。

日本においては、食品用大豆・とうもろこし・パレイショに関して、非 GM に置きかえる動きが拡大しているが、こうした非 GM の輸入・調達のために、IP ハンドリングへの取り組みが進んでいる。この IP ハンドリングに関しては、アメリカでも官民様々な組織・機関が関わっているが、名称は同一ながらその内容は多様性を含むものとなっている。特に、プロトコルの共通化（国内的な統一基準を策定するかどうか。日本、英国、カナダでは先行して国内基準作りが進んだといえる。）、電子情報化の有無（文書ベースでの情報伝達か、電子情報化されているかどうか。）、IP がカバーする領域（生産から集荷・流通段階までをカバーするものか、さらにその川下の加工・流通段階までをカバーするものかかどうか。）、追跡する情報内容（ロット、生産者、生産圃場など、どのような情報をどの程度の精度で追跡するかどうか。）、認証・確認の独立性（関係者内での確認に留めるか、外部機関による第三者認証を行うかどうか。）といった点は、IP ハンドリングの精度や信頼性を左右するものとなり、これらの点がどのように運営されているかに注意すべきである。現段階では、どのような要素を IP ハンドリングにおける最低基準とするかに関して、国際的な共通認識は形成されておらず、その内容や基準に関して何らかの概念上の交通整理が必要となる。

IP ハンドリングは、高付加価値農産物を生産することで農業に対する新たな経済機会獲得を意味するものであるが、それと共に様々な文書・情報管理等、追加的な作業負担が求められる。こうしたことから IP ハンドリングに従事する生産者は、比較的年齢が若く、高学歴であり、また農場保管施設が十分あるなどの特徴を有しているとされる。穀物価格が低迷している昨今においては、IP ハンドリングは手間はかかるが高付加価値を実現したいと考えている経営にとって、ひとつのビジネスチャンスを提供しているといえよう。

（立川 雅司）

3. ブラジルにおける遺伝子組換え農産物の認可・規制等の現状

ブラジルにおける遺伝子組換え体の取扱いに関する最初の法律は、1995 年のバイオセキュリティ法であった。これに伴い、バイオセキュリティ政策の策定、および遺伝子組換えを用いた研究、将来的商業生産・流通政策の策定に資するため、同年の大統領臨時措置令により設置されたのが、国家バイオ安全技術委員会（CTNBio）である。ブラジルでは農産物や食品に限らず、すべての遺伝子組換え体について一元的に CTNBio が認可にあたる点に特徴がある。しかし CTNBio は、ライセンスを発行するものの基本的には技術的諮問を行う機関であり、CTNBio による認可 = GM 農産物の栽培許可とは限らない。

いまひとつの規制制度である環境関連法の対象は広範囲にわたり、連邦政府の省庁や政府機関が数多く関係して、はなはだ複雑な構造となっている。環境関連法の基本精神は、どんな遺伝子組換え体がどのような形で人体や環境を害する可能性があるかについては適切な知識がないとの視点を前提に、環境を害するおそれのある活動について事前の影響調

第1表 遺伝子組換え農産物をめぐるブラジルの動き

年 月	で き ご と
1995年1月	バイオセキュリティ法施行, CTNBio 設置, GM 農産物を原料とする製品の販売を当面禁止
1998年6月	モンサント社が Roundup Ready 大豆の認可を申請
9月	CTNBio がモンサント社の申請した商業規模の作付を承認
1999年	IDEC が CTNBio の決定取り消しを求め, 連邦地方裁判所へ提訴
8月	連邦地方裁判所は, 本件に関する決定を1年間延期
2000年8月	連邦地方裁判所は, 遺伝子組換え大豆の栽培及び販売を引き続き禁止
12月	連邦政府は大統領臨時措置令により, CTNBio の権限を大幅に拡大
2002年2月	連邦地方裁判所は, 過去の商業栽培差し止め決定をいったん却下 別の判事が決定見直しを求め, 最終決定は再度延期

査を求める点に特徴があり, 許認可権限は環境・再生可能天然資源院 (IBAMA) の管轄下にある。こうした二重の規制のため, ブラジルではいったん CTNBio により認可された GM 農産物の商業栽培が, 裁判によって差し止められる状態が続いている (第1表)。この事態を打開するため, 国家環境審議会 (CONAMA) の作業部会が遺伝子組換え体認可指針の策定作業を進めてきており, 2001年11月には遺伝子組換え体の認可に関する指針案が策定され, 本会議での決議が待たれている (追記: この指針は, 2002年6月に CONAMA 本会議で承認された)。

上記の裁判の原告となったブラジル消費者保護協会 (IDEC) は, ラテンアメリカ最大の消費者団体である。その基本姿勢は, 社会的に利益となる形でバイオテクノロジーの開発が進められるべきであるとの考え方に基いており, 不十分な健康リスク評価や環境影響評価, 消費者向け情報伝達体制の不備等を理由として, 連邦政府に批判的な立場をとっている。また, 食品表示や遺伝子組換え体の長期的なリスク評価についても強い関心を持っており, 環境保全を指向する民間ベースの諸団体との関係を強めている。これに対して農業生産者団体側は, とりわけコストの面から GM 技術の導入に積極的であり, 連邦政府や農業関連産業と基本的立場を共有しているとみられる。また環境との関連については, GM 技術が直接及ぼすかもしれない負の側面よりも, その導入により農薬散布の回数が減らせる等, 従来の問題点が克服される可能性に着目しており, 総じて GM 技術の導入とさらなる開発とを支持していると考えられる。

ブラジルにおける GM 農産物をめぐる情勢は, 政治的にも社会的にもあらゆる側面で未だに流動的だが, 方向としては制度的規制の緩和へ確実に向かっている。農業生産者は GM 農産物の導入に積極的で, GM 農産物の栽培が非合法なまま拡大しつつあることは疑いない。他方, 食品安全性や環境保全の観点を重視する消費者団体や環境保護団体等の勢力も無視することはできない。現下のブラジルには, GM 農産物問題について社会的合意形成を図りつつ, 現実に適合した認可・規制制度を早期に確立しなければならないという, 重い課題が課せられている。 (千葉 典)

4. フランスにおける食品安全性システム GMO 諸施策と関連させて

フランスの食品安全性をめぐる監視や検査は 20 世紀初頭にまでさかのぼり、不正防止や公衆衛生に関するフランスの最初の法律（1905 年 8 月 1 日の法律）が現在の消費法典の起源となっている。この法律がネアブラムシ病禍によるワイン取引の混乱を契機にして制定されたこと、1881 年の牛ペスト禍を契機として農業省が設置されたのに対し厚生省の設置は 1920 年まで待たねばならなかったこと等からも伺われるように、当初は食品安全性よりもむしろ、取引の公正が重要視されていたことがわかる。なお食品安全性を中心的に担うべき獣医サービスは 1813 年に市町村議会に設置されたのを起源としており、その後 1871 年に県へ、さらに 1965 年には国への移管が見られた。獣医サービスは生産農家との密接な関係が特徴をなしている。

しかし、1981 年には消費担当省が設置され、消費者のための食品安全性への配慮を示していたが、1983 年には早々とこの省は消滅している。フランスにおける消費者運動の弱さが、消費省が束の間しか存続しなかったことの原因であると指摘されている。ところで 1976 年に作物防除局と二つの獣医サービス（家畜衛生と食品衛生）、ラベル局、不正防止サービスが農業省の中に創出された「品質局」にまとめられ、その後これらの権限が消費省に移管されたが、この消費省の消失に伴ういくつかの権限の経済財務省への移管により、獣医部局と不正防止局とが分断されたことが、食品安全性の権限の一部が経済財務省により管轄されるという、フランス的な特殊性の原因となっている。

次にフランスの食品安全性規則についてみると、共同体の法規（法律と指令）と三つの国内法規（消費法典と農事法典、公衆衛生法典）に基づいている。近年、食品安全性にかかる潜在的なリスクを同定し、これを評価すること（リスクアナリシス）が当該領域における公共政策の意思決定の基礎になるべきことが強調されている。こうした背景の下で、「衛生的監視及び食品の衛生的安全性の検査の強化に関する 1998 年 7 月 1 日付の法律 no.98 - 535」が、フランス食品衛生安全庁 AFSSA の設置を規定するなど、本格的にリスク評価とリスク管理、リスクコミュニケーションを分担することとなった。

フランスの食品安全性のリスク管理は、農業省、経済財務省、厚生省の三つの省庁に属する。当該分野における経済財務省の権限の強さと他方での厚生省の権限の弱さが他の諸国との著しい違いをなしている。それぞれの大まかな権限は次のようであるが、あまり厳密に区別されてはいないようである。

農業および食品チェーンの安全性は農業省食品総局 DGAL と経済財務省競争・消費・不正防止総局 DGCCRF

公正取引（表示および添加物、残留物）は DGCCRF

飲料水に関する検査と食中毒についての調査は雇用連帯省（厚生省）厚生総局 DGS

第2表 フランスの食品安全行政（リスク管理）

	厚生社会活動担当省 (厚生総局 DGS)	農漁業省 (食品総局 DGAL)	経済財務省 (不正防止総局 DGCCRF)
本省担当者数	350 人	190 人	446 人
州・県担当者数	150 衛生関係技師 377 医師検査官 (州および県の部局全体で 1万 1,000 人)	県獣医 SVD3,639 人 州植防 SRPV334 人	県と州の全体で 3,184 人
食品安全業務日数	医師検査官の勤務時間の 10%	SVD, 勤務時間の 85 - 90% SRPV, 20 - 25%	検査者の勤務時間の 10 - 20%
州・県の当該予算	不明(州および県の局全体で 6億 3,000 万フラン)	3億 8,000 万フラン(1998) 4億 5,900 万フラン(2000)	2億 1,400 万フラン(1998)
試験機関	38 の国立レファレンスセンター	ランジス獣医試験場	8 つの試験場

なお、食品関係のリスク管理と衛生的監視を担当する部局は次の二つのレベルで組織化されている。

中央行政は、共同体レベル、国際レベル、省際レベルで規則に関する交渉，その国内規則の作成，その適用の評価を管轄する。上述の三つの省庁が分担する。

州や県の知事の下に置かれた，州や県レベルの各省出先機関は，規則の適用の監視と，中央から要請される調査や検査の実施を主たる任務とする。これらの作業は県競争消費不正防止局 DDCCRF，県厚生局 DDASS，県獣医サービス SVD，州作物防除サービス SRPV である。現場での検査監視を担うこれらの出先機関は，国や，県（地方自治体）の公的試験場により支援される。

これらのそれぞれの行政機関の人員や予算規模は第2表のとおりである。

最後に，フランスでの GMO 監視システムは次のように分担されている。

経済財務省不正防止総局 DGCCRF：GMO 派生食品ないし製品，家畜飼料，種子の検査および監視を担当

農業省食品総局 DGAL：GMO の販売認可，種子の輸入の検査および監視，「分子生物学操作委員会 CGB」の事務局

経済財務省関税間接税総局 DGDDI：輸入食品および種子の検査監視

国土整備環境省汚染リスク防止局：DGAL との協調の下，「分子生物学操作委員会 CGB」の事務局に参画

このように，GMO 派生食品の監視および検査については DGCCRF およびその県出先機関の果たす役割が絶大であり，これらを通じて得られた標本はこれに付属する試験場で分析されることになる。（須田 文明）

5 . 英国における遺伝子組換え農産物と食の安全性に関する消費者意識調査

2001年11月下旬から12月末にかけて、英国におけるGM農産物と食の安全性に関する消費者意識を把握するため、郵送法によるアンケート調査を実施した。対象者は、地域特性や人口分布等を考慮して2,000世帯を電話番号によって無作為抽出した。宛先不明等を除いた有効発送数は1,810で、回収数は650、有効回収率は35.9%であった。以下は、無記入を除いた582サンプルの集計結果である。

まず、環境や食の安全性に関する32項目の質問について、5段階評価で得られた回答を類似の内容ごとにまとめると以下のとおりである。

環境保全への関心については、強い憂慮を示す回答者が過半数を越えていた。

食の安全性への関心については、半数前後の人が食の安全性に対する不安を示していた。また、食品を買うにあたっては、40～50%の回答者が日常的に表示を確認してから買っていた。

食品に対するリスクと政府・企業等に対する信頼については、40%前後の人たちが食品リスクに対し不安を感じ、GMにかかわる政府・企業に対し不信の念を抱いていた。

環境倫理に対する意識については、約半数の回答者が、人間は環境を改変する権利を持っていない、GM食品に利点があっても自然に反していると言っているものの、約20%の回答者はそう思っていなかった。他方、GM技術の医療目的の利用については、肯定派は39%であり、反対派は27%であったから、医療目的のGM技術の使用を許容している回答者の割合は、の食品に対するGM技術の使用に比較して高かった。

GM食品の受容については、GM食品が美味しかったり、栄養価が高かったりした場合には、30～40%の回答者は肯定的反応を示す一方、そのような場合でも40～50%の回答者は否定的反応を示した。したがって、GM技術については、強い反対意見が存在するものの、消費者にとって明確なメリットがあるならば、GM技術を受容する者も少なからず存在しているといえるであろう。

次に、今後我が国でも重要な検討課題となると思われる家畜飼料に含まれるGMOの問題と動物愛護の視点も含めて、鶏卵の購入に関するアンケート結果について説明する（第

第3表 卵の特性と購買頻度

(単位：%)

特 性	買わない	あまり買わない	半々	よく買う	いつも買う	わからない	無記入	総計
放し飼い	6.2	12.2	10.0	4.3	39.7	4.8	22.9	100.0
納屋飼い	12.7	13.7	11.0	6.5	14.1	5.5	36.4	100.0
有機	17.4	12.4	8.9	3.6	14.8	6.5	36.4	100.0
非GM	15.1	9.3	7.0	3.4	8.9	14.8	41.4	100.0
生産情報の表示	14.3	10.7	11.3	5.5	16.7	11.5	30.1	100.0

3表)。鶏卵を調査対象に選んだ理由は、英国では我が国で販売される鶏卵に比べて種類が豊富であり、かつ通常のスーパーで販売されている卵は、非GM飼料を用いて生産されたものであれば、殆どの場合そう表示されているため、実際の購買行動から消費者の意識を知る上で望ましいと考えたからである。

特徴的な点として、動物愛護にかかわる、戸外の草地などで放し飼いにされた鶏の卵については、44%の人が日常的に買っていた。英国では小売市場で販売される卵のうち、放し飼い鶏の卵の割合は約15%であるから、今回のアンケートの回答者はかなり動物愛護や環境に関心の高い消費者であったことが窺われる。

また、有機栽培の飼料による卵は18.4%の人が日ごろから買っていた。他方、GM飼料の使用の有無について、12.3%の人は意識して非GMの飼料による卵を買っていたのに対し、24.4%の人はGM飼料による卵を日常的に買っていたが、「わからない」と「無記入」を合わせて56.2%の人はこの点について明確な認識をもっていなかった。したがって、動物愛護や環境保全に対しては比較的高い関心を示している今回のアンケート回答者でも、餌まで意識していた人はそれほど多くなかったと言えるであろう。（矢部 光保）

6. 韓国におけるGMO表示制度の概略

韓国におけるGMO表示制度の枠組みは日本のそれに似ており、GM農産物表示は農林水産省に相当する農林部と国立農産物品質管理院、GM食品表示は厚生労働省・食品保健部に相当する保健福祉部・食品医薬品安全庁がそれぞれ所管している。

2001年7月、金成勳元農林部長官（韓国農政史上2人目の「学者」長官：前職は中央大学校・副総長）にインタビューし、GM農産物の表示義務化に踏み切った経緯を聞いたところ、次のような回答を得た。

「1999年11月に開催されたFAO総会に出席し、その帰路、18日にOECD本部にドナルド・ジョンストン事務総長を訪ね、OECD加盟国（特にEU加盟国）のGMO問題に対する基本認識、政策現況等について情報収集を行った。」（この訪問を通じて）アメリカ等のGMO輸出攻勢への対抗策として、食の安全性に高い関心をよせる韓国の消費者を味方につけて親環境農業を育成し、韓国農業の質的競争力を高めるためには『表示による差別化』を政策的に図る必要がある、との持論に誤りのないことを確認した。」

そして、帰国後間もない11月22日、金氏はGM農産物表示制度を2001年3月1日から導入することをプレス発表し、関係部局に「遺伝子変形農産物表示要領」の作成を急がせた。また、これに先だって、金氏は「消費者の知る権利」「選択する権利」を保障するための法律、「農水産物品質管理法」を99年1月21日に制定（旧法改正・改称）して、GM農産物表示制度の導入の準備を行った。以下は、その概要である。

1. 農林部が告示した『遺伝子変形農産物表示要領』の内容
 - 1) 表示対象品目：大豆，大豆もやし，とうもろこし（2001年3月1日から施行）
ジャガイモ（2002年3月1日から施行）
対象品目は検査技術の開発状況及び国内流通状況を考慮して適宜，拡大する。
 - 2) 表示基準は以下のとおり
遺伝子変形農産物の場合：「**遺伝子変形（農産物名）**」と表示
遺伝子変形農産物が含まれる場合：「**遺伝子変形（農産物名）を含む**」と表示
遺伝子変形農産物が含まれる可能性がある場合：
「**遺伝子変形（農産物名）を含む可能性がある**」と表示
 - 3) 表示義務が免除される遺伝子変形農産物の「非意図的混入許容率」を3%とし，今後の検査技術及び国際動向などを考慮して，順次，1%水準まで下げていく。
2. 表示違反時における罰則
 - 1) 虚偽表示の場合：**3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金**
 - 2) 非表示，表示基準・方法違反，調査拒否・忌避の場合：**1000万ウォン以下の過怠料**

このように，韓国における GM 農産物の「表示基準」および「表示違反時における罰則」は，日本のそれとの比較において，単純明快かつ厳格なものになっている。言うまでもなく，表示用語としては日本の「不分別」よりも「含む」または「含む可能性がある」の方が消費者に理解されやすいし，また，虚偽表示についても日本の「50万円以下の罰金」よりも「3年以下の懲役又は3000万ウォン以下の罰金」または「1000万ウォン以下の過怠料（過料）」のほうが厳しい。ただし，農水省は2002年6月にJAS法を一部改正し，罰則を「自然人：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金，法人：1億円以下の罰金」に強化した。

断定は控えるが，韓国の GM 農産物表示制度には金氏の意味（農政理念）が反映されているように思われる。「農民は高品質で安全な農産物の生産など，消費者ニーズに合った環境親和的な農業（親環境農業）に転換する。消費者は安全性に優れた国産農産物の消費を通じて農業・農村に対する認識と支持を高める。そして政府は農民支援と消費者啓発に必要な諸施策を整備実行する。このような農民，消費者，政府，三位一体の協力体制が確立すれば，厳しいWTO体制下でも韓国農業は生き残ることができる」との持論を政策に反映させ実践する「学者」長官・金氏存在を考慮するとき，韓国農政における GM 農産物表示制度の「政策的位置づけ」が理解できる。

一方，比較的早い時期から GMO 表示制度の導入準備を進めていた農林部とは異なり，加工食品の表示問題を所管する保健福祉部・食品医薬品安全庁の腰は重かった。金氏は「農林部に先を越されたため，渋々重い腰を上げた」と指摘している。

とはいえ，食品医薬品安全庁は，2000年1月13日に「食品衛生法」第10条に「遺伝子組み換え食品表示根拠条項」を新設し，2000年8月30日には「遺伝子組み換え食品等表示基準」を告示して消費者・市民団体等の批判に応え，GM食品表示制度を2001年7月13日から施行した。表示対象品目は「製造・加工後においても遺伝子組み換えDNA又は外来蛋白質が残存する27品目」，表示違反時の罰則は「行政指導を行い，これに従わない場合は，2年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金」となっている。

当初、農林部と食品医薬品安全庁の足並みが乱れたが、その後、両者共同の「GMO 表示制度実務協議会」が設置されて業務協力体制づくりが進み、現在は両 GMO 表示制度間の整合化が図られつつある。

以上、韓国における GMO 表示制度を概観したが、同制度の導入が GM 農産物・食品の輸入・流通・消費等に与える影響等については、導入後の日が浅く、十分な資料が得られなかった。次稿の課題としたい。

(足立 恭一郎)

7. 豪州における遺伝子組換え農産物・食品関連規制の動向

2001 年、豪州は相次いで新たな GM 農産物・食品関連規制を施行した。その一つは、GMO の環境放出等の取り扱いに関する規制であり、これまでの法的根拠のないガイドラインに代わって、厳格な法的規制を規定した遺伝子技術法 (GT 法) が 6 月に施行された。その二つは、GM 食品の表示義務に関する規制であり、豪州・NZ 共通食品基準規範に基づく GM 食品の表示基準 (A18) が 12 月に施行された。これらの新規導入の経緯については、既に調査報告を行ったが、以下では、その後の新規規制の施行状況、国内で唯一商業栽培が認められている GM 綿の生産状況を紹介するとともに、豪州 GM 農産物戦略の構図と展望について考察する。

GT 法による規制の最大の特徴は、強い独立性と権限をもつ遺伝子技術規制官 (GTR) を創設し、新たな免許制度の運営や指導監督の権限を与えたことである。半年間にわたる暫定執行体制の後、2001 年 12 月に初代 GTR が任命された。また、GTR に対する三つの助言機関 (遺伝子技術諮問委員会、遺伝子技術社会協議委員会、遺伝子技術倫理委員会) も全委員が任命されて活動を開始している。現在 GTR が直面している最大の懸念は、GM 菜種の申請案件への対応である。豪州では現在 GM 綿生産のみ認められているが、この申請が認められれば、さらに GM 農産物生産・輸出国として一步前進する条件が整備される。

GM 綿の生産面積は、全体の 3 割を超えて急速に普及しつつあり、害虫耐性効果の強い新たな GM 品種の申請が行われた。生産費用節減効果については必ずしも明確ではないが、農薬使用節減による環境効果について生産者から一定の評価を得ているとみられ、新 GM 品種の承認後はさらに生産割合が増加していくことが見込まれる。

豪州は、対外交渉では GM 農産物を含む農産物貿易の自由化を促進すべしとの強硬な立場をとりつつ、国内には、GM 農産物・食品に対する懸念をもった消費者を多く抱えている。このため、アメリカやカナダとは異なり EU 並みの厳しい GM 表示義務化をしなければならなかった経緯がある。実際の取締りは、連邦政府ではなく州政府当局が行っているが、検査官の人員等は十分とはいえず、消費者からの通報に応える、受け身的で規模の小さなものになりそうである。一方、依然として GM 全面表示義務化を主張する消費者団体もあり、こうした消費者の意向にも配慮して、国内食品企業の多くは非 GM 原材料の手当に努めている。

第4表 豪州 GM 農産物戦略の直面する課題

	GM 農産物の生産	GM 食品の消費
規制の現状	GT 法施行による法的整備の完了	A18 施行による法的整備の完了
取り巻く情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ GM 農産物先進国との競合 ・ 非 GM 農産物需要対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GM 食品に対する消費者の根強い不信 ・ 食品企業による GM 原材料回避の動き
直面する課題	非 GM / GM 農産物の分別流通（IP ハンドリングシステム）の円滑な導入	GM 食品に対する社会的受容の促進
対応する機関	農林漁業省（AFFA）	バイオテクノロジー・オーストラリア（BA）

前回報告では、豪州が、アメリカやカナダに追いつこうとして GM 農産物を積極導入するか、非 GM 農産物需要に応じて GM 農産物導入を控えるかのジレンマに陥っていると指摘したが、現在でも基本的にその状況に変化はない。豪州政府はその解決策として、「国家バイオテクノロジー戦略」の下で、非 GM / GM 農産物の分別流通の確立と GM 農産物・食品の社会的受容の促進という二つの戦略目標を明確にした取り組みを開始したところである。

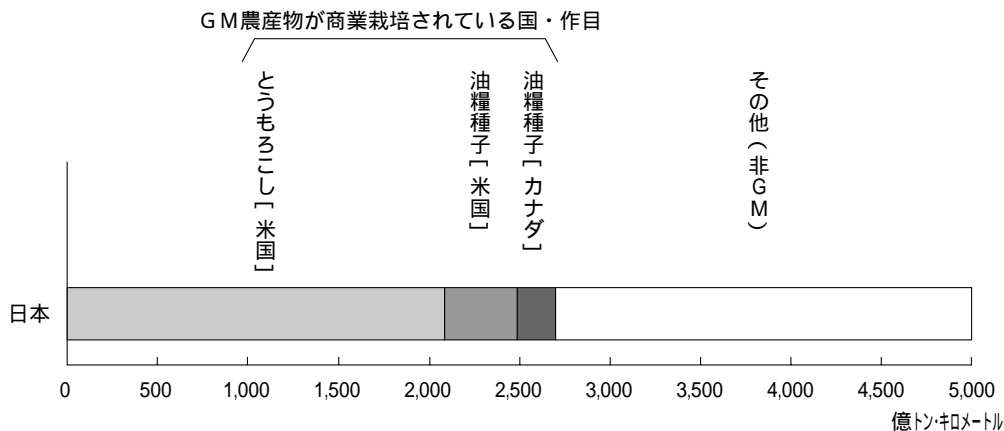
農業が輸出依存的な性格であることによって、豪州の農業関連施策は、絶えず国際農産物市場の動向と整合的なものであることが宿命づけられている。GM 農産物・食品についても例外ではなく、こうした豪州の国際的位置付けは、GM 農産物・食品を巡る国際的な動向を観察する上で、重要な指標的役割を果たすのではないかとみられる。こうした観点から引き続き豪州の GM 農産物・食品にかかわる規制や生産・流通・消費の諸局面における動向を追っていく必要がある（第4表）。（渡部 靖夫）

8. GM食品に係る逆淘汰メカニズムに関する考察

フード・マイレージを手がかりに

近年、スターリンク事件など食品の安全性にかかわる事件・事故等が多発しており、食品の品質や安全性に対する消費者の関心（あるいは不信感）は大きく高まっている。この背景には、食料生産の現場（「農」）と食卓（「食」）との距離が遠隔化しているという事情があるものと思われる。

食料の生産地から消費地までの「距離感」を定量的に把握するための指標が「フード・マイレージ」である。これは、輸入相手国別の食料輸入量に輸出国から我が国までの輸送距離を掛け合わせて得られる指標で、我が国について試算すると約 5,000 億トン・キロメ



第2図 我が国のフード・マイレージとGM作物（試算）

ートルとなる。これは、韓国の約3.4倍、アメリカの約3.7倍（1人当たりでは韓国の1.2倍、アメリカの8.0倍）という水準に相当する（本誌No.2掲載『『フードマイレージ』の試算について』参照）。この我が国のフード・マイレージのうち、GM農産物が商業栽培されている作目・地域に関連する部分を試算すると、全体の約46%を占めることとなる（第2図）。もっとも、作付け（あるいは輸入品）の全てがGM農産物であるわけではなく、また、分別流通が行われていると言っても、消費者の不安感が払拭されない限り、今後も「スターリンク」事件と類似の混乱が生じる恐れが、少なくとも潜在的には存在しているものと考えられる。

フード・マイレージの大きさに比例して食品の安全性が低下するわけではないが、生産地が消費地から遠隔化することによって生産者と消費者との間に「情報の非対称性」が生じる可能性が高まり、この結果、いわゆる「逆淘汰」のメカニズムにより経済厚生が低下する恐れがあることが、いわゆる「情報の経済学」により説明できる。

なお、「情報の非対称性」とは、経済的な取引が行われる際に取引参加者全員に取引に関わる情報が行き渡っていない状況を表す。また、情報の非対称性が存在する場合は、自由な市場取引に委ねても最適な資源配分が達成されず厚生水準が低下するというプロセスを、「逆淘汰（逆選択）」と呼んでいる。

ある輸入食品について、外見上も品質面でも差はないNon-GM品とGM品の両者が市場に流通している状態を想定する。消費者はGM食品の安全性に不安感を有しているため、Non-GM品には1000円/kgを支払ってもよいがGM品には600円/kgしか支払いたくないとする。ところが外見上、それがGM品であるかあるいはNon-GM品であるか見分けることは不可能である（生産者には分かっている情報が消費者には行き渡っていない）ため、仮に両者の流通割合が半々であれば、消費者は、平均的な価格である800円/kgでしかこの食品を購入しようとしないうらう。

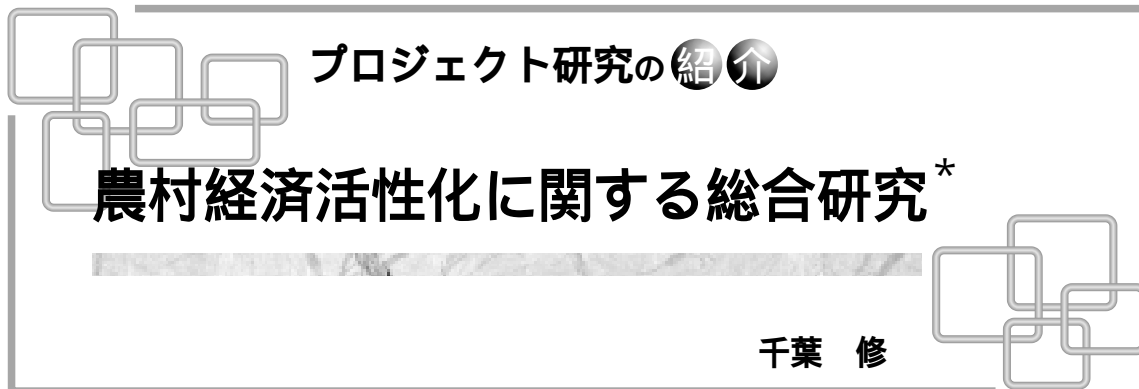
こうなると、1000円/kgでないと割が合わないNon-GM品の生産者は次第に売らなくなり、市場においてはGM品の流通割合が増大することとなる。すると、これに比例して

消費者が支払ってもいいとする価格はさらに低下する。その結果、さらに GM 品の流通割合が増大する。このような「逆淘汰」のプロセスを経て、結局、Non-GM 品の売り手は売りには出せず、買い手は GM 品しか手に入れられなくなるのである。また、このように貿易財について情報の非対称性が存在する場合、貿易によりかえって経済厚生が低下する可能性も指摘できる。

このような事態を回避するためには、消費者に対して適切な情報を提供していくことが何よりも必要であるが、より基本的には、農業の生産現場と消費者の消費の現場との距離を短縮していくための取り組みが重要となるであろう。 (中田 哲也)

9. おわりに

我々は、本プロジェクト研究を進めていく中で、GM 問題の領域の広さと奥の深さを痛感している。これにかかわる国、機関、団体、ヒト、学問の範囲は膨大・複雑であり、現実の動きは迅速・過激なのである。したがって正直なところ、限られた研究期間内に、体系的な研究成果をあげるのは容易ではないと感じ始めた。しかし同時に、暗中模索ながらも、社会科学分析のメスを GM 問題の核心に切り込んでいく、何らかの手がかりを得つつあるメンバーもいる。今後、さらに研究努力を重ねていくことによって、このプロジェクト研究が、我が国における当該領域研究の嚆矢になることができれば幸いである。各方面の一層のご指導・ご鞭撻をお願いする。 (渡部 靖夫)



1. 研究の目的と課題構成

現在，農村地域では，農家の兼業化，混住化，高齢化等に伴う地域活力の低下，資源管理の粗放化等が顕在化している。他方で，農村地域が有する，特有の文化を育む場，自然と触れあう休養空間としての公益的機能の発揮への期待が高まり，地域資源の多面的機能を高度に発揮させて，農村経済の活性化と資源の適切な管理を導く農村振興方策の展開が求められている。

このため，自然科学・社会科学分野の試験研究機関が共同し，地域資源を高度に利活用する技術開発，地域資源の多面的機能の総合的評価手法の開発，農村空間を活用した地域活性化手法の開発や農村活力の指標化とその動向分析等に関する研究を行う。

本研究は，連携開発研究「中山間地域における地域資源の活用に関する総合研究」^(注)（平成9～14年度，主査：農業研究センター）を平成11年度に組み替えたものである。13年度からは，試験研究機関の独立行政法人化に伴い，参加5研究機関ごとに研究代表者を置き，全体のとりまとめを（独法）農業工学研究所が行う推進体制となった。

研究の内容は，「 ．地域資源の評価手法の開発」「 ．地域資源の多面的機能高度化のための整備・管理手法および利用システムの開発」「 ．地域資源活用を考慮した活性化方策の策定支援システムの開発」の三つの系から成り，それぞれ大課題・中課題が配置され，30の小課題で構成されている。

この内，農林水産政策研究所が担当するのは以下の5課題である。

- 1-(3) 「先進国における農村活性化の要因と農村振興政策に関する分析」
- 1-(3) 「農村振興政策における政策形成の比較分析」
- 1-(1) 「農村の社会経済変動がもたらす土地等地域資源利用の変動予測」
- 1-(1) 「地域活性化指標の策定と地域診断手法の開発」
- 2-(1) 「高齢者福祉施設を核とした活性化メカニズムの解明」

*正式プロジェクト名「農村経済活性化のための地域資源の活用に関する総合研究」。

2. 研究の主な成果の紹介

以下は、当プロジェクト研究で政策研が担当する課題に関わる事務局が、既発表の成果や毎年度の「推進評価会議」資料等から適宜抜粋・再構成したものである（〔 〕は後掲の文献番号を示す）。

（1）農村政策の一例としてのニッチ市場戦略（〔1〕,〔2〕）

農村振興（開発）政策の課題は多々あるが、ここでは欧米の経験も踏まえた商品（地域特産物）・サービス（ツーリズム等）の市場開発をとりあげる。第1表に示すように、農村地域は自然資源、伝統・文化、環境・アメニティの特性を活かした商品・サービスを生産する資源を有している。

成否のカギはマーケティング調査と販売戦略であり、ニッチ市場の開拓も有力な選択肢である。この戦略は、商品の差別化と市場の細分化により、マーケットシェアを確保しようとするものであるが、市場が特殊であるだけに消費者の嗜好の変化やコピー商品の出現に脅かされやすいという問題がある。

何よりも重要なのは民間の起業家精神が十分に発揮されることであるが、公的機関には、市場を歪曲しない範囲で、商品・サービスに対するラベリングや生産方法・使用材料に対する認証制度の確立や、広告や展示による支援が期待される。

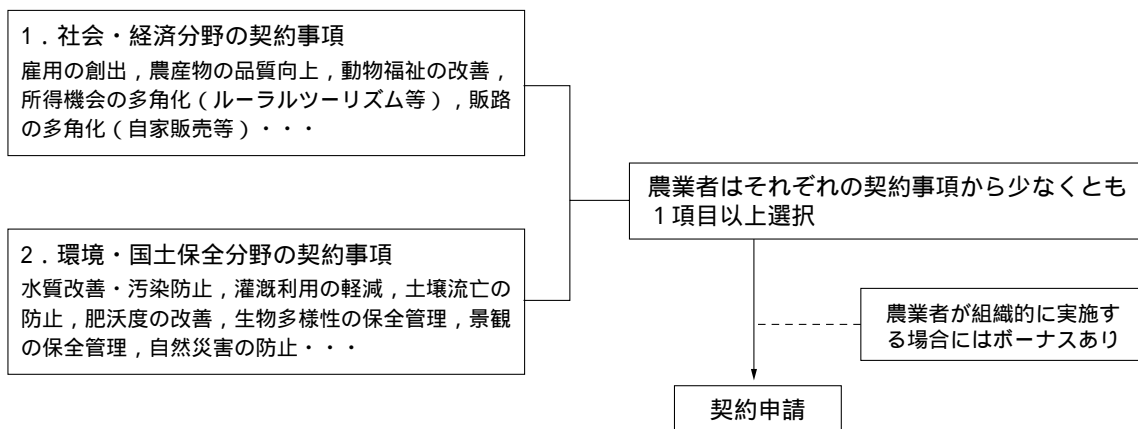
第1表 農村地域におけるニッチ商品とサービス

	自然資源	伝統・文化	環境・アメニティ
商 品	(1) 付加価値のある農作物、および海、川、森の農村資源を利用した商品	(2) 伝統的な文化、技術、祭りに関連した商品	(3) 質の高い自然環境を有する農村地域がもたらす商品
	高品質の果物、野菜、きのこなどの農産物や林産物 伝統的な技術によるチーズ、ワイン、燻製 有機栽培による農産物 希少な植物による薬草など	陶器などのクラフト 手作りの刺繍、玩具 伝統的な玩具、食器、絨毯など	穏やかな気候、景観など研究センターやハイテク企業などの移転をもたらす環境 ローカルエネルギー、ミネラルウォーターなどの原材料となる希少な資源
サ ー ビ ス	(4) ツーリズムやレクリエーションなど農村の自然資源を利用したサービス	(5) 農村の伝統・文化、遺産を利用したサービス	(6) 農村の環境やアメニティを市場化したサービス
	伝統的な民宿 ハイキング、スキー、魚釣り、カヌーなどのガイド 地方色豊かな料理を提供するレストラン ホリデー・ファーム エコ・ミュージアムなど	地方のミュージアム 地方の慣習や祭り 歴史的な記念碑や水利構造物の公開 伝統的な建築物の公開など	ホリデー・ビレッジやレストハウス ヘルス・フィットネスセンター 宿泊施設を備えた会議・研修センターなど

資料：〔1〕『農総研季報』P.47 より引用。

(2) フランスにみる農業直接支払制度と地方自治体〔3〕,〔4〕

フランスの新農業基本法（1999年）の要は、農業者に対する新たな直接支払い制度となるCTE（経営地方契約）である。これは、政府と農業者が、営農行為による「社会・経済」（雇用の創出，農産物の品質向上等）と「環境・国土保全」（水質・土壌の改善，生物多様性の保全等）の二分野での効果の実現と補助金の給付とを契約するシステムである（第1図）。その特徴は、農業・農村の地域的個性に応じた地方自治体の裁量を大幅に認めること，農業者以外の社会各層代表も含めた県農業基本委員会で農業の多面的機能を評定することに求められる。CTEは，これまでの農業者に対する様々な助成金を統合し，補助金政策を簡素化することを将来のねらいとしている。



第1図 CTE契約事項に関する原則

資料：〔4〕『農業経済研究成果情報』P.23より引用。

また，CTE制度は，環境保全や農産物の付加価値化等を検討する段階で地域の「共同取組み」を重視しており，日本の中山間地域等直接支払制度における集落協定との類似面を有する。フランスの基礎自治体である農村コミュニティ（町村）は，約3万6千存在し，うち2,000人未満のものが9割を占める。その合併は，政策的推進にもかかわらず進展しておらず，地域振興政策は広域連合体を重層的に組織しつつ実施されている。

(3) わが国の農地資源の変動予測〔5〕

農村地域の基礎資源たる農地の将来変動を予測するため，農業所得・農村人口・農産物価格・農業労働力の高齢化等の要因が農地の農外転用や耕作放棄地化に与える影響についてモデルを構築し，過去約20年間の都道府県別パネルデータによって計測した。シナリオとして，地域経済および農産物価格がそれぞれ堅調を保つか低迷するという四つの組み合わせで考察すると，2015年の総農地面積は4,200～4,308千ha，減少率で13.7～15.9%の間で推移すると予測された（第2表）。地域ブロック別には，耕作放棄地発生率が高い中

第2表 2015年の予測農地面積（全国）

	田	畑	総農地面積
シナリオ1 (地域経済, 農産物価格堅調)	2,343 14.0%	1,951 14.1%	4,293 14.0%
シナリオ2 (地域経済, 農産物価格低迷)	2,297 15.7%	1,918 15.5%	4,215 15.6%
シナリオ3 (地域経済堅調かつ農産物価格低迷)	2,291 15.9%	1,909 15.9%	4,200 15.9%
シナリオ4 (地域経済低迷かつ農産物価格堅調)	2,349 13.8%	1,960 13.7%	4,308 13.7%

資料：〔5〕『農業経済研究成果情報』P.21より引用。

注：上段が面積(千ha), 下段が減少率(1996年/2015年)。

国・四国地方において、農地減少率も30～38%と高くなる傾向を明らかにした。農地減少の要因でみると、農外転用による減少よりも、農産物価格の低迷による耕作放棄の増大が深刻となっている。

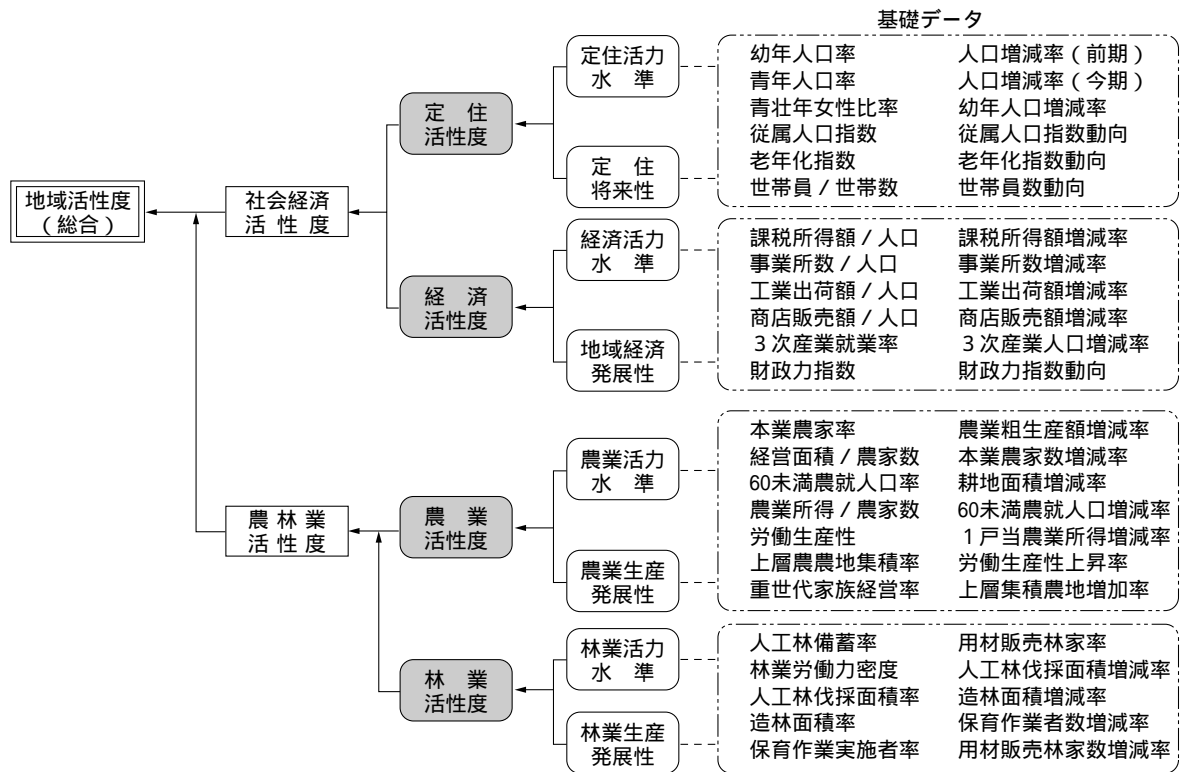
（4）農山村地域の活力の測定（〔6〕）

地域の活性化状況を示す指標（市町村別データ）を各種の統計調査結果（国勢調査，工業統計，事業所統計，商業統計，農林業センサス等）から収集・加工するとともに，これら指標を，「定住」，「地域経済」，「農業」，「林業」の四つのカテゴリーに集約して体系化を図った（第2図）。

都市的地域を除く全国の2,513市町村について主成分分析を実施し，農業および林業活性度を求めた後，「農業活性型市町村」と「林業活性型市町村」の関係を分析した。第1主成分得点（総合的な活性度）により市町村を4段階に区分し（得点「0.5以上：A(a)」，「0～0.5：B(b)」，「0～-0.5：C(c)」，「-0.5以下：D(d)」），活性化状況をクロスさせて市町村数をみると，Aaタイプの市町村数は僅か29（1.2%）であり，Ab，Ba，Bbの3タイプを加えた「農林業活性型市町村」全体でも277（11.0%）に過ぎない（第3表）。

また，これら市町村を農業地域類型別にみると，約半数が中間農業地域の市町村であり，特にAa，Baといった林業活性度の高いタイプにおいて高い割合を占める。なお，平地農業地域は農業活性化状況がAまたはBの市町村割合が65.4%と極めて高いが，他方これら「農業活性型」に占める「農林業活性型」の割合を見ると，中間農業地域が42.3%，山間農業地域が32.4%であるのに対し，平地農業地域では22.2%と低い。

なお，以上は農業：1995年センサス，林業：1990年センサスのデータに基づくものであり，現在2000年農林業センサスおよび他の統計も最新データに更新し，再度分析を進めているところである。



第2図 活性化状況の把握のための指標体系と基礎データ

資料：〔6〕『交付金プロジェクト研究「農村経済活性化」平成13年度推進評価会議資料』P.43より引用。

第3表 農業および林業活性化状況別にみた市町村数

(単位：市町村，%)

		農業活性化状況				計
		A 0.5以上	B 0～0.5	C -0.5～0	D -0.5以下	
林業 活性化 状況	a 0.5以上	29 1.2	42 1.7	111 4.4	204 8.1	386 15.4
	b 0～0.5	87 3.5	119 4.7	208 8.3	242 9.6	656 26.1
	c -0.5～0	199 7.9	164 6.5	251 10.0	274 10.9	888 35.3
	d -0.5以下	155 6.2	120 4.8	163 6.5	145 5.8	583 23.2
	計	470 18.7	445 17.7	733 29.2	865 34.4	2,513 100.0

資料：第2図に同じ。

注．A(a)～D(d)の分類は，それぞれの第1主成分得点により区分した。

なお，網掛け部分が「農林業活性型」市町村を示す。

(5) 高齢者介護の農村的特徴〔7〕,〔8〕

高齢化が急速に進む農村において、介護のあり方は地域社会の安定化にとって最も重要な問題の一つである。介護保険実施（2000年）以前では、以下のような特徴が確認された。

高齢者の保健福祉施設・サービスの資源賦存量を農業地域類型別にみると、保健（看護・リハビリ等）と福祉（生活行動の支援）とで対称的であった（第4表）。在宅福祉施設・サービスの賦存量は山寄りの地域ほど高いのに対し、在宅保健施設（ここでは老人保健施設）の方は逆に都市寄りの地域ほど高い。

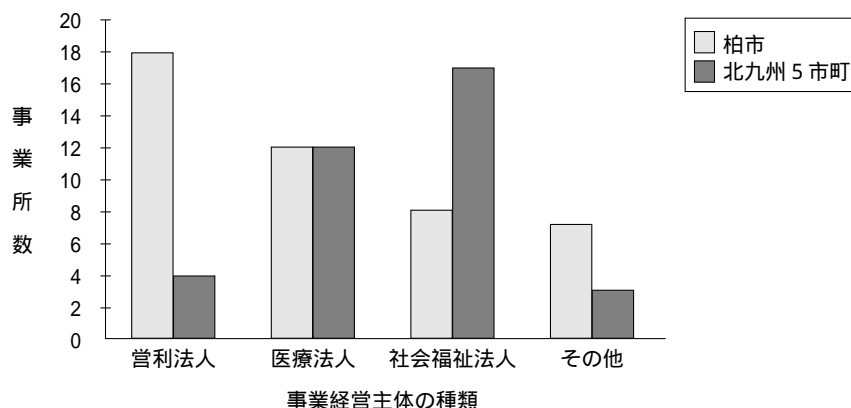
この地域差を生んだ理由として、以下の諸点が考えられる。都市寄りの地域ほど医療資源が充実するが、それと福祉資源は代替関係にあるのに対して、保健資源（老人保健施設）は補完関係にあること。山寄りの地域ほど地価が安いこと、福祉施設・サービスの運営主体である福祉法人を設立する条件である、施設用地の福祉法人への寄付がしやすいこと。山寄りの地域ほど雇用の場が少ないため、福祉施設・サービスのもつ雇用効果が重視され、設立ニーズが強いこと。平地農業地域では、家族介護力の備わる直系家族形態が多く、福祉施設・サービスの利用ニーズが少ないため整備が遅れること、等である。

第4表 農業地域類型別の高齢者100人当り高齢者保健福祉施設・サービスの資源賦存量（平均値，1996年）

施設・サービスの種類	単位	農業地域類型			
		都市的	平地農業	中間農業	山間農業
特別養護老人ホーム定員	人	1.4	1.8	1.9	1.9
デイサービス利用数	回	144.0	190.8	226.2	255.8
ショートステイ利用数	回	35.1	39.9	48.1	61.2
ホームヘルプサービス利用数	回	110.6	131.4	170.4	224.3
老人保健施設定員	人	1.06	1.05	0.79	0.47

資料：厚生省「平成9年版老人保健福祉マップ」個表より組み替え集計。

〔7〕『農業経済研究成果情報』P.19より引用。



第3図 介護サービス事業経営主体の種類別地域比較

資料：〔8〕『農林水産政策研究成果情報』P.24より引用。

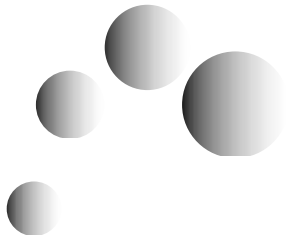
農村地域において高齢者福祉事業の担い手として期待されるのは農協である。その取り組みが多くみられるのは、農協組織が大規模で職員を当業務に配置する余裕があり、また在宅ケアを事業化する上で競争相手が比較的少なく、かつ地形が平地のため移動ロス等の非効率性を免れる農村地帯である。

なお、介護保険実施後の介護サービス事業の展開と利用の実態については、都市と農村の比較調査を現在取りまとめ中である。デイサービス・デイケアの農村部での普及、事業経営主体における営利法人（都市）・社会福祉法人（農村）の優越といった特徴が見られる（第3図）。

（注）当プロジェクト研究は、二つの系（「地域資源の高度活用技術の開発」「地域資源の持続的活用のための地域計画手法の確立」）、33の小課題から成り、旧農業総合研究所は「地域資源管理組織の活性化対策及び再編方向の解明」の1課題を担当した。現行プロジェクト研究への組み替え前の研究成果として、村松功巳ほか「中山間地域における地域資源管理組織の現状と課題（その1）」（『農総研季報』38, 1998年6月）、江川章ほか「中山間地域における地域資源管理組織の現状と課題（その2）」（同誌39, 1998年9月）、村松功巳ほか「中山間地域における遊休農地の利活用に関する現状と課題」（同誌43, 1999年9月）がある。

【参考文献】

- 〔1〕 吉永健治「農村政策としての広域連携へのインセンティブと政策インプリケーション」（『農総研季報』49, 2001年3月）。
- 〔2〕 B.レーン（小山善彦訳、後藤淳子・吉永健治監訳）『農村地域でのビジネス起業』（農林水産政策研究所『農村経済活性化プロジェクト研究資料』1, 2002年3月）。
- 〔3〕 石井圭一『フランス農政における地域と環境』（農林水産政策研究叢書1, 2002年2月）。その要旨は、「農村振興政策における政策形成の比較分析」（農林水産政策研究所『農村水産政策研究成果情報』1, 2002年6月）参照。
- 〔4〕 石井圭一「CTE（経営地方契約）制度と日本型直接支払制度の比較の視点」（農政調査委員会『中山間地域等直接支払制度と農村の総合的振興に関する調査研究』, 2001年3月）。その要旨は、「フランスの新農業基本法と『経営地方契約』のねらい」（農業総合研究所『農業経済研究成果情報』8, 2000年9月）参照。
- 〔5〕 福田竜一「計量経済モデルによる我が国農地面積の動向予測について」（2000年度日本農業経営学会大会報告資料, 2000年10月）。その要旨は、「パネル分析手法を適用した計量経済モデルによる農地面積の予測」（農林水産政策研究所『農業経済研究成果情報』9, 2001年7月）参照。
- 〔6〕 橋詰登「農山村地域の活力と活性化地域診断手法」（『農村経済活性化プロジェクト研究資料』3, 近刊予定）。その要旨は、「地域活性化指標の策定と地域診断手法の開発」（独立行政法人・農業工学研究所『交付金プロジェクト研究「農村経済活性化」平成13年度推進評価会議資料』2002年2月）参照。
- 〔7〕 相川良彦『農村にみる高齢者介護』（農業総合研究所研究叢書122, 2000年3月）。その要旨は、「農村高齢者福祉施設・サービスの分布とJAの取り組み」（農業総合研究所『農業経済研究成果情報』8, 2000年9月）参照。
- 〔8〕 相川良彦・合田素行ほか「介護保険下における介護サービス事業の展開状況」（『農林水産政策研究』3, 2002年12月）。その要旨は、「高齢者福祉施設を核とした活性化メカニズムの解明」（農林水産政策研究所『農林水産政策研究成果情報』1, 2002年6月）参照。



[特別研究会報告概要]
第5回 政策評価研究会（平成14年9月27日）

政策評価におけるロジックモデルの適用

.....

高木 健*・森田 崇*

1. はじめに

平成13年6月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律（以下「政策評価法」と略す）」が制定され、各省庁は、政策評価を実施することとなった。農林水産省では、政策評価法制定に先立ち、平成11年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」に基づき、平成13年7月に「平成12年度政策評価結果」を公表した。平成14年7月には「平成13年度政策評価結果」を公表し、現在は、平成14年度の政策評価を進めている。

政策評価には、最善の手法が確立しているわけではなく、継続的に改善を進めることが必要である。農林水産省の政策評価も、「政策手段評価」の導入や、アウトプットに基づく目標設定の徹底、「食料・農業・農村基本計画」と政策分野の対応関係の見直しなど、継続した改善が進められている。

政策評価の改善の参考とすることを目的として、ロジックモデルに基づく政策評価の基本的な考え方、米国のGPRA（Government Performance and Results Acts）による政策評価、ロジックモデルを活用したプログラム評価の事例について発表した。

2. ロジックモデルに基づく政策評価の基本的な考え方

政策評価の基礎は、行政活動を、「ニーズ」「目標」「インプット」「活動」「アウトプット」「中間アウトカム」「最終アウトカム」の連鎖というロジックモデルに当てはめて理解することにある。政策評価では、この連鎖に着目し、行政活動を評価する。

政策評価には様々な手法が提案されているが、経営学から発展した「業績測定」（Performance Measurement）と、行政学から発展した「プログラム評価」（Program Evaluation）「プロジェクト評価」（Project Evaluation）に大別できる。

業績測定は、組織全体を対象として、定量指標を活用し、広く浅く業績を測定することが特徴である。代表的な例としては、GPRAによる政策評価、政策評価法による実績評価、地方自治体の事務事業評価などがある。

プログラム評価、プロジェクト評価は、個別の施策、事業を対象として、統計的手法なども活用し、構造的要因まで踏み込み深く評価することが特徴である。代表的な例としては、米国会計検査院（General Accounting Office: GAO）によるプログラム評価、政策評価法による総合評価などがある。

*（株）三菱総合研究所

3. GPRA による政策評価

連邦政府機関は、6年間にわたる行政の基本目標を定めた「戦略計画」(Strategic Plan)を策定し、これに基づき政策評価が実施される。

戦略計画は、「使命」(Mission)、「目的」(Goals)、「達成目標」(Objectives)、「業績指標」(Measures)という目的・手段の階層構造をなしている。目標は、SMART(「具体的」(Specific)、「測定可能」(Measurable)、「野心的」(Ambitious)、「現実的」(Realistic)、「時間制約」(Time bound))の条件を満たしていることが望ましいとされている。

個別機関の戦略計画を見ると、基本的にはSMARTを指向しているものの、すべての目標が、SMARTの条件を満たしているわけではない。しかし、過去の戦略計画に比べれば、SMARTを目指し、また、アウトプットを目標とする方向へ改善が進められている。

米国農務省(United States Department of Agriculture: USDA)の戦略計画2000～2005は、政策対象別(生産者、消費者、環境、農村コミュニティ、USDAの組織)に体系化されており、非常に理解しやすい。また、目標は、最終アウトカムを指向し、定量的で、理解しやすく提示されている。しかし、最終アウトカムを目標としたため、個別の政策と目標が離れているため、因果関係が不明確な目標もある。

4. ロジックモデルを活用したプログラム評価の事例

ある地域の総合的な事業による施策の効果を、ロジックモデルを活用して分析し、セオリー評価を行った事例を紹介した。

まず、施策の内容、進捗度、住民意識、関係者の意向、周辺状況等を整理し、今後の方向性を検討する「政策レビュー」を実施した。ここで整理したデータを活用して、農業、漁業、観光業などの分野(目的)ごとに、各種施策に関連する要素を「投入」「活動」「生産結果」「利用結果」「短期的成果」「中長期的成果」といったフェーズごと、ロジックモデルの一連の流れにしたがって整理した。また、フェーズ間の関連に影響を与える要因についても整理した(この要因の把握は重要で、当該事業では十分解決できない事項を発見し、事業の新たな方向性を検討できるようになる)。その後、ロジックモデルをもとに施策の効果について「セオリー評価」を実施し、成果が芳しくない場合はその要因などを分析した。

セオリー評価は、従来当然と考えていた事項を明快に説明できること、今までは見えにくかった課題・新たな要因が見えやすくなり複数の課題を同時に解決する施策を検討できること、などにおいて有効である。さらに、ロジックモデルをSD等のシミュレーションモデルに発展させれば、インプットに対するアウトプットを導ける可能性もある。

5. 最後に

今後、政策評価の手法が洗練、進歩しても、政策のように複雑な事象については、必ず人間による判断が求められる。ロジックモデルは、行政活動のメカニズムを論理的かつ理解しやすく示すことで、過去の政策を反省し、今後の政策を検討するための手法である。政策評価によって、自動的に一つの最適解が導き出されると考えるべきではないが、ロジックモデルを活用し、論理的な評価を行うことで、説得力のある結果が得られるのである。



コンビニ ファミレス 回転寿司

中村靖彦 (1998.12, 文藝春秋)

今まさに、食の世界は変化し続けています。著者はその状態を「混沌」と表現をしています。そして、この書で、「現代日本の食の実態を整理しておきたい」と願い、「農政を見つめてきた1人のジャーナリストによる、食の分野の観察であり分析の試み」を行っています。

現場の丁寧な取材を基本とした分析は、新鮮な驚きがあります。ざっと目次を眺めると次のとおりです。安さ、早さ、うまさ/食事作り代行します/食にこだわる人々/世界中を食べる日本/なぜコメだけは余る?/技術革新と手作りのはざままで/遺伝子組み換え食品が問いかけるもの/残飯大国・日本/いま、子どもの食は?/日本の食は砂上の楼閣。

なかでも、第9章「いま、子どもの食は?」は、大変考えさせられる内容です。

女子栄養大学のA教授は、小学校5年生を対象に、自分の食事の風景の絵を描かせています。その結果、三つの悲しい発見をします。一つは、自分ひとりだけで大人不在の食事をしている子どもが非常に多いこと、二つ目は、食卓に並んでいる料理が量的にも質的にも貧

弱なこと、三つ目は、子どもたちの多くが食事を楽しんでいない、ということです。

もう一つ、千葉県市原刑務所のY所長の話も興味深いものです。Y所長はこれまで数多くの少年鑑別所の所長を経験しています。

その間に、自分で考えた「食卓状況調査」を百人を超える少年達に行ってきました。その調査では、家庭での食事の風景について、子どもが座る場所、テレビの位置、食事を作ってくれる人や料理の内容、おふくろの味、食事の時の雰囲気、会話の様子、マナーやしつけなどについてヒアリングを行っています。そこから浮かび上がるのは、非行はいくつもの要因が重なり合っただけ起こることは分かっているものの、その中でも食卓の原風景は非常に重要な手がかりだと言えるということです。

この二つの話を重ね合わせ、著者は「子どもの身体と心にとって大事なことは、何を食べるかもさることながら、どう食べるかなのだろう。」と考えています。

前述の女子栄養大学のA教授の調査によれば、子供が食卓にひとりでも向かっている時、多くの親は家の中にいたというのです。同じ時間に家にいながら、子供と一緒に食卓を囲む気持ちが全く生まれない家族関係は、やはり淋しい。毎回一緒に食べることが重要なではありません。両親ともに忙しいことは子供達も知っています。忙しくても、気持ちのつながりがあるかどうか、が肝心なのでしょう。

そして、「子どもひとりだけの食卓は、早さ、簡便さを求めるあまり、共に食べることによって生まれるはずのコミュニケーションは二の次、とする大人の食そのものである。」と更に厳しく言及しています。

現代の食の世界の多様化を様々な角度からとらえる本書は、現実の取材に基づくリアルさがあり、とても興味深い書です。

(りえぞん No.18, 2001/6/4)

注：このコラムは、行政部局等と当研究所との間の連携・情報交換の手段として霞が関分室が発行している連絡誌「りえぞん」において、農林水産政策や経済学を考えるヒントとなりそうな書籍や論文の内容を「ほんのわり」だけ紹介することを目的として連載しているものです。



コラム Column

食品表示の信頼回復への道 JETROレポートより

嘉田 良平

BSE 問題に続いて、相次ぐ偽装表示の発覚によって消費者の食品表示に対する不信感が強まっている。消費者の信頼回復に向けて何が求められるのか、そして行政の果たすべき役割は何なのか。国際ビジネス情報誌である『JETRO センサー』の2002年9月号は、世界の主要10カ国における最新の食品表示への取組みに関する特集を行っている。そこで以下、このタイムリーなJETROレポートの内容を簡潔に紹介してみたい。

冒頭、旅川八重子氏（JETRO 農水産調査課）は消費者の表示への信頼回復の条件として、安全性や品質などの「価値」を客観的に証明可能な方法で消費者に伝えようとする供給側の姿勢、行政による監督、「価値」の内容を検証・保証できるシステムの存在、そしてそのシステムを消費者が認知しているという状況という4点を指摘している。

次に、このレポートのなかから興味深いいくつかの取組み例の概要を紹介しよう。

【イギリス】では、牛ひき肉の品質規格ラベルの制定によってBSEで大幅に落ち込んだ牛肉消費が90年代末までにほぼ回復したこと、そして2000年6月から生産者（全国農業者連盟）が自主的に始めた「英国農場規格」（The Little Red Tractor というラベルで有名）によって、消費者への信頼回復を訴えていることが注目される。

【フランス】では、20世紀初頭から不正表示防止法などの公的表示が行われてきた。現在、品質・原産地に関する公的ラベルとして「原産地統制呼称（AOC）」、「ラベルルージュ（LR）」、「有機農産物証（AB）」など5種類存在し、EUのなかでも特に公的ラベルの普及が進んでいる。注目すべきは、フランスではこれらの公的ラベルへの信頼度が非常に高く、

公的ラベル適合品の全消費量に対する割合がすでに13%を超え、年々増加していることである。課題としては、品質のばらつき問題と表示認可手続きの簡素化などが指摘されている。

【ドイツ】では品質や原産地表示のラベルが多数あり、地域ごとに、また生産者サイドや食品業界の手によるものまで氾濫し、有機食品分野だけでも100以上にのぼっている。ドイツではBSEを契機として消費者の食品表示への信頼は大きく低下したが、他方で低価格志向も根強い。そんな中、2001年に設立された連邦消費者保護省によって、新たに統一的な食品表示ラベル（Bio-Siegel）が制定され、消費者への表示の信頼回復が模索されている。

【アメリカ】では、BSEや口蹄疫への懸念から原産地表示への関心が高まっている。現在検討中の新農業法においても「米国産」表示の義務化が盛り込まれることになっている。有機表示への認知度も高く、米国民の大半は有機表示に信頼感を示している。農務省主導の有機表示の普及によって、有機農産物市場が今後どう拡大するのかが注目されている。

本特集では、以上の事例を含めて、イタリアやカナダなど計10カ国での取組みがレポートされており非常に参考になる。各国とも食品表示の見直し作業を最重要課題として位置づけ、官民双方からの多様な取組みが模索されていることは明らかである。

非常に驚かされたのは、多くの先進国では表示への消費者の認知度が非常に高いこと、また、安全表示に対してかなり高い信頼がもたれているという点である。おそらくそれは、生産者や食品関連業者の絶えざる取組みの結果によるものであろうし、消費者の自覚や自立という消費者責任の思想も背景にあるものと思われる。

食品安全については、情報の不完全性と「非対称性」（情報を提供する側と受ける側との間に大きなギャップが存在すること）は避けられない。とすれば、リスク・コミュニケーションこそが信頼回復の重要なカギを握るであろう。その意味からも、わが国における今後のリスク管理とリスク・コミュニケーション面での取組みにおいて欧米での経験から学ぶべきことは少ないと思われる。

コラム Column

行政・研究間距離と 農業保護水準の国際比較

渡部 靖夫

所外の皆さんにはあまり関心のないことかもしれないが、こちら北区西ヶ原の政策研に勤務する職員にとって大きな関心事項の一つに、霞が関への移転問題がある。所長は本誌(No2, No4)において、行政部局と研究所の物理的距離は「近すぎず遠すぎず」が理想であり「霞が関がベストの居場所」との考え方を示しているものの、職員からは、霞が関移転によって例えば「行政部局の下請作業要員化」や「図書施設等の研究環境の悪化」といった事態を招くのではないかと懸念する声が多く聞かれる。

他方、郵政事業庁の公社化によって、現在同庁の庁舎2階にある政策研霞が関分室が立ち退かざるを得ないとの噂もある。これとも絡んで今後事態がどのように推移していくのか、我々にとっては大いに気がかりなところなのである。

さて、この問題の是非はともかく、以前から少々気になっていたことがある。それは、諸外国では我々と同じような農業政策研究機関が行政部局とどれくらい離れて立地してい

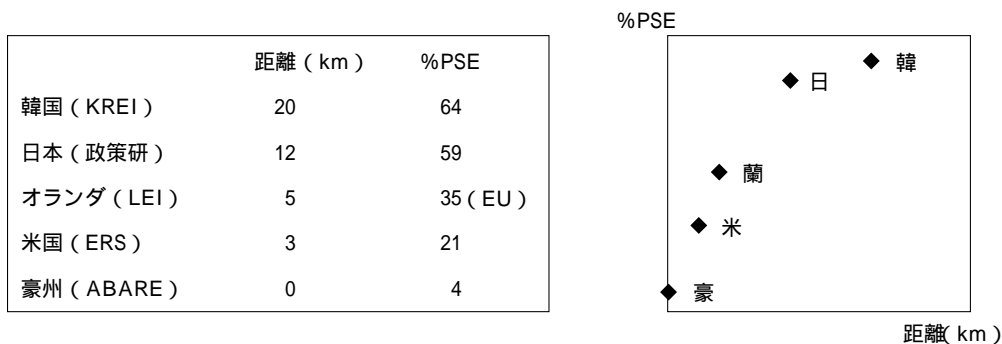
るのか、ということであった。そこで、知り得た範囲で簡単に各国の状況をご紹介したい。

まず、筆者自身が訪問したことのあるいくつかの研究機関について、おおよその距離(鉄道または道路)を推測してみると、豪州の農業資源経済局(ABARE)は同居で0km、米国の経済調査局(ERS)は数ブロック離れて約3km、韓国の農村経済研究院(KREI)は相当離れて約20kmとなった。さらに、他の主要先進国の状況について知見のある同僚に尋ねたところ、オランダの農業経済研究所(LEI)は約5km、ドイツの経営・農業構造・農村研究所(BAL)は400km以上、フランスの国立農業研究所(INRA)は各地に分散、英国およびカナダには同様の研究機関は存在しないとのことであった。

さて、これらをもとに何らかの実証分析ができないかと思いつき、下表のとおり各国における行政・研究間距離と農業保護水準(OECDの%PSE, 2001年推計値)を並べ、併せて図にも示してみた(ドイツについては異常値のため除外)。

もちろん回帰分析に耐えられるほどの標本数ではないが、かなりの相関がありそうに見える。ただし、「農業保護水準が下がると、政策研究機関は行政部局に引き寄せられる」、「政策研究機関が行政部局に近づくと、農業保護水準が引き下げられる」等々の解釈は読者の自由である。

いずれ正確な各国情報が集まれば、「農業政策研究機関の立地と農業保護水準に関する国際比較分析」とでも題する論文を執筆できるかもしれない(?)。各国の様子をご存知の方はお知らせいただけると幸いです。



主要国における行政・研究間距離と農業保護水準

学 会 報 告

環境経済・政策学会 2002年大会

矢部 光保

環境経済・政策学会 2002 年大会が北海道大学を会場にして、9月28日～29日にかけて開催された。この大会は、今年で第8回を迎えることになったが、10あるセッションのうち、最も報告数の多いセッションの一つである「環境評価と環境資源勘定」のセッションには、当所の研究員が報告者だけでなく座長や討論者としても参加した。

また、以前は関連あるセッションに含まれていた農業環境問題は、報告数の増加もあって、今大会では「農業と環境問題」という独立したセッションで議論されることになった。そのセッションの報告は以下のとおりである。

座長：出村克彦（北海道大学）

討論者：伊藤昭男（北海学園北見大学）、
矢部光保（当所）

1. 「環境保全型農業の成立のための政策的支援に関する実証的検討」小池恒男（滋賀県立大学）
2. 「琵琶湖集水域水田における農業濁水の排出メカニズムと政策的課題」増田佳昭（滋賀県立大学）
3. 「アジアの経済発展と水質・水量に関する統合モデルの開発」川島博之（東京大学）他3名
4. 「有機系廃棄物循環システムの比較研究 綾町・臼田町・長井市を事例として」西俣先子（國學院大学）（院生）
5. 「地産地消運動と環境対策の関連性に関する研究」佐々木輝雄（日本獣医畜産大学）

筆者は、討論者としてこのセッションに参加していたこともあり、報告内容が一地域の事例研究からアジア地域の統合モデルまで幅

のあるため、どのように議論がかみ合うのかが心配していたが、次のようなコメントが出されたお陰で、その心配はとり越し苦労となった。

つまり、地産地消や有機物循環を突き詰めれば自給自足経済に至るであろうが、大方の国民は江戸時代のような食生活は望んでいないであろうから、そのような生産・流通システムは今日の遠距離・多段階流通システムをあくまでも補完するものではないか。さらに、マクロレベルで見ると、食料はもちろん食料生産の資材さえ十分とは言えないアジア諸国もある中で、水産物に動物性タンパクを少なからず依存できるという条件に加えて、海外から多量の食料と生産資材を輸入している状況下で成り立っている我が国の地産地消・有機物循環運動は、アジアでは極めて恵まれた条件下での特殊な現象であろう。仮に、輸出国グループや国民に対してはそのような論理を主張し、アジア諸国の要求に対しては別の論理を用意するのであれば、二つの論理を使い分けることになるから、より一般的な論理を用意すべきではないか、という指摘があった。この指摘を巡って、地場産業の振興、食の安全性や環境に配慮するという地産地消・有機物循環を主張する論者らとの議論は、一挙に活性化し、議論が白熱する中、限られた討論時間は終わってしまった。

最後に、これらを含め150余りの個別報告の後、「公共事業と環境保全」に関する市民公開シンポジウムが開催された。その中で、環境保全型の公共事業を推進していくためには、土建事業・労働力をどうするのかという問題があるが、それらの代替先として、当所の研究テーマとも関連が深いと思われる、森林保全（間伐・下刈り）、地域循環型事業（エネルギーと物質とも）、地場産業に支えられたエコツーリズムなどが提案された。なお、パネリストには、田中康夫長野県知事を迎えたこともあり、マスコミ関係者や一般市民の参加者も多く、いつもとは趣を異にしたシンポジウムであった。

学 会 報 告

平成14年度 日本農業経営学会 研究大会

鈴村 源太郎

2002年10月11日より3日間の日程で、平成14年度日本農業経営学会研究大会が岡山大学にて開催された。

本年度研究大会におけるシンポジウムは昨年度からの継続メインテーマ「循環型経済社会の構築に向けた農業ビジョン」のもとに構成され、サブテーマは「その推進条件と農業経営研究」とされた。昨年度のサブテーマは「農業経営の社会的責任と主体間連携」であり、報告は「地域循環システムの設計、都市廃棄物の再利用、農業経営における資源再利用の取組に関するものであった。昨年の議論を一言で要約するならば、有機性資源の再利用のあり方に関する課題を整理したものであったと言える。

これに対し本年度は、いわば有機性資源の再利用に関する実際的な課題、すなわち現実の制度設計や運営条件などが論点とされ、農業経営学がそうした課題といかに対峙すべきかが問われた。

さて、以下では、報告の内容を掻い摘んで説明しようと思う。第一番目の富岡報告『循環型農業の条件整備と政策』は、「循環型社会」の概念について二重の循環形成を機軸に概念整理を行い、いわゆる「自然の循環」を考慮しない「リサイクル論」からの不可逆的な展開に論及する。その上で循環型農業の課題として追求すべき課題を挙げ、有機性資源とりわけ栄養物質循環の推進に際し必要とされる政策課題と問題点を論じている。

第二番目の菅原報告は『循環型農業と消費者向け情報公開』と題して、農産物の生産および流過程におけるトレーサビリティ(Traceability: 追跡可能性)システムの技術的課題を明らかにした。昨今、トレーサビリ

ティシステムは、農産物の生産・物流へ付加的な信頼性を付与するインフラとして注目され、循環型農業への応用も期待されている。しかし、農業経営学的視点に立てば、トレーサビリティシステムは生産技術や経営管理手法の独創性、企業秘密性に重大な課題を突きつけていることに注意が必要であろう。

第三番目の新山報告『農業関連産業をめぐる物質循環と総合マネジメントシステム』は、BSEに端を発した食料安全危機問題に関して、牛の物質循環の中でもとりわけ垂直的循環における構造問題を明らかにした。また、リスク管理のあり方が、品質、安全性、物量・エネルギー、トレーサビリティの観点から分析されている。その上で、リスク管理を考慮した物質循環およびそれら複数循環の連携の必要性が示唆され、EUを参考とした農場から食卓までの垂直的製品管理システムに環境制御の観点を加えた将来像が提起された。同時に我が国の課題として、第三者的な指導、調整機構の必要性が指摘された。

そして第四番目は、高橋報告『有機農業経営の実践とその評価方法』である。前三報告とはやや異質な感があるが、高橋報告はこれまでの有機農業経営の分析・評価が、「効率性」、「競争性」の観点からのみ行われてきたことに疑問を呈し、「人間性」、「社会性」観点からの評価基準を編み出すべきことを提起している。報告は、有機農業が抱える生産性や生産構造面の課題に対し、四つの評価フレームワークがいかに機能するかを検証した。試論的研究として興味深く、今後の経営研究の大きな足がかりとなる成果であった。

以上四報告に対し、佐藤豊信(岡山大学)、小池恒男(滋賀県立大学)、甲斐論(九州大学)、津谷好人(宇都宮大学)の各氏よりコメントがなされ、その後、輸出入と国内物質循環の関係、第三者機関によるトレーサビリティ認証の実現性、物質循環を積極的に推進する経営サイドの倫理性の問題などについて活発な議論が展開された。

学会報告

第15回国際社会学会大会・ 農業食料社会学分科会(ISA-RC40)

立川 雅司

2002年7月に豪州・ブリスベーン市で開催された国際社会学会大会のうち、農業食料社会学分科会に参加した。大会の分科会は全体で60余り、各分科会は約1週間セッションを続けるというもので、学会全体の俯瞰はとてできないので、ここでは筆者が参加・報告した農業食料社会学分科会(RC40)について述べる。

農業・農村・食料に関連する社会学関連の国際的学会としては、世界農村社会学会(IRSA)があり4年毎のオリンピック年に開催されている(次回は2004年ノルウェー)が、この国際社会学会は、その中間年にやはり4年毎に開催される(次回は2006年南アフリカ)。IRSAが農村社会学関連分野も含めた包括的な研究大会であるのに対して、今回のRC40は、社会学の中でも農業や食料にテーマを限定した研究会である。どちらかといえば、米英など英語圏を中心として活動している「農業食料社会学(Sociology of Agriculture and Food)」といわれる批判的研究スタンスをとる研究者の発表の場という性格が強い。アメリカの農業経済学が数理経済学にディシプリンの重心を移す中で、マクロ的な政治経済的分析や社会全体にもたらす影響に関する分析は、むしろ農村社会学が担うという構図が1980年以降顕著になってきたが、そうした傾向の中で形成された研究グループが自己定義として採用した名称が農業食料社会学である。従って、農業経済学分野との関連性も比較的高いと感じられるのも当然のことといえよう。今回の分科会テーマも、農業の持続性、食料安全保障、バイオテクノロジー、有機農業、食品規格・品質、国際的農業危機など、現代的なトピックを柱立てにしたセッ

ション構成となっており、日本の農業経済学分野の研究者から見ても興味深いものといえよう(日本からも農業経済学研究者の参加があった)。

興味を引いた研究報告をトピック的に挙げるならば、使い捨てカメラを用いた農村居住者自身の景観評価とその分析(手法としての面白さ)、有機農業のグローバルビジネス化とその「非」持続性、バイオテクノロジーに関するメディア報道に関する言説分析、インターネット接続による地域内ソーシャル・キャピタルの向上効果、多国化と世界調達が進む食料体制に関する把握方法、等々が挙げられよう。なお、今回出席して驚いたのは、こうした国際学会で報告される研究が依拠する理論的ベースが、予想以上に共通化している点である。例えば、アクターネットワーク論などは、報告者の国籍を問わず盛んに引用されている。文化的なグローバル化や研究者間の共通言語に通暁することが、アカデミックな面でのモノカルチャー化を招かないよう自戒としたい。

このRC40は、独自に研究雑誌(International Journal of Sociology of Agriculture and Food)を公刊(年1回)してきたが、今大会を契機として、これを全面的に電子ジャーナル化した。以下のサイトにアクセスすれば、全文を読むことができるので、この分野についてご関心の向きには、是非、1度アクセスされたい。

なお、RC40に設置されている運営委員会(4名で構成)のひとりには、秋田県立大学の谷口吉光助教授が選出されているように、日本においてもこの分野での研究が展開されつつある。また研究分野自体としては萌芽的なものともいえようが、日本での研究活動に関しては、以下のサイトを参照されたい。

参考ホームページ：

農業食料社会学に関する電子ジャーナル
<http://www.isrd.cqu.edu.au/isrd/IJSAF/index.htm>

日本での農業食料社会学研究会
<http://homepage2.nifty.com/yoheidoi/rsaf/index.htm>



良い農地をつくろう

西田 純一

みなさんご存知、北海道の屋根大雪山国立公園。その然別湖外輪山ヌプカウシヌプリ麓は、畑の表土が浅い火山砂礫のため水はけが大変良好。そこで、1938年人間社会の仲間入りをさせて戴き、15歳から農業専従で50回目の作物を育てております。

成人の年から現在地で土づくり第一の農業を続けて、孫は男5人・女4人になりました。

先住民族さんがトマム（水が多く湧き出る所。水の多く集まる所。湿地。赤色の水）と名付け、地域内から五条も小川が流水するほか、山麓からの河川が三条通過しています。

音更は、“おとふけ”と発音しますが、先住民族語の「毛髪が生える」に似て、中小河川がたくさん流れ出ているさまを表しています。お隣に初めて挨拶に伺ったとき、「ここは土の中すぐ粘土だから水が豊富で、年中長靴で仕事をする所、西田さんの所は大丈夫だけど」と聞かされました。湿地との出会いです。

父は若い時代に湿地の経験があり、雪の中に見える植生で選んだ安い所（瘠せ畑）、「地力は自分で作れるが、水と石は手に負えない」と、借金しないで始められる土地を探したものです。父の遺訓に反して北のお隣に保証を頼まれ、湿地の多い土地を農地取得資金を借りて引き受け、西隣り町有地と南のお隣りの土地も引き受けて、石礫の多い湿地が増えました。

丁度その頃、第二次構造改善事業が当地でも実施され、規模拡大の最中で耕地造成は当然義務のように12ha余の開畑事業をする事になりました。湿地の実態を見聞して十年余り、海底が隆起して今も変化し続けている十勝平野の成因をはじめ、諸現象を観察検討して排水工法に確信を得ていたもので、高地水源

からの伏流水に途中の砂礫地帯の降水浸透も加わり、これが無数の“地下川”を形成している水循環の一行程が、地下の変化により浮上湧浸出して湿地が出現したことで、伏流水のバイパスを施工する以外に乾畑化は不可能なことの説明を私は繰り返しました。しかし、行政の「常識と慣行」は、現場農家が経験した失敗例、莫大な損失等を正視せず、理解しようとはしないものです。学歴も無い農家の“あんちゃん”が何をほざくかと、結局、従来の普通暗渠排水（14m間隔、深さ1m前後に素焼土管敷設麦稈被覆埋戻す）を強行。根菜類栽培可能な畑どころでなく、一反（10a）の畑も完成せず、むしろ降雨等の浸透が悪化する高水分土壌をこねまわす結果になりました。多額の国費と自己負担金を、文字通り、どぶに捨てることに少しの反省も再検討もなく、彼らは後輩に「机上の常識と慣行」を教えています。

道営畑地帯総合土地改良事業が、多くの改善を加えて、担い手育成畑地帯総合整備事業になり、事業計画に際し、地域農家が新しい効果絶対の大型暗渠（深さ4mに20～40cmの大径有孔管を敷設、玉石を1m以上入れて予備流水域を確保し、百年単位の豪雨に備え、掘削の逆順に低水分埋戻し透水性向上を計る。もちろん、表土は最初に両端に列堆積し、下層土壌等混入なく最終整地に均平填圧。路線は地帯の地形により最善のルートを設定する）排水の施工を強く希望し、大変時間を要しましたが採択され、今年度で延長約60kmが竣工となります。この事業を実施するため、誘致期成会設立（1982年）以来5年の歳月を費やし、幹線800m、支線700余mを自力で施工して工法と効果を立証したのを、農家のみなさんは良く見ていて下さいましたし、道庁幹部の方々も良く理解し、現地を確認して下さいました。

地球表面の七分の一しか無い陸地に、農耕可能帯に農地化できる土地は実に有限です。貴重な自然環境を変えて作る農地は、水と石を最大限活用した上で、除かざるを得ぬ分を排出させて戴き、本当の土づくりを進めて、全農地を“本物が作れる良いもの”にしたい。これが私のライフワーク、人生そのものです。

（北海道河東郡・農業）



定例研究会報告要旨

第 1895 回（7 月 2 日）

環境経済統合勘定による地域経済の分析

林 岳

本研究は、北海道を事例として、地域における経済活動への自然資源の使用状況を明らかとすることを目的とする。具体的には、以下の 2 点を課題として掲げる。第 1 に北海道を対象に環境経済統合勘定を構築し、自然資源の使用に関する帰属的な費用を算出して、どの産業部門が最も自然資源を多く使用しているのか、また、自然資源別の使用コストの大小を明らかにする。第 2 に地域経済を経済的側面のみで見た場合と経済的側面に環境要素を加えて見た場合を比較し、地域経済および地域内の各産業の位置づけがどのように変化するかを明らかにする。

本研究では、自然資源の使用に対する費用を、環境経済統合勘定という手法により計算する。環境経済統合勘定は、従来の国民経済計算体系に、自然資源の使用に関する帰属的な費用を導入したものである。したがって、GDP などの国民経済計算体系による経済的側面の評価に対して、環境経済統合勘定は経済的側面に環境要素を取り入れた形での評価が可能となる。本研究では、大気、水、森林、土地、地下資源の五つの自然資源を取り上げ、それぞれの資源の使用に関する帰属的な費用を計算した。

推計結果の分析については、はじめに全国の推計結果との比較を行い、北海道における

自然資源使用の特徴を明らかにした。その結果、以下の 3 点が示された。第 1 に北海道においては、大気の帰属的な費用が増加しており、中でも特に自動車の使用に関する大気の帰属的な費用の増加が大きいことである。その要因としては自動車の普及、走行距離の増大が考えられる。第 2 に北海道の第一次産業では全国水準よりも自然資源を集約的に使用し、さらにその傾向は強まりつつあることである。第 3 に全国に比べ大気と水の使用が多く、さらに増加傾向にあることである。その要因としては自動車の使用による大気の使用が増加していることと第一次産業による水の集約的な使用が考えられる。

次に経済的側面のみを見た場合と経済的側面に環境要素を加えた場合を比較し、北海道経済の位置づけがどのように変化するかを分析した。その結果、経済的側面のみの場合、環境要素を取り入れた場合のいずれも、北海道経済は全国の約 4% を占めており、日本経済における北海道の位置づけはほとんど相違がないことが明らかになった。この理由としては、環境経済統合勘定体系の推計方法に関する要因が考えられる。

最後に自然資源の使用を考慮した地域経済分析により北海道の各産業の位置づけがどう変化するかを分析した結果、第一次産業は経済的側面で見た位置づけの高さとは裏腹に、環境要素を取り入れることでその位置づけは低下することが示された。この要因としては北海道の第一次産業における水の使用コストの増大に依るところが大きいと考えられる。

以上、本研究の分析から導かれる結論は、以下の 2 点である。第 1 に北海道では、全国と比較しても、第一次産業で自然資源を集約的に使用し生産が行われていることである。第 2 に北海道の第一次産業においては、環境要素を取り入れた場合、その位置づけが低下することである。

第 1896 回 定例研究会報告要旨（7月9日）

CIS 農業改革の比較 意義と方法論を中心として

野部 公一

ソ連崩壊とともに、新たな独立国となったかつての連邦構成共和国は、農業改革に着手した。その目的は、市場経済への移行にあったが、改革の実際的手法や実行テンポは、一様ではなかった。そして、その差異は時間の経過につれ拡大している。

報告者は、ロシアのみならず、他の CIS 諸国の農業改革を比較検討し、農業改革がなにをもたらしたのか、今後の農業生産動向はどうなるのかの把握に努めてきた。本報告では、こうした研究の意義を再確認し、方法論を紹介し、さらには、CIS 諸国の農業改革が「期待された成果」をもたらさなかった原因を考察した。その主要論点は、以下のとおりである。

1. 歴史的条件の無視

農業改革の実行に当たっては、ソヴィエト期の 70 有余年にわたって形成されてきた特殊な制度およびその遺産に十分な注意が払われなかった。

一例として農民経営への過度の期待をあげよう。改革初期においては、西側のファミリーファームを理想とする農民経営の創出が積極的に追求された。だが、ソヴィエト期を通じてソフホーズ・コルホーズの従業員は、指令に基づいて働く「雑役夫」化していた。彼らは独立して農民経営を創出することに利害をもたなかったし、その能力を喪失していた。例外的に全面的農民経営化が達成されたアルメニアにおいても、1990 年代初頭にナゴルノカラバフを巡るアゼルバイジャンとの紛争状態により、外部からの食料搬入が途絶したと

いう事情が大きく作用している。この結果、食料自給が強制され、個人副業経営と同様の「生き残り」を目的とした零細経営が多数生まれたというのが実態に近い。

2. 「上からのキャンペーン（カンパニヤ）」による改革の実行

逆説的なことに、CIS 諸国における農業改革は、「上からのキャンペーン」という過去の手法によって行われた。キャンペーンの特性として、市場経済化の追求は、しばしば別の極端に進んだ。農業への支持・支援策は一転してタブー視され、競って削減された。この結果、農業に対する国家の規制・影響力は急速に失われ、弱肉強食を旨とする「粗野な市場」が形成されていった。さらに「上からのキャンペーン」は「下からの形式的な対応」によって答えられた。1990 年前半において、ソフホーズ・コルホーズは、株式会社・有限会社・生産協同組合に再組織されたが、それは事務所の看板の掛け替えに過ぎなかった。

3. 不良なマクロ経済状況下における農業改革の実行

農業改革は、1990 年代末にいたるまで悪化を続けるマクロ経済情勢の下で進められなくてはならなかった。農業改革の実行のためには、なによりも安定した外部条件が必要である。この意味では、マクロ経済指標の安定化傾向が観察されるようになった 1990 年代末になり、ようやく農業改革の実行できる環境が整った、とも言うことができる。

本報告は、未定稿「CIS 農業改革の比較研究」の一部を基に行われた。未定稿は、ホームページ（<http://cse.primaff.affrc.go.jp/kohnobe/CIS2002/CISindex.htm>）に順次アップロードしている。

第 1897 回 定例研究会報告要旨 (7月16日)

現代農村問題とジェンダー 近代化と資本主義とイエ

中道 仁美

ジェンダーとは、社会的・文化的に創られた性差をいう。それゆえ、社会・文化が異なれば、いわゆる「性差」も異なる。すなわち、時代、地域等、時空が異なれば、社会・文化の意味が異なるのだから、性差の意味も異なる。現代資本主義社会下におけるジェンダーの意味を解き明かしたのは、近年、研究の進んだフェミニズムである。フェミニズム理論の中でも、ポスト・モダン・フェミニズムは、ポスト・モダンの思想に基づいて、近代社会をジェンダー視点で分析するものである。

ポスト・モダンの思想が対象とするのは、単純に近代以降の社会ではなく、近代の意味についてである。近代社会では、近代の中心的思想、人間中心主義（その根底にある男性中心主義）、文化優先（その根底にある科学技術優先主義）思想を普遍化しながら、中央集権的に社会改革が推進されてきた。これが近代のもう一つの発明、資本主義と結びついて、現代世界システムが普遍化した。そこでは、「一人前の人間の能力（一定の基準に合致した男性モデル）」と「科学技術力（一定の基準に合致した合理性、効率）」の基準により、農林漁業、発展途上国、女性、高齢者、子供、障害者等を低い地位に置き（差別化）、資本主義の要請、すなわち生産要素の低価格化に応えてきた。

現代においても農村・農業の女性問題は、戦前より改善されたとは言いがたい。依然として、労働加重で、経済的地位も低く、社会参画も阻まれ、職業教育は行われず、母体保護では新たな、深刻な問題が浮かび上がっている。旧農業基本法で農家女性は福祉の対象であったが、食料・農業・農村基本法では労働者・経営者として位置づけられ、女性の自主性が求められている。しかし戸籍や農協法の正組合員のように、制度的には選択の余地があり、「自主的に」選択した結果であり、問題はまさにジェンダー慣習にある。

農業女性の経済的地位についても、実家の財産の相続権はあっても、婚家の農地等財産の配分には、ほとんど関与しないのが一般的であり、相続税の特例措置が示すとおり女性だけでなく、他出子の相続も限定される。上野千鶴子は、職業に関係なく、女性は父や夫の階級で等級づけられ、明治以降一貫した専業主婦願望は階層上昇願望のあらわれであるといっているが、デルフィは女性には、報酬の代わりに扶養を受ける権利が与えられたという。労働と扶養の権利の違いについて、「彼女の労働は交換できない、それは雇用主を変えることができないからだ」といっている。女性の無償労働は、農業では農産物の低価格化をもたらす、保育・介護においては社会保障費の低下に貢献する。デルフィは女性が外で働くための可能性について、家父長制的抑圧の程度によるという。女性にとって最優先なのは家庭義務であって、自主的な辞退も少ない。これが女性の社会参画阻止の一要因である。梅棹忠夫は家事とは妻の有用性の証明であり、妻は誰にも真似できない家事をすることで、アイデンティティを証明してみせる、また、究極の有用性として母性を強調するという。

女性労働は男性労働が不足したときの限界労働として、補完的労働者として、労働力評価されるが、農業技術の大半は男性向けで、家電製品に比べて、女性用の技術開発は低い。農業後継者教育不足も、女性は男性後継者のいないときの「つなぎ」であるため、農家の経営は低下するという。近年盛んな女性起業はジェンダー教育の技術を利用したものであり、食品加工が6割以上をしめる。女性の社会参画では、農業委員1.65%（1999年）、農協役員0.35%のように、圧倒的に低く、地域格差もみられる。

近年、導入された重要な政策の一つ、家族経営協定は、経営課、女性課により推進されており、その背景には、法人化と労働不足の補填と、女性の地位向上という目的の二面性がみられる。それゆえ、必ずしも、女性地位向上に結びつかない結果となっている。

詳しくは、「笹谷春美他編著『階級・ジェンダー・エスニシティ』中央法規出版（2001年）の拙著を参照されたい。

第 1898 回 定例研究会報告要旨（7月23日）

農業の多面的機能に関する日仏比較研究

フランス農業経済学会主催『多面的機能セミナー』に参加して

嘉田 良平・須田 文明

報告者らは、本省国際経済課の便宜により、本年3月にパリで開催された、フランス農業経済学会主催「農業活動の多面的機能とその公共政策による承認」セミナーに参加する機会を得た。そこで本報告は、標記会議に提出された主要なペーパーを要約紹介しつつ、関連する研究動向を検討し、補足することによって、我が国における当該研究の発展に資することを目的とした。

まず、OECDで進められてきた農業の多面的機能に関する検討の現状と、WTOの新たな交渉においてこのような検討がいかなる意義を有するのかについて展望した。OECDにおける多面的機能分析は、その概念整理と実証分析に関する検討をすでに終え、政策議論の段階にある。その中で重要な論点は、多面的機能のもつ外部経済効果の需要計測、取引費用（政策実施費用）および範囲の経済に関する実証的な検証が求められていることである。また、WTOの新たな交渉において多面的機能の意義は何かについて、バレル（A. Burrell, オランダ・ワーゲニング大学）氏は、農業生産、農業・農村の空間利用と多面的機能との関係性が重要であること、さらには、貿易自由化による途上国の多面的機能（とくに食料安全保障）への影響が決して小さくないという警鐘を述べた。

次に、アメリカにおける農業の多面的機能と「非貿易的関心事項」に関する米国のスタンスについて、ボーマン（M. Bohman, 米国農務省ERS）氏は、実質的には多面的機能は米国農業では古くから重視され、必要な政策対応が行われてきたが、それは貿易歪曲的でない政策手段によって実施されるべきことを

強調した。

ところでフランス農業省の担当官のペーパーは非貿易的関心事項について、各国のスタンスを要領よくまとめている。それによれば、アメリカやケアンズグループは次のように主張している。つまり市場の失敗がなければ、国民の期待に対応するプラスの外部性は製品価格に内部化可能であり、また、市場の失敗は国内価格支持や輸出補助金によるとされる。採用されるべき農政措置は先ず、これらの廃止および「汚染者負担原則」の適用により、負の外部性を除去し、次いで、数量化可能で、的を絞った正の外部性に対するデカップルされた報酬付けにより、市場の失敗を改善すべきであるとし、そのためにはグリーンボックスのみで対応が可能としている。

他方、EUやスイス、ノルウェー、日本等は、多面的機能は市場によっては報酬を与えられず、公的介入が必要であると主張している。つまり、正の外部性は農業生産と一体的であり、ブルーボックスによる直接支払いも認められるべきであること、また、途上国や移行国については、国際規則の柔軟化が必要であることなどが主張されているとする。

また、フランスで現在、多面的機能を巡る議論においてしばしば言及される論点があり、本セミナー参加者の多くがこれを論じた。フランス農業経済学会会長L.P.マエ氏による「ゾーニングによるデカップリング」論がそれである。それによれば、多面的機能に報酬を与えるためには先ず市場への内部化が優先されるべきであり、そのためには農産物以外のその他の産物の生産にかかる生産性を考慮して、国土全体の農地を四つのカテゴリーに分類してはどうかというのである。集約的農業生産地帯、保全地帯等の区分けによって、農場ツーリズム地帯において集約農業による汚染の排出といった否定的な効果が削減されるとされる。

最後に、こうした多面的機能や非貿易的関心事項を巡る現状をふまえて、今後の我が国における研究の課題について指摘した。

第 1899 回 定例研究会報告要旨 (9月10日)

ブラジル大豆の生産動向(1970 - 2002 年)

清水 純一

本報告では世界第二位の大豆生産国ブラジルを対象に生産が急拡大した要因と将来展望、問題点について整理した。

過去 30 年間の世界の大豆生産構造は著しく変化した。その特徴は、米国の一極集中から南米のシェア増加への変化と要約できる。1970 年には世界の大豆生産量の 7 割を占めた米国は 2000 年にはそのシェアは 5 割以下に低下した。3 位のアルゼンチンを合わせるとこの南米 2 カ国で 36 % を占めるまでになっている。

生産量の推移をみると、1970 年には 151 万トンであったものが 2002 年には 4,182 万トンと 28 倍に増加している。この間、収穫面積は 12 倍に、単収は 2.2 倍になった。このように、ブラジルの大豆生産量の増加は収穫面積の増加による寄与が大きい。

この収穫面積の拡大がどの地域で起きたのかをみると、従来は伝統的な生産地である南部が全収穫面積の 9 割近くを占めていた。現在南部の割合は 45 % に低下し、セラードとよばれるブラジル中央に広がる広大な土地を中心にした中西部が 41 % に増加している。

農業政策の影響をみた場合、生産に直接関係するものとしては農業金融制度と最低価格保証制度がある。しかし両者とも十分に機能しておらず、大豆の生産拡大はかなりの部分を市場に委ねた形で進行している。これとは別に農家が抱えている大きな問題に累積農業債務がある。全農家で 330 億リアルと言われる累積債務があり、このため銀行から農家への農業融資の貸し渋り問題を引き起こしてお

り、農業発展の阻害要因になっている。政府も各種対策を打ち出しており、今後の動きに注目していく必要がある。

ブラジル大豆最大の弱点はインフラの未整備である。特に道路輸送が主流なため、河川輸送中心の米国に比べて輸送コストが高いのが大きな問題である。このため近年アマゾン川を使った新しい搬出ルートが注目されているが環境問題との調和を図るといった問題が残る。またブラジルには土地の耕作に関して所有面積の一定割合を法定保留地として保全しなければならないと定めた森林法が存在する。特にアマゾン川に近い新興産地では野放図な開墾に対して監視が厳しくなっていくものと予想される。

最後に、遺伝子組み換え (GMO) 大豆に関して触れておく。現在ブラジルでは GMO 大豆の栽培は禁止されている。しかし、政府の研究機関の技術は GMO 種子を生産できる水準に達していると言われている。また既に南部のリオ・グランデ・ト・スル州 (2002 年生産量 561 万トン、国内 3 位) の大豆生産量の 3 割 ~ 4 割は国境を接するアルゼンチンから密輸入された非合法の GMO 大豆だと見なされている。

近年 BSE の影響で欧州、日本などで NON-GMO 大豆に対する需要が増えているので GMO 大豆の栽培が解禁されてもすぐに生産がそちらにシフトするとは思われない。しかし長期的には生産費の低い GMO 大豆に移行する可能性が高いというのが関係者の見方である。アメリカ、アルゼンチンとの競争を考えた場合、ブラジルがいつ GMO 大豆を解禁するのか、しないのかという問題は今後の国際大豆市場の競争構造に大きな影響を与えるものと思われる。

第 1900 回 定例研究会報告要旨（9月17日）

地方制度と農村振興 フランスのコミューンと集落

石井 圭一

フランスの地方制度の最大の特徴は零細多数の基礎的自治体（コムユーン）の存在である。農村では 100 ～ 300 人程度の規模が普通である。その起源はフランス革命前の教区に遡り、200 年を経た現在もほとんどその数は変わらない。

旧くは「明治の地方制度ほど人為的な工作物はない。…そこにはフランス流に自然法的な「地方権」はみられない。…何かそれに似たものが存在したとすれば、封建制下のむらの遺制を幾分かうけついで、合併前の「自然村」であろう（島恭彦編『町村合併と農村の変貌』有斐閣、1958、p4）」と指摘されたように、フランス農村におけるコムユーン制度はわが国の幕藩体制における「自然村」がそのまま現在まで生きながらえた姿に擬せられるのではなからうか。

そこで、1) 農村の零細コムユーンを存続せしめる制度的、社会経済的背景は何か。また、2) 零細なコムユーンが存在を背景に農村振興政策はどのように展開するか、について考察を行なった。本報告はその中間報告である。

農村の零細コムユーンの存続に正の効果を与えるとみられる要因として、次の諸点をあげることができる。一つは、住民だけでなく別荘所有者を含め当該コムユーン内に資産を有する者に選挙権や被選挙権があり、コムユーンの運営を担う議員を広く集めることができる。二つは、議員をはじめ金銭的費用として表れない「ボランティア」からなる農村コムユーン行政が成立している。三つは、税源は法律により定められるものの、隣接コムユーンにおいてもかなりの税率の違いが表れるほどの課税自主権がある一方、人口当たりで

みた交付金が零細なコムユーンに有利な地方財政制度となっている。四つは、コムユーンにかかる法制度の形式と実態が乖離していることについて寛容なことである。五つは、空間構造の点から、農村では隣接するコムユーンどうしの合併に大きなメリットがない。また、特定の地域公共財に対して費用負担する住民の範囲が明確である。

周辺諸国において展開した合併政策は、フランスでは成功せずに今日に至った。しかし、コムユーン制度は維持されつつ、1990 年代には農村の零細なコムユーンどうしの協力団体の設立が普及しはじめた。その背景には、強権的な合併政策を進めたことによる「アレルギー」の残存、また 80 年代前半における地方分権化法が整備され適応を迫られたことがある。

零細多数のコムユーンであっても、道路、電気、上下水施設などの農村整備について国の強い指導性のもと画一的に進めることは比較的容易であった。他方、空間整備（農村土地利用計画など）や経済振興（商工・観光区域の設置・整備など）といった分野について、農村においても広域的な合意が必要になる一方、それらの財源を EU や政府、州が農村振興政策として供給する上で、受け皿となる広域的な組織の形成が不可欠になった。

わが国に見る「総合計画」や「事業計画」を企画立案し、EU や政府、州の農村振興政策の単位となる政策領域の構築を模索する過程がコムユーン間協力の展開として表れている。基礎的自治体としての形式を備えつつ、実態としてはわが国の「農業集落」の性格をあわせ持つ農村のコムユーンが、農村振興政策の形成過程においてどのような機能を果たしているか、より深く考察する必要がある。



特別研究会報告要旨

(2002年7月22日)

第1回農村福祉検討会

介護サービスの活動現況

地域間比較調査報告

第1報告

相川良彦「介護保険下における介護サービス事業の展開状況」

相川報告は、介護保険介護サービス事業活動の差異を都市と農村間について明らかにした。調査対象地は、都市部の千葉県柏市、農村部の北九州5市町である。2調査地域間における在宅介護サービスの介護保険実施前の利用状況だが、訪問介護サービスとデイサービスは柏市に格段と多く、ショートステイは地域間格差がなかった。ところが、介護保険の実施により、柏市での介護サービス利用が急増して、訪問介護サービスは地域間格差が解消した。ただ、デイサービスの格差は減少したものの未だ2倍以上の開きが残っている。

介護保険下において、多様な経営主体が介護サービスを営めるようになった。柏市では大量に起きた営利法人の参入が、北九州5市町では起きなかった。その結果、介護サービス事業総数に占める経営主体種類の割合が最も大きいのは、柏市では営利法人40%に対して、北九州5市町では社会福祉法人47%であった。高齢者100人当り介護サービス事業所の従業員数は、柏市2.3人に対して、北九州5市町3.4人と5割ほど後者に多い。そのうち、前職がない者は30%ほどいて、それが介

護保険を契機に創出された雇用であると推測される。

調査に回答した事業所は、平均2.4の在宅介護サービスを営み、また施設との併設割合は50%である。併設施設の種類では病院・診療所21%(柏市):26%(北九州5市町)、特別養護老人ホーム16%:21%で、地域差は小さい。それらは、医療機関や福祉施設が在宅介護サービス業へ参入して複合経営化をはかっている現状を示唆する。事業所の経営概況では、2地域の事業所とも期待したほどにサービス利用者が増えなかったと受け止められている。柏市の場合、その一因として事業者間の競合があると考えられる。従業員の雇用は、柏市の場合募集しても集まらず、北九州では募集していないことが多かった。

経営収支面では、柏市では予想以上に収入が少なく、逆に経費がかかったと答えた事業所が多かった。北九州5市町では収入も経費も予想通りと答えた事業所が多かった。その結果として赤字の事業所割合は、柏市56%に対して、北九州5市町12%であった。柏市では新規参入が多くて経費がかかり赤字の事業所も多かったが、既存の施設からの拡張参入が多い北九州5市町では赤字も少なくて済んでいた。そして、事業所経営収支の赤黒は、地域と併設施設の有無の2要因だけで75%まで判別が可能だったのである。

(文責 相川良彦)

第2報告

叶堂隆三*「長崎県五島地域における介護福祉事業所」

叶堂報告の目的は、民間事業所の進出の期待しにくい居住条件不利地域で、類縁性および地縁性に基づく介護福祉サービスが存在していること、および、こうしたサービスの果たしている役割について言及することである。

離島地域の長崎県福江市および南松浦郡の

奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町からなる下五島地域では、在宅介護サービスおよび施設の約4割をカトリック修道会を母体とする社会福祉法人および町内会を母体とする社会福祉法人が担っている。

このうち、カトリック修道会によるサービスの背景には、女部屋・子部屋に由来する児童福祉から医療・高齢者福祉への展開、また、居住条件不利地区に居住する高齢の信者に対する対応、また、少子・高齢化に伴う保育所等の運営から高齢者福祉サービスへの転換、カトリック修道会による専門性の高い会員の養成といった特徴が見られる。

町内会によるサービスの背景には、迷惑嫌悪施設の受け入れに伴う補償金の有効利用、集落による共同的な生活の社会化の歴史、第一次産業の不振に伴う雇用の創出等の特徴が見られた。

そして、これらのサービスは、ミサヤ町内会員参加のイベントといった付加的サービスの存在、施設の開放性等のメリットを有するものである。そして、サービスの社会性（地域に開かれたサービスの展開・地域住民との連携）の確保、サービスの進出の期待できない地域におけるサービスの担い手として重要な役割を果たしているといえよう。

（文責 叶堂隆三）

なお、第3報告として、小島啓克**「ニチイ学館における介護サービス事業の現況」が行われたが、要旨は省略する。

* 福岡国際大学, ** ニチイ学館

特別研究会報告要旨（2002年7月22日）

食品安全行政の現状と課題

欧州の経験から学ぶ

（東京大学）中嶋 康博

食品安全行政の理論的背景と今後の課題について、欧州と日本の現状を踏まえ、主に以下の4点について報告がなされた。

（1）BSE とその社会・経済的影響

日本では2001年9月の国内初の感染確認以降、牛肉消費が低迷している。欧州よりはるかに確認件数が少なく、また全頭検査の実施にも関わらず消費が回復しないのは、リスクの過大評価、「得体が知れない」がゆえの恐怖感など、消費者のリスク認識によるものと考えられる。欧州では1996年のヒトへの感染可能性公表以降、BSE問題は家畜衛生の領域から公衆衛生の領域へと拡大した。BSEテストの実施、SRM（特定危険部位）除去、肉骨粉禁止、個体識別制度の導入など総合的な対策が進められている。イギリスでは、予防原則に基づき30カ月齢以上の牛の全頭処分をしている。

（2）EU 食品安全行政

EUの食品安全行政は80年代までは判例法に基づいていたが、93年の市場統合と食品流通の自由化により、法律を体系化する必要に迫られた。97年の食品法緑書では、消費者保護がうたわれる一方で、食品の自由な流通、検査の自主的实施、食品産業の競争力が提言されたのに対し、2000年の食品安全白書では、トレーサビリティの確立、政策の透明性確保、リスク・アナリシス体制導入、予防原則の適用など、消費者保護優先の考え方がさらに前面に出るようになった。EUの食品安全行政（食品法）の適用範囲には、人の健康に加え、動物の健康、植物の健康、環境の健康が含まれている。また、EUはアメリカ産成

長ホルモン使用牛肉の輸入禁止措置などで予防原則を主張しているが、WTO 裁定では科学的根拠がないと批判され、国際的な適用は厳しい状況にある。

(3) わが国における食品安全行政の改革

わが国では 1995 年、食の外部的化、食品加工の多段階化、国際化の進展を背景に、食品衛生法が改正された。さらに BSE (01 年) への対処の必要から 2002 年 5 月、EU に倣い、食品安全基本法の制定と安全評価機関である食品安全委員会の設置を決定した。今後、関連省庁からの独立性の確保、消費者代表の関与のあり方、動物の健康や環境への配慮などが問題となるであろう。

(4) トレーサビリティーの概念

BSE 対策、GMO 管理、有機農産物認証、また昨今の偽装事件を背景に、現場でトレーサビリティーの構築が求められている。とくに牛肉に関しては業界が敏速に対応している。今後、全頭検査が緩和された場合の安全管理の補助手段として確立しておく必要があるだろう。ただし、トレーサビリティーのもつ安全管理面の機能はあくまで補完的なものであり、主たる機能は品質管理、情報提供面にある。

報告後の討論では、食品安全に関する経済学者の役割、費用便益分析の適用可能性、リスク便益分析と費用便益分析の違い、EU の中での地域差、国民性の違い、大型スーパーの進出とトレーサビリティーの関係について、質疑応答がなされた。また、報告ではあえて触れられなかった EU の品質政策にも関心が寄せられた。EU の食品行政には安全性確保だけではなく原産地呼称制度をはじめとする品質保証の側面があり、この点ではフランス、イタリアなど南部諸国が先行している。

(文責 市田知子)

【農村経済活性化プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨 (2002 年 7 月 25 日)

IT 社会と農業・農村

(熊本大学) 山中 守

IT 活用の目的は人々の生活を豊かにすることにあるが、農村ではデジタル・デバイド問題が深刻化している。IT を味方につけられるか、この 1・2 年が岐路である。農村・地方都市における IT 活用の視点、課題や問題点を考察し、どのような発想で取り組むことが重要かを提案したい。

地域社会の IT 化は、企業組織でのようにハードに人間が合わせるトップダウン方式は採りえず、住民の意思・利便性を尊重して進めざるをえない。自治体が地域の IT 化を推進する際の問題点は、通常言われる財政・人材・取組体制のそれよりも、IT を何に役立てるのかということにこそある。

農村においては、経済・農業の視点もさることながら、地域社会の高齢者や子供を含めた生活者の視点が重要である。住民に情報が何が欲しいかと問うよりも、むしろ地域生活において現在困っている問題に焦点を絞ったアプローチがうまく行く。

IT 活用は、地理的条件や身体的条件、および社会的条件の格差の克服を可能にする。たとえば、医療施設に恵まれない地域で独居生活をする高齢者にとって、発病は大きな不安であるが、緊急通報システムがそれを緩和する。また教育・文化面では、公共図書館の不足する農村部で、電子図書館という新しい形でハンディーを解消することが考えられる。

心理学者マズローの理論によれば、人間の欲求は 5 段階に整理されるが、IT 活用に着目して次の 3 段階展開が考えられる。第 1 段階は、所得向上、経済効率の追求 (事務管理の効率化、電子商取引など)、第 2 は、安心、不

安解消の欲求（防災，健康管理，地域の情報公開など），そして第3に精神的豊かさの欲求（生涯学習など）。農村活性化の先進地域として有名な，大分県大山町における独自の農業戦略とケーブルTVを活用した地域づくりへの取り組みの歴史が，まさにこの3段階を表している。

また，イギリスの農村に見られるITセンター（テレコテッジ）は，IT専門家のビジネスの場，IT研修を受けた主婦などの就業の場，さらにコミュニティ活動を支援する場として，多面的な役割を果たしている。

ITは競争社会と関連させて考えられがちであるが，情報ネットワークはヒューマンネットワークを拡大して共生社会の基盤も形成する。ITスキルを備えた人間の都市から農村への移住，農村からの地域特有の魅力ある情報の発信，等の交流が地域の活性化に結びついていく。

農業・農村をベースに情報化を考える場合，インフラや設備投資等のハード優先の考え方を脱し，中央依存型でない発想で地域の中からアイデアを出していくことが重要である。

（文責 千葉修）

に表現しようとするものとして，環境保護支出勘定や廃棄物勘定がある。これらは，環境・経済統合勘定の付属的勘定，すなわちサテライト勘定あるいはサブ勘定とみなすことができる。

本研究では，北海道を対象地域として，循環型社会を目指した地域の廃棄物問題の解決に資するため，環境・経済統合勘定を分割・表示した廃棄物勘定の試算を行った。その結果，北海道においては廃棄物処理に係る自然環境の使用に関する帰属的な費用は702億14百万円，産業による廃棄物処理サービスの産出が532億22百万円，政府による廃棄物処理サービスの産出が466億95百万円，リサイクル財の産出が143億4百万円であることが明らかになった。

しかしながら，環境・経済統合勘定の枠組みを基本とした廃棄物勘定では，廃棄物の発生抑制，使用済み製品・部品の再使用，原材料としてのリサイクルといった総合的な廃棄物・リサイクル対策に対応するには不十分であり，改良が必要であることも明白となった。

（文責 林 岳）

特別研究会報告要旨（2002年7月25日）

北海道における廃棄物勘定の試算

（小樽商科大学）山本 充

環境・経済統合勘定は，一国あるいは特定地域の経済活動と，環境負荷や自然環境の状態等との関係を総合的に表す国民経済計算の付属的勘定である。また，個別の環境問題の解決や政策評価等のために環境・経済統合勘定を分割・表示して，統合勘定表よりも詳細

特別研究会報告要旨（2002年7月31日）

GMO政策の言説空間をどう捉えるか？

科学技術社会論の視点から

（広島経済大学）大塚 善樹

GMOのような新しい科学技術の認可や規制をめぐる政策上の議論は，科学技術と社会の接点で生じた課題，科学的合理性と社会的合理性の境界領域の課題と捉えられる。科学的合理性は，ジャーナル共同体の妥当性境界によって確保される。一方，社会的合理性は，

科学的合理性だけでは判断ができないような問題に、市民の側が判断を下す際の合理性とされるが、未だに理想的な概念に留まっている。むしろ、閉ざされた実践として意思決定が行なわれている空間に市場がある。科学技術を含む財やサービスは、市場で行なわれる多様なアクター間での意思決定によって、その生産と消費および価値が確定される。この意思決定を、市場的合理性と呼ぶことが可能であろう。ある科学技術の政策上の論争では、GMOに関する議論で見られるように、複数の合理性が対立する。その際に、合理性の空間を構築しているアクターは、互いに自己と他者を再定義し境界を再画定しようとする。現在、主として欧州で見られるような科学技術と社会との境界の揺らぎは、このような境界画定をめぐる再帰的な言説と実践を反映していると考えられる。

科学的合理性については、科学的事実が何かについての対立、ジャーナル共同体の査読をめぐる疑問が、その境界を揺るがすほか、科学的知識に対する認識論上の疑義が、科学的合理性そのものを問い直す。「リスク」と「不確実性」、あるいは「科学的リスク分析」と「予防原則」との言説上の対立は、根本的にはジャーナル共同体とNGOとの間における、科学的知識に関する認識論上の立場の違いを反映している。すなわち、「レギュラトリーサイエンス論争」における科学主義と相対主義の対立である。しかし、認識論的現実主義や構築主義的現実主義など、第三の立場も現れている。科学的合理性をそれ自体の正当性ではなくジャーナル共同体で定義すると、GMO推進派＝科学的合理性＝科学主義、批判派＝社会的合理性＝相対主義という単純な図式は成り立たない。むしろ、科学主義と相対主義の間であって、そのどちらの言説も利用できるような諸実践として、戦略的な科学的合理性や社会的合理性が存在するのではないだろうか。認識論的現実主義や構築主義的

現実主義は、論争の場を「純化」された領域から、この中間の領域に移そうとする試みと捉えることができる。

一方、市場は多様な価値が多様な利害関係者によって提示され調整される、政治的・文化的・倫理的側面を併せ持つ社会制度であると考えられる。科学的合理性に比べるとその境界は開かれ、対立要因となる基準も多様である。また、価値の提示は、取引の現場や広告だけではなく、科学やマスメディアや政治を通じてもなされる。したがって、市場的合理性は、科学的合理性の場合のように、内部の対立で境界が揺らぐというよりは、むしろあらゆる種類の価値の対立を包含しつつ、多様な形態へと変容する。例えば、GMO批判派と推進派の間では、合理的選択を行なう経済的人間（ホモ・エコノミクス）を仮定し（自由主義）、消費者主権を実現するために義務表示を求めるか、それとも経済的人間の脆弱性を仮定し（消費者保護）、非合理的選択から消費者を守るために誤解の多い表示は行なわないか、という対立が見られる。これは、一見すると、市場をめぐる旧来のイデオロギーの対立が逆転しているように見える。しかし、義務表示は必ずしも経済的人間による合理的選択を前提とするとは言えず、むしろ価格以外の価値を増やすことで、市場の多元性をもたらすものとも解釈できよう。以上のように、本報告では、主として科学的合理性と市場的合理性の言説空間の境界が、GMO政策論争においてどのように（再）構築されているかについて、近年増加している言説分析研究を検討した。

特別研究会報告要旨(2002年9月5日)

消費者に対する安全な食品の供給に向けて ワタミグループの取組

(ワタミフードサービス(株)) 武内 智

自分は、居食屋「和民」チェーン等を展開するワタミグループのなかで、調達部門である商品本部の責任者であるとともに、(有)ワタミファームの代表も兼ねている。

外食産業に携る中で、一般消費者からは外食の食材供給等はいい加減と思われていることを実感しているが、それ以上に、我々業界人自身が食材のことをよく知らないで扱ってきている状況を問題と考えている。総じて仕入れ価格や入荷量には敏感だが、品質や安全性についての関心は高くない。以前は当グループも客単価を下げることで同業他社と競争してきた。しかし、最高のもてなしは家庭菜園で取れたものを出すことと考え、安全で安心な食材、料理の提供に取り組む経営方針に転換し、JF*認証野菜や有機JAS野菜を導入することとした。当初は危惧もあったが、全国の産地を回り直接ほ場を見て回った。農家に堆肥づくりを指導すること等により、現在、約50農家(主産地は宮崎県、千葉県、群馬県、北海道)と提携し、生産者会議を開催すること等により安定供給の確保を図っている。また、本年からは、千葉県山武郡に農地を借り、自社の社員を使つての野菜の自社生産にも取り組み始めている。

こうした取組は価格の上昇要因になりかねないが、例えばサラダ用のレタスは、規格外の大きなものを含め畑単位での契約をする事により安く安定的に供給できるものを使つたり、添え物のかんきつにデコポンの摘果したものを使用するなど様々な工夫をしている。ところで有機農産物を取り扱う時の大事な点は、「有機農産物だから虫がいるのは当然」と

いった考えはタブーで、必ず念には念を入れて良く洗い苦情の無いように努めている。そうでなければ顧客には受け入れられない。

本年6月からはリサイクルセンターを稼働しペットボトルや割り箸などはリサイクルが始まっている。年内には野菜くずや残飯をたい肥化し提携農家等に還元する予定である。全社員を対象にした食材講座、農場・産地研修の実施等により、社内における啓蒙活動を行っている。

消費者に対しても、環境問題や有機農産物への理解を深めて頂くような取組を行っている。外食店のメニュー表に顔写真入りの生産者情報や有機野菜情報を表示したり、3ヶ月おきに有機JAS制度の解説、産地・生産者の紹介等を内容とする小冊子「あんしょく」を作成し配布している。

今後は、全国で有機農産物の生産を拡大するとともに、社内でも経営面・技術面で農場を運営できるスタッフを育成することを目指している。今後、有機農産物の流通量が拡大していけば、消費者の選択の幅の拡大、栄養価の高い野菜の流通量の拡大、生産者のコスト削減、土の蘇生等につながっていくと考えている。

(文責 中田哲也)

* 社団法人 日本フードサービス協会

特別研究会報告要旨(2002年9月13日)

科学技術と市民社会 GMO等を素材に

(東京大学) 藤垣 裕子

本特別研究会は、国際社会を視野に入れたGMOに関する社会科学的な検討を進めてい

るプロジェクト研究「組換え体の産業的利用における安全性確保に関する総合研究」の一環として実施された。

藤垣助教は、科学技術と公共性をテーマに、科学技術社会論、科学政策論の研究を行っている。現在、科学技術振興事業団の社会技術研究事業の公募型研究「公共技術のガバナンス」プロジェクトを指揮する。関連学会における数々の研究成果の発表に加え、上記プロジェクト研究の一環として平成12年に実施された「遺伝子組換え農作物に関するコンセンサス会議」では、市民パネラーへの「科学技術とリスク論」の説明者に指名された等の実績がある。

講演は、以下の構成で進められた。

1. 科学的合理性と社会的合理性

遺伝子組換え作物を長期的に栽培した際の環境影響等のような、不確実性を含むために科学者にも答えがだせないにもかかわらず、「今、現在」の社会的合意が必要とされるような、科学技術と社会との接点における様々な問題が増加している。

科学者は、ある知識が「科学的合理性」を持つか否か、その妥当性境界を判定する機構として「専門誌共同体」をもっている。この「専門誌共同体」は、科学的知識の妥当性の保証、研究評価、後進の育成、および研究資源の確保にとって重要な役割を果たす。それと同時に、発生する問題に対する科学的見解、すなわち専門家集団が提示できる「科学的合理性」を保証する。

一方、不確実性を含む問題のような、こうした「科学的合理性」だけでは判断できない問題については、公共による意志決定といったプロセスを追加しなければならず、その根拠となるものが「社会的合理性」である。

2. 社会的合理性をどのように担保するか

社会的合理性は、公共の合意が得られるまでの民主的な手続き（透明性・公開性の担保、代表性・正当性を有する「参加」）によって保証される。つまり、新技術の社会導入等について公共の合意を得ようとする機関に社会的な信頼があること、社会的影響を受ける者（市民、利害関係者）が、自分自身で将来の予測を行える機会を与えること等が必要である。

この関連で、PA（Public Acceptance）モデルとは、専門知識のない無知な市民に対する一方通行の情報伝達を是とした考え方であり、我が国の行政機関はこの認識が根強いようである。これに対し、10年ほど前から、PUS（Public Understanding of Science）と呼ばれる新しい概念が登場している。これは、科学的合理性とは別の価値観やプロも気づかぬ知識（Local Knowledge）をも尊重した双方向のコミュニケーションが必要であるとの認識のもとで、科学の公共理解を進めていこうという考え方である。欧州等の一部の国では、PUSモデルを用いた社会問題への取り組みが既に始まっている。

3. おわりに

安全性に影響を与えた社会問題に対しては、「犯人捜しに力点を置き、その犯人を責める」ような発想で対応すべきではない。安全管理のシステム全体に問題があるものと捉え、これを見直す観点で対応すべきであろう。

また、我が国においては、政府および公共研究機関が提示すべき信頼性や市民が専門家に何を期待しているのか等を論じ、早期に公共の意志決定モデルを構築することが必要である。

（文責 高橋祐一郎）



研究活動一覧

「研究活動一覧」は当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては直接担当研究員までお問い合わせ下さい。

【研究論文および商業誌記事等】

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
相川良彦	農業を目指す女性を支援する研修事業 北海道新得町の「レディースファームスクール」	農林経済 9445	2002. 7
石井圭一	フランスにみる経営補助金の展開と地域・環境	農林水産政策研究所レビュー 5	2002. 9
市田(岩田)知子	「エコロジー化」するドイツ農業と直接支払い	農業と経済 68(9)	2002. 8
"	(書評) 天野寛子著『戦後日本の女性農業者の地位 男女平等の生活文化の創造へ』	農村生活研究 46(3)	2002. 9
"	ヨーロッパにおける農業環境政策と生物多様性維持	日本雑草学会第 17 回シンポジウム講演要旨	2002. 9
江川 章	家族経営構成からみた農家と土地利用の特徴	農業問題研究 52	2002. 9
"	新規参入にみる農業経営の創業と支援	農林統計調査 52(9)	2002. 9
香月敏孝	ネギ産地再編をめぐる状況	農林経済 9463	2002. 8
篠原 孝	統計数値に裏付けられた論文	神奈川農林統計 3	2002. 7
"	身近に感じられた映画「走れ! ケッタマシン」	走れケッタマシン応援談(ふるきやらシネマ)	2002. 8
"	地産地消・旬産旬消が日本の食を救う	世界 10月号(706)	2002. 9
清水純一	Soybean Production in Brazil	Farming Japan 36(4)	2002. 8
鈴村源太郎(共著)	公共事業の新技术(PFI)と地域農業振興方策の接点	農業経営研究 40(2)	2002. 9
鈴村源太郎	土地利用型農業における農家以外の農業事業者の新展開	農業問題研究 52	2002. 9
須田文明	地域を守る「経営国土契約」(CTE) フランス	農業と経済 68(9)	2002. 7
橋詰 登	農家構成の変化と土地利用の動向 1990年代後半における農家構造変化の特徴とその要因	農業問題研究 52	2002. 9
林 岳(共著)	環境経済統合勘定による農業の多面的機能評価手法の開発	環境経済・政策学会 2002 年大会報告要旨集	2002. 9

研究員名	表 題	発表誌, 巻・号	発表年月
堀越孝良	食料・農業・農村基本法についての一考察	農林経済 9465	2002. 8
矢部光保	(書評) 寺脇拓著『農業の環境評価分析』	農業経済研究 74(1)	2002. 6
矢部光保・吉田謙太郎	CVM を通して見た農村の資産評価	農業土木学会大会講演会講演要旨集 平成 14 年度	2002. 8
吉田泰治	食品リサイクルに関する経済波及効果の推計	農林水産政策研究所レビュー 4	2002. 7
"	統計に見る日本の農林水産業の変遷	統計 53(8)	2002. 8
渡部靖夫	我が国食品行政のデマケ問題について	日本計画行政学会大会第 25 回全国大会研究報告要旨集	2002. 9

【口頭発表および講演】

講演者	講演名	講演会名	発表年月日
市田(岩田)知子	むら研究から学ぶもの むらと政策の関わり の視点から	関東・東北地区研究会(日本村落 研究会)	2002. 8. 2
"	開発途上国における農村生活改善 フィリピンの事例から	第 50 回日本農村生活研究大会 (日本農村生活学会)	2002. 9.18
岡江恭史	Bank Credit and Rural Community in Bach Coc	IIAS (International Institute of Asian Studies) Workshop : Vietnamese Peasants 'Activity, An Interaction Between Culture and Nature	2002. 8.29
香月敏孝	国内外における野菜需給動向と施設生産の 展望 農業センサスからみた野菜生産構造 を中心に	農産物の国際競争下における日本 の施設園芸研究の戦略構築会議 (野菜茶業研究所)	2002. 8.24
篠原 孝	輸入農産物に負けず, 松川町農業が元気を 出す	長野県松川町	2002. 7.20
"	シンポジウムコーディネーター「棚田を活 かす」	第 3 回棚田学会総会	2002. 8. 3
"	安全で環境にやさしい食生活	静岡県浜北市	2002. 8.10
"	シンポジウム「環境を守る農業」パネラー	農業機械学会, NHK 主催	2002. 8.24
"	日本型畜産のあり方	畜産草地研究所研究会	2002. 8.27
"	環境・循環の世界における日本農業	長野県国際農友会	2002. 9.13
"	みつめ, 見なおそう!! 私たちの食生活	東京都東久留米市消費講座	2002. 9.14
立川雅司	The Interaction of Vertical and Horizontal Networks in the Non-GMO Identity- Preservation System	XV World Congress of Sociology (International Sociological Association)	2002. 7.10
中田哲也	Concept of Multifunctionality of Agriculture (農業の有する多面的機能)	RECA セミナー(アジア・アフリカ 農村開発機構)	2002. 7.17

講演者	講演名	講演会名	発表年月日
矢部光保	Introduction of Examples in Qualitative Analysis on Multifunctionality	Report of the Second Experts Meeting of the ASEAN-Japan Project on Multifunctionality of Paddy Farming and Effects in ASEAN Member Countries	2002. 8. 7
吉井邦恒	農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析	農業経営安定化政策に関する研究会 (東北大学大学院農学研究科)	2002. 7.26

平成 14 年度駐村研究員会議について

日時：平成 15 年 1 月 31 日（金） 10：30～17：10
 場所：農林水産政策研究所 第 3 会議室（東京都北区西ヶ原）

**共通テーマ：「食の安全と安心の確保のために」
 4 名の駐村研究員の方から報告予定**

* 詳細は、後日、ホームページ等でお知らせします。

駐村研究員制度は、当所の前身、農業総合研究所設立の翌年（昭和 22 年度）に創設されました。その後、諸般の事情の変化に伴い、昭和 29 年度および 43 年度に制度運営方法の一部改正、昭和 59 年度に全面的改正が行われ、現在に至っています。

駐村研究員は、農業および農村に関して豊富な知識を有する地方在住者の方で、当所研究員から推薦された候補者の中から所長が任命します。任期は 1 年（概ね 4 年を限度に再任が可能）で、当所の連絡担当研究員と緊密に連絡をとりながら調査研究を進めています。

具体的な委嘱内容は駐村研究員ごとに異なっており、その調査研究活動も「地域農業及び農村に関する情勢報告」等の調査研究報告書の提出や当所研究員の現地調査への参加・協力、駐村研究員会議への参加等多岐にわたっています。その活動は、農村現地における生の情報の収集・整理を主眼としており、その点で当所の調査研究を補完する重要な役割を担うものです。

駐村研究員の研究成果は、駐村研究員会議での報告や「駐村研究員だより」として、『農林水産政策研究所レビュー』に掲載されるほか、当所研究員の論文・調査報告の取りまとめ等への寄与という形で発表されます。

平成 14 年度の駐村研究員は、北は北海道から南は九州までの 15 名で構成されています。例年ほとんどの研究員が参加する駐村研究員会議（昭和 55 年度初回、今年度は第 23 回）では、関係行政部局等からの参加も得て、研究や政策推進上の情報交換と交流を行っています。

（駐村研究員制度運営委員会事務局 研究交流科）



農林水産政策研究所 最近の刊行物

農林水産政策研究

第1号 (2001.12)

エコラベルとWTO協定	藤岡 典夫
豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向	渡部 靖夫
介護保険に対する利用者の反応とその特徴	相川 良彦 堀田 きみ 山根 律子

第2号 (2002.3)

農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析	吉井 邦恒
親環境農業路線に向かう韓国農政	足立恭一郎

第3号 (2002.12)

自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争	薬師寺哲郎
フランスの公的品質表示産品におけるガバナンス構造	須田 文明 相川 良彦 合田 素行 堀田 きみ 叶堂 隆三
介護保険下における介護サービス事業の展開状況	

農林水産政策研究叢書

第1号 (2002.2)

フランス農政における地域と環境	石井 圭一
-----------------------	-------

農林水産政策研究成果情報 No.1 (平成13年度, 2002.6)

農林水産政策研究所年報 平成13年度 (2002.10)

行政対応特別研究 [野菜] プロジェクト研究資料

第1号 (2002.9) WTO体制下における農産物セーフガードに関する調査資料
--

GMO プロジェクト研究資料

第2号 (2002.7) 海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向

農村経済活性化プロジェクト研究資料

第1号 (2002.3) 農村地域でのビジネス起業
第2号 (2002.3) 住民意志に基づく農村整備

有機性資源プロジェクト研究資料

第3号 (2002.2) 外食産業における生ごみ・食べ残し等の処理の実態

農林水産政策研究所ディスカッションペーパー

第1号 (2002.5) 資料でたどる韓国の親環境農業政策

平成14(2002)年12月20日 印刷・発行

農林水産政策研究所レビュー No.6

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1

電話 東京(03)3910-3946

FAX 東京(03)3940-0232

ホームページアドレス <http://www.primaff.affrc.go.jp/>

印刷・製本 株式会社 高山